

## 第3章 公共空間の利活用に取り組む団体等の現況把握、連携促進及び普及啓発方策の検討

### 3-1 まちづくり団体及び地方公共団体の活動状況等を把握するためのアンケート調査

全国的な公共空間の利活用事例の増加、及びそれを支える制度の変化を踏まえ、まちづくり団体と地方公共団体の意識の変化と今後のさらなる制度活用に向け、まちづくり団体及び地方公共団体の活動状況等を把握するためアンケート調査を実施する。

アンケート調査については以下の3つを行った。

- (1) 自治体向け1次アンケート調査
- (2) 自治体向け2次アンケート調査
- (3) まちづくり団体向け調査

以上の3つのアンケート調査結果内容について以下に整理を行う。

#### (1) 官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査自治体向け1次アンケート調査

##### ①調査概要

- |        |  |
|--------|--|
| 【目的】   | 都市再生特別措置法に基づく制度の活用状況等の把握をするため、全国の全市区町村に対しアンケート調査を行う。 |
| 【調査日時】 | 平成30年11月9日～平成30年11月28日                               |
| 【調査対象】 | 全市区町村（1,741市区町村）                                     |
| 【調査方法】 | エクセル形式によるアンケート調査票を各地方整備局経由で基礎自治体へ配布、回収。              |
| 【配布数】  | 1,741件（1,741市区町村）                                    |
| 【回収状況】 | 1,741件（100%）   |

##### ②調査結果まとめ

- ・アンケート回収率は100%
- ・平成30年4月から11月調査時点までの間で、都市再生推進法人を指定した自治体は9自治体、うち都市再生整備計画や都市計画の提案があった自治体は4団体となっている。

③集計結果

1-1 H30年4月以降新たに、都市再生推進法人の指定実績はありますか。(法第118条)

選択肢	回答数
①ある	7
②なし	1,734
無回答(無効を含む)	0
回答者合計	1,741

《具体的な指定状況》

市区町村	法人名	指定年月日
東京都渋谷区	一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント	H30. 5. 11
静岡県静岡市	一般社団法人 草薙カルテッド	H30. 6. 24
埼玉県川口市	川口都市開発 株式会社	H30. 10. 1
愛知県春日井市	高蔵寺まちづくり 株式会社	H30. 10. 5
熊本県合志市	株式会社 こうし未来研究所	H30. 10. 26
茨城県水戸市	株式会社 まちみとラボ	H30. 11. 1
東京都港区	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント	H30. 11. 27
群馬県前橋市	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	H30. 12. 18
岐阜県多治見市	多治見まちづくり 株式会社	H30. 12. 28

2-1 H30年1月以降新たに、都市再生推進法人による都市再生整備計画や都市計画の提案の実績はありますか。(法第46条の2、第57条の2)

選択肢	回答数
①ある	4
②なし	1,737
無回答(無効を含む)	0
回答者合計	1,741

《 具体の提案内容 》

市区町村	提案者	提案内容
東京都渋谷区	一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント	官民連携した魅力ある公共空間(賑わいのある地下歩行者空間)の整備・活用・管理を図るため、道路占用許可の特例を活用した食事施設及び購買施設の設置
愛知県豊田市	一般社団法人 TCCM	道路占用の特例区域、都市利便増進協定について
愛知県名古屋市	栄ミナミまちづくり株式会社	デジタルサイネージ事業、有料駐輪場事業、シェアサイクル事業、アーチ添加広告事業の実施
滋賀県大津市	株式会社 まちづくり大津	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路占用許可特例、都市公園占用許可特例活用(シェアサイクルポートの設置)</li> <li>・「なぎさのテラス」テナントミックス事業</li> <li>・旧大津公会堂」テナントミックス事業</li> </ul>

3-1 H30年1月以降新たに、市町村都市再生協議会を設置していますか。(法第117条)

選択肢	回答数
①ある	5
②なし	1,638
無回答(無効を含む)	98
回答者合計	1,741

《具体の協議会名》

市区町村	協議会名称	協議会設置年度
北海道古平町	古平町都市再生協議会	平成30年度
北海道長万部町	長万部まちづくり推進会議	平成30年度
高知県四万十市	四万十市都市再生協議会	平成30年度

《その他補足自治体》

市区町村	協議会名称	協議会設置年度
和歌山県和歌山市	法第117条に基づく市町村都市再生協議会ではないが、本市が指定した都市再生推進法人の相互の情報交換等を目的とする都市再生推進法人連絡会議を設置している。	平成30年度
徳島県阿南市	法定協議会ではないが、任意協議会を設置	
滋賀県彦根市	H29.2既に設置しています。	

4-1 H30年1月以降新たに、道路占用の許可の特例の活用実績はありますか。(法第62条)

選択肢	回答数
①ある	4
②なし	1,640
無回答(無効を含む)	97
回答者合計	1,741

《 具体の提案内容 》

市区町村	占用主体	開始年度	道路管理者名	実施事業
東京都 渋谷区	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	平成30年度	渋谷区	官民連携した魅力ある公共空間(賑わいのある地下歩行者空間)の整備・活用・管理を図るため、道路占用許可の特例を活用した食事施設及び購買施設の設置
千葉県 千葉市	千葉商工会議所	平成30年度	千葉市	歩行者天国(食事施設・購買施設)
愛知県 名古屋市	栄ミナミまちづくり株式会社	平成30年度	名古屋市	デジタルサイネージ事業、シェアサイクル事業、アーチ添加広告事業の実施
	栄ミナミまちづくり株式会社	平成30年度	中部地方整備局	デジタルサイネージ事業、シェアサイクル事業
山口県 周南市	周南市役所 中心市街地整備部 中心市街地整備課	平成29年度	周南市役所 建設部道路課	食事施設、イス、テーブル等の設置

5-1 H30年1月以降新たに、河川敷地の占用許可の活用実績はありますか。

選択肢	回答数
①ある	0
②なし	1,644
無回答(無効を含む)	97
回答者合計	1,741

6-1 H30年1月以降新たに、都市公園の占用許可の特例の活用実績はありますか。(法第62条の2)

選択肢	回答数
①ある	2
②なし	1,641
無回答(無効を含む)	98
回答者合計	1,741

《具体的な活用実績内容》

市区町村	占用主体	公園名・物件	許可年月	占用期間
愛知県 名古屋市	栄ミナミまちづくり株式会社	白川公園、裏門前公園 占用物件：シェアサイクルポート(自転車駐車器具)	平成30年4月	平成30年4月12日～平成33年3月31日
和歌山県 和歌山市	都市再生推進法人	①汀公園 ②城東公園 ③湊北公園 ④太田第4公園 ⑤雄湊公園 ⑥本町公園 ⑦大新公園 ⑧和歌山公園 占用物件：サイクルポート(自転車駐車場)	平成30年3月	平成30年3月～平成30年10月
福岡県 福岡市	未定	出来町公園、サイクルポート等(未定)	未定	未定

7-1 H30年1月以降新たに、都市利便増進協定の認定実績はありますか。(法第74条)

選択肢	回答数
①ある	3
②なし	1,640
無回答(無効を含む)	98
回答者合計	1,741

《具体の認定実績内容》

市区町村	協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
埼玉県 さいたま市	さいたま市、一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	平成30年2月20日 (協定認定日:平成30年2月26日)	賑わい創出事業のための設備、休憩施設	都市利便増進施設を活用して、まちの賑わいの創出に資するイベント等の実施し、管理に要する費用は施設や設備ごとに締結者間で分担して負担
愛知県 名古屋市	栄ミナミまちづくり株式会社、道路管理者(名古屋市長)、公園管理者(名古屋市長)	平成30年3月23日	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート、アーチ添加広告、有料駐輪設備	都市利便増進施設周辺の清掃、美化活動等
	栄ミナミまちづくり株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社	平成30年3月30日	シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等
	栄ミナミまちづくり株式会社、国土交通省中部地方整備局	平成30年9月25日	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等
福井県 福井市	福井市 まちづくり	平成30年4月4日	市道・都市公園を協定	協定区域におけるイベント等の管理・運営と清掃・

	福井(株)		<p>区域とし、テーブル・イス・テントといった食事・購買・休憩施設や広告塔・施設の看板といった看板、屋外ベンチ、花壇を位置づけイベント等の管理・運営にあたっては、まちづくり福井(株)が期間を定めて道路占有・使用許可を受けている。</p> <p>都市利便増進施設の整備にあたっては、民間まちづくり活動促進事業の補助をいただいている。</p>	<p>美化活動、プランター等の管理</p>
--	-------	--	---	-----------------------



8-1 H30年1月以降新たに、都市再生歩行者経路協定または都市再生整備歩行者経路協定の認可実績はありますか。(法第45条の2、第73条)

選択肢	回答数
①ある	1
②なし	1,642
無回答(無効を含む)	98
回答者合計	1,741

《具体の活用実績内容》

市区町村	協定締結者	締結日	協定施設	日常管理に関する事項
滋賀県 長浜市	えきまち長浜(株)、長浜市、(株)平和堂、JR西日本ほか土地所有者等 14名	平成29年 12月28日 (協定認定日:平成30年5月23日)	ペDESTリアンデッキ、駅自由通路等	各施設の財産区分に基づき各々が日常管理を実施。ただし、市の財産区分及び都市再生推進法人の管理施設については、都市再生推進法人が日常管理を実施(予定)。

9-1 低未利用土地利用促進協定の締結実績はありますか。(法第 80 条の 2)

選択肢	回答数
①ある	1
②なし	1,642
無回答(無効を含む)	98
回答者合計	1,741

**(2) 官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査自治体向け2次アンケート調査**

①調査概要

【目 的】 公共的空間利活用に関する現況把握を把握する。特に、利活用可能性のある公共空間の把握・活用に向けたアイデアや官民連携の状況（空間面での連携実態、運営面（人材・資金・制度）での連携状況）等の把握を行う。

【調査日時】 平成 31 年 2 月 1 日～平成 31 年 2 月 15 日

【調査対象】 全市区町村（1,741 市町村）

【調査方法】 エクセル形式によるアンケート調査票を業務委託業者より基礎自治体へ直接メール送信、回収。

【配布数】 1,741 件（1,741 自治体）

【回収状況】 1,741 件（100.0%）

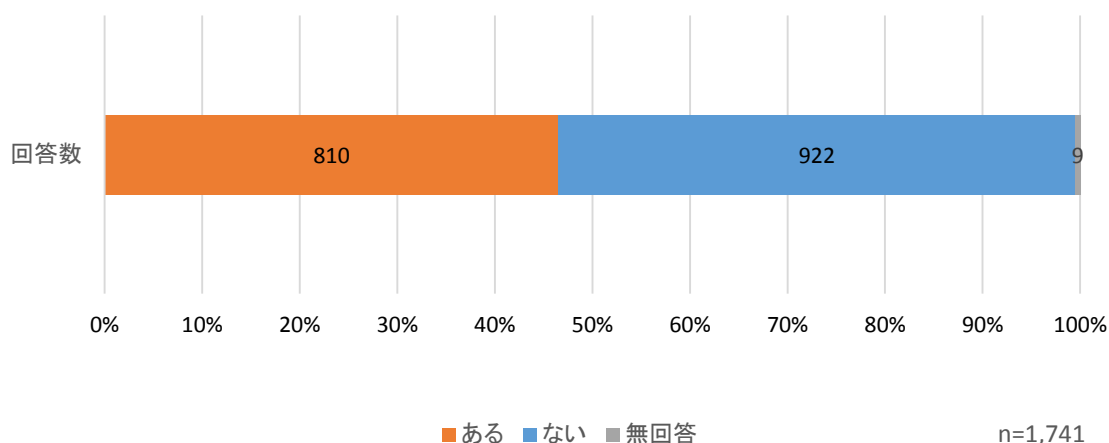
## ②集計結果

はじめに、貴市区町村における民間まちづくり団体の主な活動等について回答してください。

1-1 貴市区町村において、まちづくり団体はありますか。

✓ 1,741自治体中、まちづくり団体<sup>※1</sup>があると回答したのは、810団体約5割となっている。

項目	回答数	構成比
ある	810	46.5%
ない	922	53.0%
無回答	9	0.5%
合計	1,741	100.0%



※1まちづくり団体とは、まちづくりを主な目的として活動している団体

(例)

- ・まちづくりや市街地整備、都市開発を目的とした公社、財団、社団法人等
- ・まちづくりや地域の活性化、エリアマネジメント等に取り組むまちづくり会社やNPO等  
(ハード整備だけではなく、ソフト的な取組のみの団体も対象)
- ・住民同士によるまちづくり協議会等の事業を実施していない団体であっても、まちづくりを主目的とした活動を行っている団体・組織

(対象外) 以下の団体は対象外とする。

- ・土地開発公社や商店街振興組合、商工会議所、観光協会等のまちづくりを主目的としない団体は対象外

	50万人以上 (N=35)	30万人以上 50万人未満 (N=49)	20万人以上 30万人未満 (N=45)	10万人以上 20万人未満 (N=153)	5万人以上10 万人未満 (N=262)	3万人以上5 万人未満 (N=243)	1万人以上3 万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
ある	91.4%	91.8%	80.0%	75.8%	61.1%	53.1%	35.7%	26.2%
ない	8.6%	8.2%	20.0%	24.2%	38.5%	46.5%	63.6%	73.0%

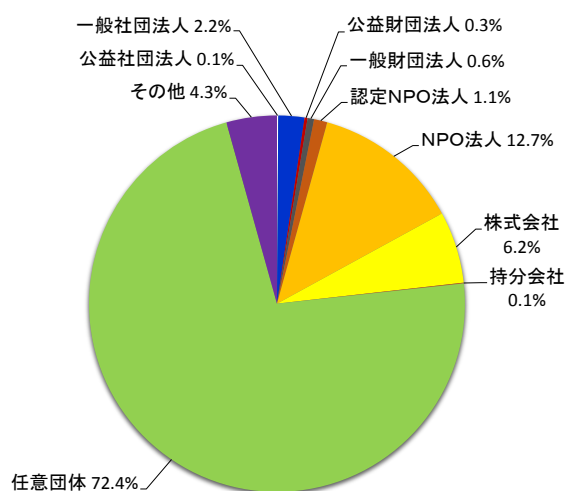
1-1-2 1-1 で「①ある」とお答えいただいた方にお聞きします。貴市区町村で活動するまちづくり団体についてお聞かせください。

- ✓ 組織形態別まちづくり団体数は、「任意団体」との回答が最も多く 3,354 件と約 7割となっている。
- ✓ 次に「NPO 法人」が約 1 割、「株式会社」が約 1 割弱となっている。

○組織形態別のまちづくり団体数

組織形態		総数		構成比
社団法人	公益社団法人	5	109	0.1%
	一般社団法人	104		2.2%
財団法人	公益財団法人	12	38	0.3%
	一般財団法人	26		0.6%
特定非営利活動法人	認定NPO法人	53	643	1.1%
	NPO法人	590		12.7%
株式会社		286		6.2%
持分会社		3		0.1%
任意団体		3,354		72.4%
その他		201		4.3%
合計		4,634		100.0%

○まちづくり団体の組織形態

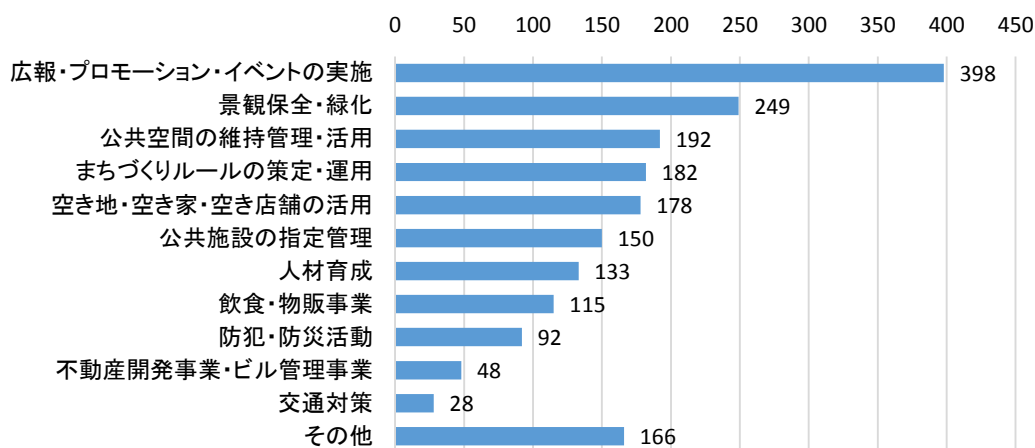


1-2 1-1 で「①ある」とお答えいただいた方にお聞きします。貴市区町村で活動するまちづくり団体が取り組んでいるまちづくり活動について主たるものを選択してください。

(上位3位まで)

- ✓ 「広報・プロモーションイベントの実施」との回答が最も多く 398 件と約 5 割となっている。
- ✓ 次いで「景観保全・緑化」が約 3 割、「公共空間の維持・管理」が約 2 割となっている。

項目	回答数	構成比
広報・プロモーション・イベントの実施	398	49.1%
景観保全・緑化	249	30.7%
公共空間の維持管理・活用	192	23.7%
まちづくりルールの策定・運用	182	22.5%
空き地・空き家・空き店舗の活用	178	22.0%
公共施設の指定管理	150	18.5%
人材育成	133	16.4%
飲食・物販事業	115	14.2%
防犯・防災活動	92	11.4%
不動産開発事業・ビル管理事業	48	5.9%
交通対策	28	3.5%
その他	166	20.5%
合計	1,931	



n=810

【その他（自由回答）】

●医療・福祉

- ・ 地域医療サポーター
- ・ 子供の健全育成や高齢者の健康促進等
- ・ 福祉
- ・ 市民ステーションの運営事業、市民活動サポート事業、子育て・福祉に関する事業

●情報共有

- ・ 区が実施するまちづくりに関する事業の情報共有
- ・ 民間相互連携及び公民連携事業の推進、民間活力の誘導等
- ・ 地域内における課題解決。福祉・防災・地域

(〔医療・福祉〕続き)

- ・ 障害者福祉施設
- ・ どぶろくの製造・販売
- ・ 地域特産品開発事業及びネット通販等を活かした販路拡大

● 環境

- ・ バイオディーゼルの活用等の環境対策
- ・ 遠賀川等河川浄化活動
- ・ 地域の森林の維持管理
- ・ 環境保全
- ・ 住環境・街並みの整備
- ・ 市街化整備事業の検討、民有樹林地の保全活動、緑化普及啓発活動

● 観光

- ・ 観光地域づくり
- ・ 観光事業（インバウンド等）
- ・ まちなか回遊性向上事業（まちなかマップ作成等）
- ・ 松茂町の一次産業を活かしたまちづくり（観光事業）の計画検討
- ・ 観光振興
- ・ ボランティア通訳案内等
- ・ グリーンツーリズム
- ・ 観光の振興
- ・ 農家民宿群の形成

● 公共空間

- ・ 公共空間の維持管理・活用についての検討
- ・ 公共施設等の整備に係る意見等の提案
- ・ 公共施設管理
- ・ 新交流拠点施設（建設予定）での活動内容の検討
- ・ 公共施設の受付管理業務
- ・ ギャラリー・ホールの管理・運営
- ・ 宿泊施設の運営
- ・ 市街地駐車場運営

● 交通

- ・ 砂郷地区の狭小な道路等、地区内の課題に対するまちづくり方針を策定し、まちづくりの実現化を図ること。
- ・ 鉄道の高架化に伴う協議会

● 広報・イベント

- ・ イベントの開催などによる交流促進
- ・ 地域の祭り・イベントへの参加・運営
- ・ 町のにぎわいの創出（イベント企画等）
- ・ イベント活動、シーニックナイト（国道沿い冬イベント）
- ・ イベントに対する協賛
- ・ 地域資源を活用したイベント実施と、情報発信
- ・ 地域運動会、芸能大会、文化祭
- ・ 出版などの事業を通じたさまざまな情報発信
- ・ 毎年3月に行われる祭りについて、月一回懇談会を開催している
- ・ 各地区での賑わい創生を図り、イベント等の開催
- ・ 地域イベント（お祭り）
- ・ 地域おこしイベント

(〔情報共有〕続き)

活性化などを団体間で話し合い解決できるような活動

● 地域振興

- ・ 廃校施設の活用と地域イベントの開催による地域の活性化
- ・ 地域活性化事業
- ・ 地域活性化
- ・ 地域コミュニティの活性化を目的として実施されるソフト的な取り組み
- ・ 地域活性化
- ・ 地域コミュニティの維持・形成
- ・ 地域交流
- ・ 東日本大震災からの復興を目的とした活動
- ・ コミュニティ活動支援
- ・ 地域活性化
- ・ 地域の課題解消と活性化
- ・ 地域の活性化
- ・ 地域の活性化に向けた検討、情報交換、取組
- ・ 地域交流
- ・ 地域の活性化
- ・ コミュニティ FM の番組づくりを通じた地域コミュニティの活性化活動
- ・ 中心市街地活性化協議会の一員として会議の運営補助、出店サポートセンターを運営し、中心商店街内への出店の総合窓口を担う
- ・ 地域コミュニティの活性化
- ・ 地域コミュニティ組織の再構築
- ・ 集落の活性化（農家民宿、農家レストランの立ち上げ）、県内大学生との連携
- ・ 地区の活性化
- ・ 経済活動の活性化

● 土地活用・不動産

- ・ 市街地の再開発
- ・ 土地区画整理事業を踏まえたまちづくりの検討
- ・ 市街地再開発事業、土地区画整理事業
- ・ 駅前周辺整備に向けた検討
- ・ 土地区画整理事業の調査研究
- ・ 道路拡幅事業の推進
- ・ 市街地再開発事業に関する計画立案・事業推進等
- ・ 区画整理事業の実施にともなう街づくり
- ・ 市街地整備計画策定
- ・ 取手駅前土地区画整理事業と市街地再開発事業の合併施工の推進
- ・ 土地区画整理事業組合
- ・ 都市開発事業の調査・企画及びコンサルティング
- ・ 市街地再開発事業の検討
- ・ 個人施工土地区画整理事業組合
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 再開発事業に対する地元権利者の知識向上及び理解を深め、地元合意形成並びにその意見の反映を図る
- ・ 組合施工土地区画整理事業の実施に向けた調査・検討
- ・ 個々の開発事業の相談、まちづくりに関する調査研究・イベント支援等

●子育て

- ・子育て
- ・子どもを対象にした体験活動など
- ・配食・見守りサービス
- ・環境教育
- ・地域の子どもを対象とした体験学習
- ・子育て支援事業

●住宅

- ・移住・定住に関する調査、企画、相談支援及び斡旋等の業務並びにイベントの企画、実施及び広報活動
- ・建築物に対する指導
- ・移住・定住ワンストップ窓口
- ・定住促進
- ・居住環境の改善に向けた整備計画の検討及び地元調整等

●商業

- ・商業基盤施設の運営
- ・産業振興
- ・地域通貨発行等
- ・法人及び個人が市街地の商工振興を目的として行う事業に対するコンサルタント業務
- ・商店街の近代化及び整備改善並びに商店経営の合理化に必要な事業を推進することにより、賑わいのあるまちづくりに寄与すること
- ・地域の魅力を活かした産業振興、地域住民のコミュニティ交流事業等
- ・地域特産品の開発、認定
- ・特産品開発事業
- ・産業振興
- ・産業振興事業
- ・地域住民の購買に関わる各種サービス、支援事業
- ・テナント運営
- ・商品開発等
- ・中心市街地の活性化を図るためには中心市街地における商業集積を一体的かつ計画的に管理運営する団体
- ・映画館

●歴史・文化

- ・中心市街地活性化協議会の事務局業務
- ・文化振興・伝統文化保存継承事業
- ・宿場町の景観を残す建物の一部を開放し、物販や地域の紹介などを行っている
- ・足袋蔵など歴史的建築物の保全
- ・歴史的建造物の保存活用
- ・歴史調査の実施、調査結果発表会の開催
- ・歴史的建造物の保存・再生
- ・文化財の保存・活用
- ・登録有形文化財「伝成館」の保存活動

●実施なし、休止

- ・現在休止中。
- ・設立したばかりで具体的な活動は現時点ではない。
- ・中心市街地活性化事業を実施しようとした際に設立されたまちづくり団体であるが、現在、中心市街地活性化事業の実施見通しがたっていないため、活動は実施されていない

●まちづくり計画・提案・運営

- ・テナントの貸付
- ・女性や高齢者が活躍するまちづくりの計画検討
- ・まちづくりルールの申請、まちづくり構想の提案、テーマ型まちづくりの提案
- ・地域住民における地区の将来像や取り組みを示す地区まちづくり構想の策定や推進
- ・朝日まちなみプランを基本とし、転入者や来訪者等の視点についても考慮しながら地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくり、歩き集えるくらしやすいまちづくりを検討する
- ・まちづくりに関する提案
- ・まちづくりの推進
- ・黒松内町総合計画に基づき実施される「まちづくり施策」について、各種調査・検討を行い、総合的見地から町に提言することを目的としている
- ・まちづくりビジョンの策定
- ・まちづくり計画の策定に向けた協議の実施
- ・構想図(将来計画図)の作成
- ・景観まちづくりの助成金の審査など
- ・まちづくりルール(地区計画等)の策定に向けた内容の検討
- ・駅周辺のまちづくり
- ・まちづくり協議会設立に向けた準備
- ・市街地再開発によるまちづくりの検討
- ・今後の地域のまちづくりについて具体的な検討を行う
- ・まちづくりに対する市への提言及び市の求めに対する各種市民団体との意見交換及び調整
- ・団体に所属する各学部で、取り組みたいまちづくりのテーマ(分野)を設定し、検討・研究を行う。その検討結果をとりまとめて町へ提言する。(学部・年度ごとに取り組むテーマは異なる。)
- ・まちづくり団体における相互の意見交換

●その他

- ・現在、地方創生のための地域資源と地域人材の発掘を目指し、具体的な活動内容を模索中
- ・人口減少問題
- ・熊谷市ふるさと納税返礼品業務全般
- ・団体数が多く、目的も多種多様であるため、3つに絞ることができません
- ・各種委託事業(通行量調査、熊谷まちなかモデル委員会事務局委託等)
- ・⑦景観保全・緑化、⑩不動産開発事業・ビル管理事業が該当
- ・不動産マッチング、特産品販売、地域食堂運営、高齢者見守り、森林環境教育、集落の課題解決に向けた取組、移住・定住、起業対策等

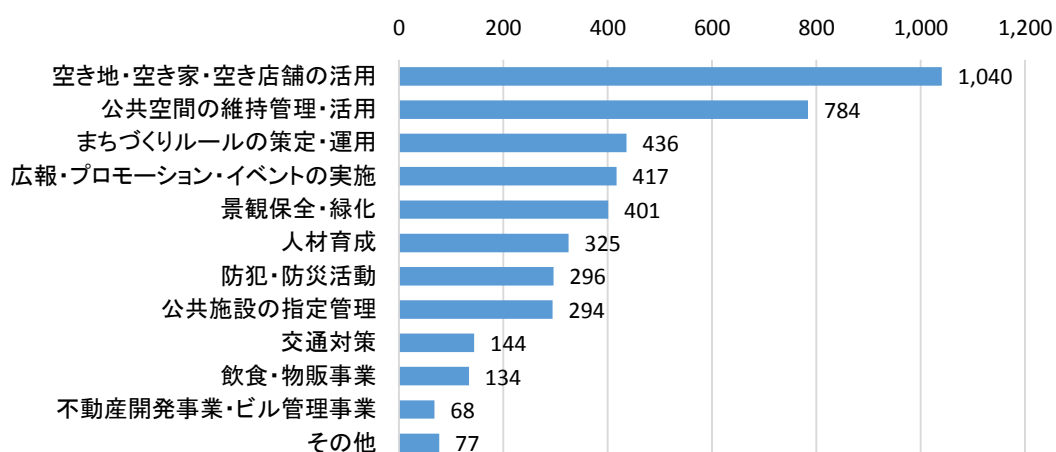
	50万人以上 (N=32)	30万人以上 50万人未満 (N=45)	20万人以上 30万人未満 (N=36)	10万人以上 20万人未満 (N=116)	5万人以上10 万人未満 (N=160)	3万人以上5 万人未満 (N=129)	1万人以上3 万人未満 (N=158)	1万人未満 (N=134)
広報・プロモーション・イベントの実施	65.6%	53.3%	47.2%	49.1%	52.5%	47.3%	43.0%	49.3%
景観保全・緑化	18.8%	15.6%	27.8%	24.1%	36.3%	31.8%	34.2%	33.6%
公共空間の維持管理・活用	37.5%	33.3%	36.1%	19.0%	27.5%	21.7%	19.6%	20.1%
まちづくりルールの策定・運用	40.6%	44.4%	44.4%	30.2%	23.1%	24.0%	11.4%	9.0%
空き地・空き家・空き店舗の活用	9.4%	26.7%	22.2%	25.0%	23.1%	20.2%	25.9%	16.4%
公共施設の指定管理	12.5%	24.4%	22.2%	19.0%	18.1%	21.7%	19.0%	13.4%
人材育成	21.9%	13.3%	19.4%	12.9%	15.6%	15.5%	21.5%	14.2%
飲食・物販事業	6.3%	0.0%	8.3%	9.5%	12.5%	12.4%	20.9%	22.4%
防犯・防災活動	9.4%	8.9%	25.0%	13.8%	14.4%	9.3%	12.7%	3.7%
不動産開発事業・ビル管理事業	9.4%	11.1%	8.3%	12.1%	6.9%	3.1%	2.5%	3.0%
交通対策	3.1%	6.7%	11.1%	4.3%	3.8%	1.6%	1.9%	3.0%
その他	25.0%	22.2%	8.3%	21.6%	16.9%	15.5%	20.3%	30.6%



1-3 貴市区町村として、今後まちづくり団体に担ってほしいまちづくり活動について選択してください。（上位3位まで）※まちづくり団体がない場合についてもご回答ください。

- ✓ 「空き地・空き家・空き店舗の活用」との回答が最も多く 1040 件と約 6 割となっている。
- ✓ 次いで「公共空間の維持管理・活用」が約 5 割、「まちづくりルールの策定・運用」が約 3 割となっており、1-2 の活動実態と比べると差異が見られる。

項目	回答数	構成比
空き地・空き家・空き店舗の活用	1,040	59.7%
公共空間の維持管理・活用	784	45.0%
まちづくりルールの策定・運用	436	25.0%
広報・プロモーション・イベントの実施	417	24.0%
景観保全・緑化	401	23.0%
人材育成	325	18.7%
防犯・防災活動	296	17.0%
公共施設の指定管理	294	16.9%
交通対策	144	8.3%
飲食・物販事業	134	7.7%
不動産開発事業・ビル管理事業	68	3.9%
その他	77	4.4%
合計	4,416	



n=1,741

<b>【その他（自由回答）】</b> ●医療・福祉 ・子育て支援	●住宅 ・人口増につながる移住定住事業等 ・移住・定住ワンストップ窓口
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史・文化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的建造物の保存活用</li> <li>・ 歴史調査の実施、調査結果発表会の開催</li> <li>・ 文化財の保存・活用</li> </ul> </li> <li>●まちづくり計画・提案・運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間相互連携及び公民連携事業の推進、民間活力の誘導</li> <li>・ 賑わいのあるまちづくりに関する事業</li> <li>・ 健康づくり・安心・安全のまちづくり</li> <li>・ まちづくり構想の提案</li> <li>・ まちづくりルールの申請</li> <li>・ まちづくりルール（地区計画等）の策定に向けた内容の検討</li> <li>・ まちづくりへの参画、まちづくりに関する調査研究・イベント等</li> <li>・ まちづくりにおける協議の実施</li> <li>・ テーマ型まちづくりの提案</li> <li>・ 実施主体として取り組むまちづくり活動</li> </ul> </li> <li>●土地活用・不動産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地再開発事業</li> <li>・ 土地区画整理事業<sup>〃</sup></li> <li>・ 区画整理事業の実施にともなう街づくり</li> </ul> </li> <li>●地域振興 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域内における課題解決福祉・防災・地域活性化などを団体間で話し合い解決できるような活動</li> <li>・ 地域活性化(4)</li> <li>・ 地域の活性化に向けた検討、情報交換、取組</li> <li>・ 地域の課題解消と活性化</li> </ul> </li> <li>●商業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人及び個人が市街地の商工振興を目的として行う事業に対するコンサルタント業務</li> <li>・ 都市開発事業の調査・企画及びコンサルティング</li> <li>・ 地域特産品開発事業及びネット通販等を活かした販路拡大</li> <li>・ 商業基盤施設の運営</li> <li>・ にぎわいの創出（地域商業の活性化）</li> <li>・ 地域住民の購買に関わる各種サービス、支援事業</li> <li>・ 地域特産品の開発、認定</li> <li>・ 経営基盤を安定させる自主収益事業</li> <li>・ 自主事業、補助や委託以外で財源を生み出してほしい（飲食事業などで）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ活動支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域コミュニティの活性化を目的として実施されるソフトな取り組み</li> <li>・ コミュニティ活動支援</li> </ul> </li> <li>●広報・イベント <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域運動会、芸能大会、文化祭</li> <li>・ 地域の祭り・イベントへの参加・運営</li> <li>・ 地域イベント（お祭り）</li> </ul> </li> <li>●交通 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通対策</li> <li>・ 交通安全対策等</li> </ul> </li> <li>●公共施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等の整備に係る意見等の提案</li> <li>・ 公共施設の受付管理業務</li> </ul> </li> <li>●観光 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特産品の開発</li> <li>・ 新たな観光商品の開発、ターゲットを定めた確かな情報発信、インバウンド受入体制の整備</li> <li>・ 観光振興事業の推進、イベントの開催、インバウンド対応</li> <li>・ 観光事業の活動</li> <li>・ 観光客誘致、交流人口の増大</li> </ul> </li> <li>●コミュニティまちづくり活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内の清掃活動等</li> <li>・ 地域資源を活かした体験プログラムの企画運営</li> <li>・ 地域資源（ヒト・コト・モノ）の情報発信、プロモーション</li> <li>・ 地域運営組織の核となる活動</li> <li>・ 地域の特性に応じた課題解決型事業</li> <li>・ 多様な主体の協働による地域課題の解決</li> <li>・ 新交流拠点施設での活動</li> <li>・ 小さな地域活動団体の相談窓口や地域活性化を取り組む人材育成など、地域住民などが自主的に活動するための支援をする団体</li> <li>・ 現状 NPO 団体の維持</li> <li>・ 現行活動の充実と活性化</li> <li>・ それぞれの地域ニーズに基づいた活動</li> <li>・ エリアマネジメント</li> <li>・ エリアの価値向上に資する自立した事業の実施</li> </ul> </li> <li>●特になし・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし、未検討(13)</li> </ul> </li> </ul>
---	---

	50万人以上 (N=35)	30万人以上 50万人未満 (N=49)	20万人以上 30万人未満 (N=45)	10万人以上 20万人未満 (N=153)	5万人以上 10万人未満 (N=262)	3万人以上 5万人未満 (N=243)	1万人以上 3万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
空き地・空き家・空き店舗の活用	28.6%	46.9%	48.9%	54.2%	63.4%	61.3%	66.3%	57.4%
公共空間の維持管理・活用	65.7%	51.0%	55.6%	43.8%	49.6%	46.5%	47.3%	37.5%
まちづくりルールの策定・運用	57.1%	51.0%	35.6%	36.6%	30.2%	30.5%	16.1%	18.6%
広報・プロモーション・イベントの実施	34.3%	32.7%	28.9%	22.9%	27.9%	21.0%	23.1%	22.5%
景観保全・緑化	11.4%	12.2%	31.1%	23.5%	24.0%	25.5%	21.0%	24.0%
人材育成	8.6%	18.4%	22.2%	22.2%	21.0%	16.0%	17.9%	18.6%
防犯・防災活動	11.4%	10.2%	24.4%	10.5%	13.7%	13.6%	18.8%	21.1%
公共施設の指定管理	14.3%	14.3%	8.9%	15.7%	13.4%	19.8%	19.7%	16.4%
交通対策	2.9%	12.2%	13.3%	6.5%	6.9%	9.5%	8.1%	8.6%
飲食・物販事業	0.0%	2.0%	0.0%	3.3%	6.5%	6.2%	6.3%	13.3%
不動産開発事業・ビル管理事業	5.7%	6.1%	8.9%	10.5%	4.2%	5.3%	1.4%	2.0%
その他	11.4%	8.2%	2.2%	4.6%	5.0%	3.7%	3.4%	4.7%

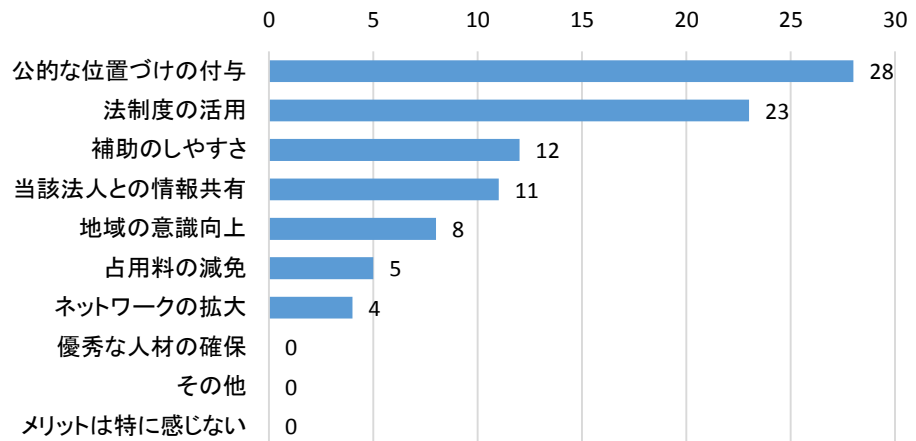
都市再生特別措置法に基づく制度について回答してください。

〈都市再生推進法人を指定している自治体にお聞きします。〉

2-1 都市再生推進法人を指定したことで最も大きなメリットと感じるものを選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「公的な位置づけの付与」との回答が最も多く28件と約3割となっている。
- ✓ 次いで「法制度の活用」が約3割、「補助のしやすさ」「当該法人との情報共有」が約1割となっている。
- ✓ 「メリットは特に感じない」という回答は無かった。

項目	回答数	構成比
公的な位置づけの付与	28	30.8%
法制度の活用	23	25.3%
補助のしやすさ	12	13.2%
当該法人との情報共有	11	12.1%
占用料の減免	8	8.8%
地域の意識向上	5	5.5%
ネットワークの拡大	4	4.4%
優秀な人材の確保	0	0.0%
その他	0	0.0%
メリットは特に感じない	0	0.0%
合計	91	



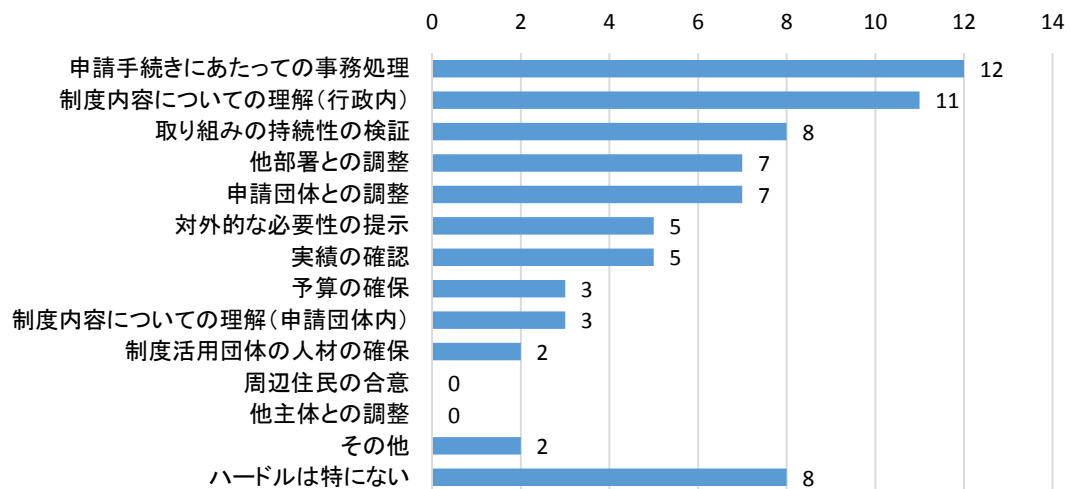
n=33

	50万人以上 (N=7)	30万人以上 50万人未満 (N=10)	20万人以上 30万人未満 (N=5)	10万人以上 20万人未満 (N=5)	5万人以上10 万人未満 (N=5)	3万人以上5 万人未満 (N=1)	1万人以上3 万人未満 (N=0)	1万人未満 (N=0)
公的な位置づけの付与	71.4%	80.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	-
法制度の活用	100.0%	60.0%	80.0%	60.0%	40.0%	100.0%	-	-
補助のしやすさ	0.0%	40.0%	20.0%	60.0%	60.0%	100.0%	-	-
当該法人との情報共有	14.3%	50.0%	20.0%	20.0%	60.0%	0.0%	-	-
占用料の減免	14.3%	10.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	-	-
地域の意識向上	42.9%	10.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	-	-
ネットワークの拡大	14.3%	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	0.0%	-	-
優秀な人材の確保	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-
メリットは特に感じない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-

2-2 都市再生推進法人を指定した際に、ハードルと感じたことを選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「申請手続きにあたっての事務処理」との回答が最も多く 12 件と約 4 割となっている。
- ✓ 次いで「制度内容についての理解 (行政内)」が約 3 割、「取り組みの持続性の検証」が約 2 割となっている。
- ✓ 「ハードルは特にない」との回答も約 2 割あった。

項目	回答数	構成比
申請手続きにあたっての事務処理	12	36.4%
制度内容についての理解(行政内)	11	33.3%
取り組みの持続性の検証	8	24.2%
他部署との調整	7	21.2%
申請団体との調整	7	21.2%
対外的な必要性の提示	5	15.2%
実績の確認	5	15.2%
予算の確保	3	9.1%
制度内容についての理解(申請団体内)	3	9.1%
制度活用団体の人材の確保	2	6.1%
周辺住民の合意	0	0.0%
他主体との調整	0	0.0%
その他	2	6.1%
ハードルは特にない	8	24.2%
合計	73	



n=33

【その他（自由回答）】  
・ 市外郭団体（まちづくり系）との棲み分け

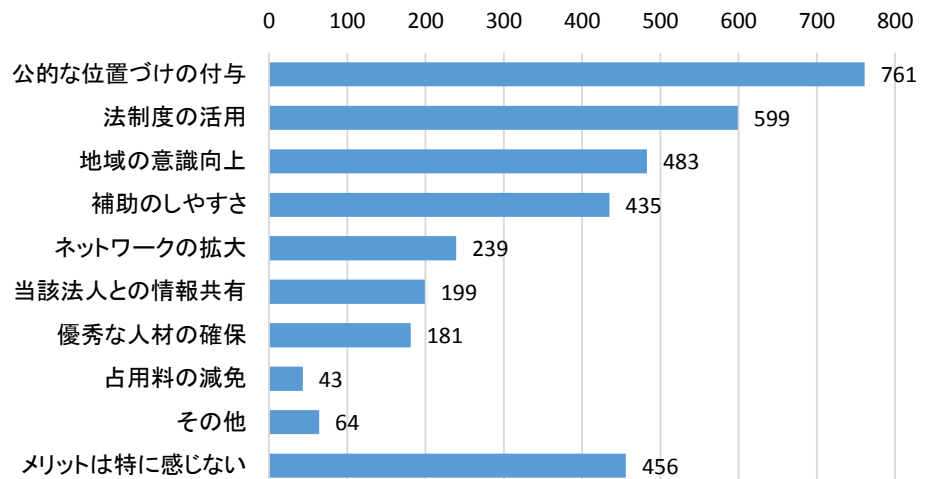
	50万人以上 (N=7)	30万人以上 50万人未満 (N=10)	20万人以上 30万人未満 (N=5)	10万人以上 20万人未満 (N=5)	5万人以上10 万人未満 (N=5)	3万人以上5 万人未満 (N=1)	1万人以上3 万人未満 (N=0)	1万人未満 (N=0)
申請手続きにあたっての事務処理	57.1%	40.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	-	-
制度内容についての理解(行政内)	28.6%	20.0%	100.0%	0.0%	20.0%	100.0%	-	-
取り組みの持続性の検証	28.6%	10.0%	20.0%	20.0%	40.0%	100.0%	-	-
他部署との調整	42.9%	10.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%	-	-
申請団体との調整	28.6%	10.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	-	-
対外的な必要性の提示	14.3%	30.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	-	-
実績の確認	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%	-	-
予算の確保	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	-	-
制度内容についての理解(申請団体内)	0.0%	10.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	-	-
制度活用団体の人材の確保	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%	-	-
周辺住民の合意	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-
他主体との調整	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-
その他	0.0%	10.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-
ハードルは特にな	28.6%	20.0%	0.0%	60.0%	20.0%	0.0%	-	-

《都市再生推進法人を指定していない自治体にお聞きします。》

2-3 都市再生推進法人の指定の制度について最も大きなメリットとを感じるものを選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「公的な位置づけの付与」との回答が最も多く761件と約4割となっている。
- ✓ 次いで「法制度の活用」が約4割、「地域の意識向上」が約3割となっている。
- ✓ 「メリットは特に感じない」との回答も約3割あった。

項目	回答数	構成比
公的な位置づけの付与	761	44.6%
法制度の活用	599	35.1%
地域の意識向上	483	28.3%
補助のしやすさ	435	25.5%
ネットワークの拡大	239	14.0%
当該法人との情報共有	199	11.7%
優秀な人材の確保	181	10.6%
占用料の減免	43	2.5%
その他	64	3.7%
メリットは特に感じない	456	26.7%
合計	3460	



N=1,708

【その他（自由回答）】

- メリットあり
  - ・ 民間資金を活用したまちづくりが行いやすくなる
  - ・ 低未利用地（空き家・空き店舗等）の利用促進を期待
  - ・ 税制特例や財政支援を受けることが可能となる
  - ・ 指定した団体が行政の補完的機能をはたしてくれることにより、相対的に行政が提供するサービスの質も向上することに繋がれば良いと思われる
  - ・ 市町村や国からの積極的な支援（情報の提供や助言）が受けられる
- 指定団体について
  - ・ 導入を検討したことがないので、メリット・デメリットが不明。また指定するに値する団体の判断が困難
  - ・ 事業対象となる団体が機能していない
  - ・ 具体的に指定を受ける団体が見当たらないため、メリットがあるかどうかの判断もし難しい
- 未検討
  - ・ 未検討、未検討のためわからない（6）
- 制度の理解
  - ・ 都市再生推進法人制度について理解できていない、わからない（25）
  - ・ 該当する団体が無いことから制度について認識がない
- メリットなし  
特になし、わからない（14）
- その他
  - ・ 法人指定していないこと、また、指定の予定もないので実感が無い
  - ・ 法人の指定について具体的な検討をしたことが無い
  - ・ 必要性を今の段階では感じないため
  - ・ 都市計画区域がないため指定できない
  - ・ 設楽町は法適用対象外
  - ・ 現在、都市再生推進法人の制度を活用して部局がない
  - ・ 該当しそうな案件がない
  - ・ 会社の設立目的が違う
  - ・ 都市再生推進法人を指定する次にまでたどりついていない

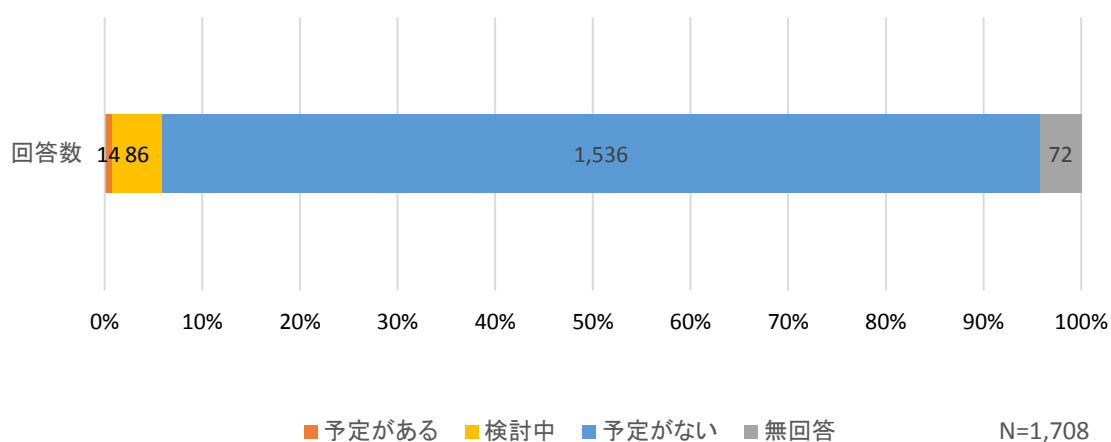
	50万人以上 (N=28)	30万人以上 50万人未満 (N=39)	20万人以上 30万人未満 (N=40)	10万人以上 20万人未満 (N=148)	5万人以上10 万人未満 (N=257)	3万人以上5 万人未満 (N=242)	1万人以上3 万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
公的な位置づけの付与	64.3%	61.5%	60.0%	54.7%	48.6%	50.4%	42.1%	35.4%
法制度の活用	50.0%	51.3%	67.5%	48.0%	46.7%	38.4%	30.8%	23.0%
地域の意識向上	28.6%	48.7%	20.0%	33.8%	31.5%	31.0%	26.0%	24.8%
補助のしやすさ	42.9%	25.6%	25.0%	30.4%	29.6%	24.8%	23.5%	23.0%
ネットワークの拡大	3.6%	17.9%	7.5%	9.5%	15.6%	9.9%	16.1%	15.4%
当該法人との情報共有	0.0%	5.1%	12.5%	8.1%	13.6%	12.4%	15.2%	9.4%
優秀な人材の確保	0.0%	5.1%	7.5%	6.1%	12.1%	8.7%	12.2%	11.9%
占用料の減免	3.6%	10.3%	10.0%	5.4%	1.9%	2.5%	2.3%	1.0%
その他	7.1%	5.1%	2.5%	2.7%	2.7%	4.5%	3.8%	3.9%
メリットは特に感じない	21.4%	10.3%	17.5%	19.6%	18.7%	20.2%	30.8%	34.6%



2-4 今後、都市再生推進法人を指定する予定はありますか。

- ✓ 「予定がある」と回答したのは14件、「検討中」と回答したのは86件と合わせて約1割弱となっている。

項目	回答数	構成比
予定がある	14	0.8%
検討中	86	5.0%
予定がない	1,536	89.9%
無回答	72	4.2%
合計	1,708	100.0%

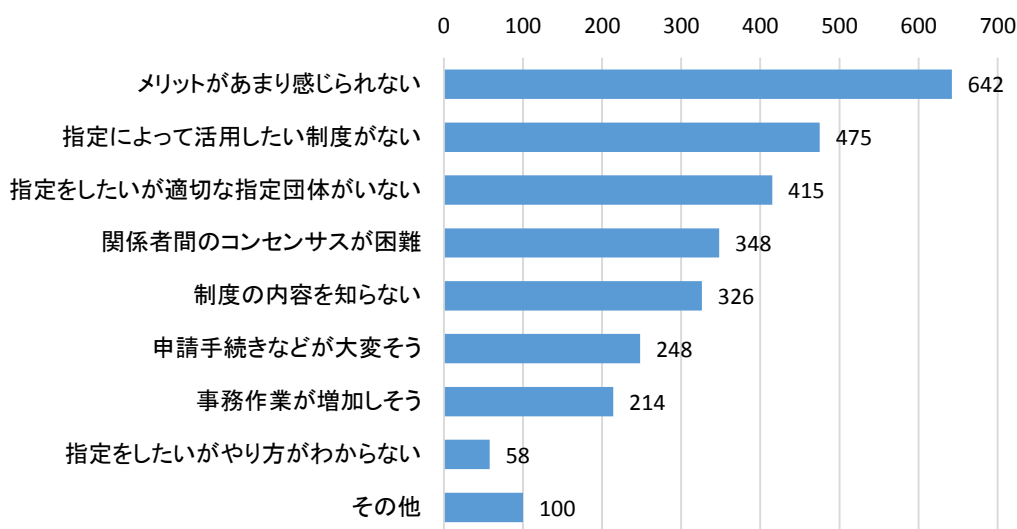


	50万人以上 (N=28)	30万人以上 50万人未満 (N=39)	20万人以上 30万人未満 (N=40)	10万人以上 20万人未満 (N=148)	5万人以上10 万人未満 (N=257)	3万人以上5 万人未満 (N=242)	1万人以上3 万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
予定がある	7.1%	10.3%	5.0%	1.4%	0.8%	0.0%	0.5%	0.0%
検討中	28.6%	10.3%	15.0%	12.2%	6.6%	3.7%	3.2%	2.0%
予定がない	64.3%	79.5%	77.5%	85.1%	88.3%	92.1%	93.7%	91.0%

2-5 2-4 で②検討中、③予定がないと回答した方にお聞きします。その理由を選択してください。(3つまで)

- ✓ 「メリットがあまり感じられない」との回答が最も多く 643 件と約 4 割となっている。
- ✓ 次いで「指定によって活用したい制度がない」が約 3 割、「指定をしたいが適切な指定団体がない」が約 3 割弱となっている。
- ✓ 「指定をしたいがやり方がわからない」との回答も 58 団体あった。

項目	回答数	構成比
メリットがあまり感じられない	643	39.6%
指定によって活用したい制度がない	475	29.3%
指定をしたいが適切な指定団体がない	415	25.6%
関係者間のコンセンサスが困難	348	21.5%
制度の内容を知らない	326	20.1%
申請手続きなどが大変そう	248	15.3%
事務作業が増加しそう	214	13.2%
指定をしたいがやり方がわからない	58	3.6%
その他	100	6.2%
合計	2,827	



n=1,622

【その他（自由回答）】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行事業・制度と不一致</li> <li>・ 現在実施している事業に合致するようなメニューがないため</li> <li>・ 現時点において、都市再生推進法人指定によるメリットを活かした取組がなく、今後必要に応じて検討していく予定</li> <li>・ 都市再生整備計画を策定する予定がない</li> <li>・ 立地適正化計画策定の見込みがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材不足</li> <li>・ 現状は指定に該当するような団体が見受けられないが、他の事業との兼ね合いから人員が不足しており、事業の十分な普及活動ができない</li> <li>・ 人手不足</li> <li>・ 制度を活用するための人身体制の確保ができない</li> </ul>

([現行事業・制度と不一致]続き)

- ・市として具体的な事業計画がない⇒都市再生整備計画がない⇒指定団体の審査ができない
- ・都市再生整備計画を定めていない
- ・そもそも本市は立地適正化計画を策定していませんので、指定できる立場ではありませんし、あったとしても、指定に値する団体がいません
- ・制度活用が決まってから指定作業を進めたいと考えている
- ・市町村都市再生協議会を組織していないため
- ・小規模自治体を対象とした制度ではないため
- ・当町は法適用対象外
- ・都市計画区域がないため指定できない
- ・都市計画区域外のため
- ・都市再生整備計画の策定予定が無いため
- ・都市再生整備計画や立地適正化計画を策定していないため
- ・当町は都市計画そのものを策定していない
- ・任意のまちづくり団体は存在するが、区の施策として、法人化する考え方が取り入れられていないのが現状
- ・立適を作成してなくても指定できるか不明であり、可能性がある自治会はあるが、都市再生推進法人になれる要件を満たせていない
- ・制度を活用して事業を行う予定がない
- ・都市再生整備計画を作成しておらず、作成予定もないため、当該制度の利用予定もない

●制度の理解

- ・メリットの十分な理解が進んでいない
- ・どのようなメリットがあるかよく分からない
- ・よくわからない
- ・わからない
- ・指定等についての知識や実績等が無く、庁内における体制等が十分でない為
- ・制度のオーソライズ

●必要性

- ・現状ある程度できているため今後検討していきたい
- ・現段階で、都市再生推進法人を指定する必要性を感じていないため
- ・現段階では特に必要としていない
- ・市が指定したい団体があったとしても、団体側が指定にメリットを感じられる状況にない
- ・相手方の団体が都市再生推進法人の指定に対してメリットや魅力を感じていない
- ・当町は4,500人程度の町であり、メリットとして示されているような事項が想定されない
- ・民間からのニーズがない
- ・指定を受けなくても現状の活動において大きな支障が生じていないため
- ・都市ではないので課題解決するものがない
- ・都市再生事業が急務となっていない
- ・法人として活動できる団体等もなく、本町での必要性も今後検討を進めていかなければならぬため

●財源の不足

- ・実施事業の財源確保（市単独費分）が課題であるため

([人材不足]続き)

- ・選択項目に重複する観点の内容が含まれているが、基本的に担当兼務で人員不足の状況着手により事務作業が増加する可能性があり、かつ、当町事業の優先順位的に対象外になっている
- ・担う人材確保ができず、担う団体が無い
- ・要望等がないまた、対応にかかる人員、予算がない
- ・事業を行える団体・人材がいない
- ・現在、母体となる協議体及び人材の育成中。今後、プロパー人員の確保や収益事業の確保など、基盤整備を踏まえながら検討しているところ
- ・指定するまでの団体規模ではないこと設立から間もなく、体制を整える必要があること

●周知・情報不足

- ・公共空間を活用した官民連携事業には興味もあり、制度上の手順は分かるが、種地・団体の掘り起しや、根回し・合意形成、などの実務上のやり方について、成功事例の情報が欲しい
- ・まちづくり団体に周知をしていない
- ・現段階で、問い合わせや相談がなく、対象事業者の把握が困難
- ・指定を希望する団体があるかわからない
- ・都市再生推進法人になろうという団体からの相談や申請が無い

●庁内の体制・ノウハウ不足

- ・現在、都市再生推進法人の制度を活用する部局がない
- ・自治体として都市機能が小さすぎるため
- ・町の規模が小さく、都市計画関連業務がほとんどない当町では市町村で行う事務と考える
- ・法人審査のノウハウや体制が整っていない

●検討中

- ・指定するに相応しいだけの実績を作っているところであるため
- ・法人指定の相談を受けており、現在検討中

●今後検討予定

- ・今後検討の余地あり
- ・指定に向けた検討に着手したいと考えている
- ・立地適正化計画策定作業中であるので、策定作業を進める中で、指定等の検討をしていきたいと考えている

●未検討

- ・これまでに指定を行ったことがなく、また道内でも事例が少ないことから、当市での可能性等について詳細に検討したことがこれまでないため
- ・該当する団体の機運が整っていないため
- ・具体的な検討段階に至っていないため
- ・検討する段階に至っていない
- ・検討に至っていない
- ・原子力災害による全町避難中の為、検討する段階に無い
- ・指定について検討する段階にない
- ・当制度の活用の検討にいたっていない
- ・導入を検討したことがない
- ・内部で具体的な議論が始まっていない
- ・法人の指定について具体的な検討をしたことがない

<p>●対象となる団体不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり団体がいないため</li> <li>・まちづくり団体がなく、担い手がいない</li> <li>・やる気のある民間団体がいれば支援したいと思うが、現時点で希望する声がない</li> <li>・該当しそうな案件がない</li> <li>・活用する事業予定が無い為</li> <li>・具体的な活動やそれに見合う団体がいない</li> <li>・具体的な指定団体がまだ定まっていない</li> <li>・指定する適切な団体がいない</li> <li>・指定できる団体がいない</li> <li>・指定対象とする団体がいない</li> <li>・指定要件に該当するまちづくり団体が無い</li> <li>・自主的に組織されたまちづくりを担う団体が無い</li> <li>・適切な指定団体がいない(3)</li> <li>・適切な指定団体もなく、活用を検討していない</li> <li>・法人が存在しない</li> <li>・具体的ニーズの高まり、指定団体候補が未定であるため</li> </ul>	<p>([未検討]続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要望・相談が無いため未検討</li> </ul> <p>●特になし、考えていない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性を感じない(3)</li> <li>・特になし</li> <li>・特に考えていない</li> </ul> <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり団体の自由な活動に行政の制限が加わることによって、まちづくり団体のまちなに対する効果が低下することが想定されるため</li> <li>・一部地域において、地権者等による都市再生推進法人の認定申請等を行う機運が存在する。今後の状況により、指定を行う可能性も考えられる</li> <li>・会社の設立目的が違う</li> <li>・公共空間の活用にむけた土地所有者との協議が難航しているため</li> <li>・地元商店街にて都市再生推進法人の指定を目指したまちづくり会社を設立予定のため</li> <li>・制度と照らし合わせ、指定が必要かどうかの判断が必要である</li> </ul>
---	--

	50万人以上 (N=28)	30万人以上 50万人未満 (N=39)	20万人以上 30万人未満 (N=40)	10万人以上 20万人未満 (N=148)	5万人以上10 万人未満 (N=257)	3万人以上5 万人未満 (N=242)	1万人以上3 万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
メリットがあまり感じられない	39.3%	10.3%	27.5%	26.4%	31.9%	31.0%	42.5%	45.5%
指定によって活用したい制度がない	21.4%	25.6%	20.0%	25.7%	35.4%	26.9%	29.2%	25.0%
指定をしたいが適切な指定団体がいない	21.4%	41.0%	27.5%	30.4%	28.8%	29.3%	19.0%	21.1%
関係者間のコンセンサスが困難	10.7%	33.3%	32.5%	23.6%	24.1%	23.6%	21.5%	13.7%
制度の内容を知らない	7.1%	10.3%	10.0%	11.5%	12.8%	19.0%	23.3%	22.9%
申請手続きなどが大変そう	14.3%	0.0%	12.5%	13.5%	15.6%	15.7%	16.1%	13.7%
事務作業が増加しそう	3.6%	0.0%	2.5%	13.5%	11.7%	8.7%	15.2%	14.5%
指定をしたいがやり方がわからない	0.0%	0.0%	5.0%	3.4%	5.1%	3.3%	3.4%	2.9%
その他	10.7%	12.8%	20.0%	9.5%	5.4%	4.5%	4.5%	4.9%

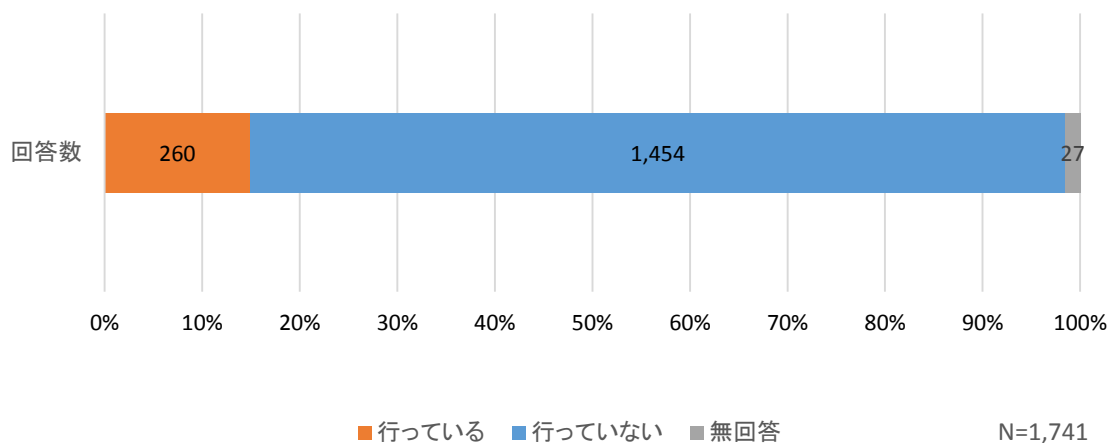
現在の公共的空間※<sup>1</sup>の利活用状況について回答してください。

※<sup>1</sup> 公有地だけでなく、民有地を公共空間のようにオープンに利活用する空間について、当アンケートでは「公共的空間」として、お聞きします。

3-1 公有地を民間等が公共的空間として利活用を行っていますか。

- ✓ 無回答を除く1,731件中、「行っている」と回答したのは、260件、約1.5割となっている。
- ✓ 残りの1,453件は公共的空間の利活用は行っていない。

項目	回答数	構成比
行っている	260	14.9%
行っていない	1,454	83.5%
無回答	27	1.6%
合計	1,741	100.0%

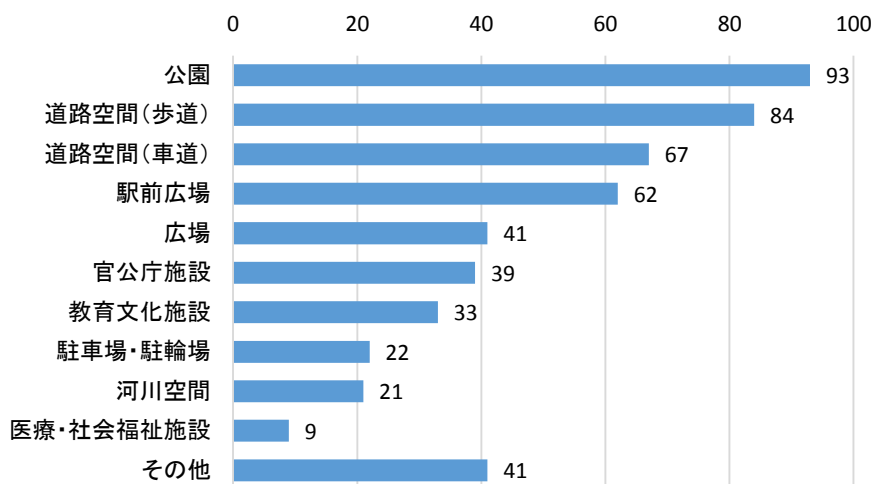


	50万人以上 (N=35)	30万人以上 50万人未満 (N=49)	20万人以上 30万人未満 (N=45)	10万人以上 20万人未満 (N=153)	5万人以上 10万人未満 (N=262)	3万人以上 5万人未満 (N=243)	1万人以上 3万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
行っている	62.9%	44.9%	37.8%	30.1%	17.6%	11.1%	9.0%	7.8%
行っていない	37.1%	55.1%	60.0%	69.3%	80.5%	87.2%	89.8%	90.0%

3-2-1 3-1で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している公有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（主な施設）。

- ✓ 利活用している主な施設としては「公園」との回答が最も多く 93 件と約 4 割となっている。
- ✓ 次いで「道路空間（歩道）」が約 3 割、「道路空間（車道）」が約 3 割弱となっている。

項目	回答数	構成比
公園	93	35.8%
道路空間(歩道)	84	32.3%
道路空間(車道)	67	25.8%
駅前広場	62	23.8%
広場	41	15.8%
官公庁施設	39	15.0%
教育文化施設	33	12.7%
駐車場・駐輪場	22	8.5%
河川空間	21	8.1%
医療・社会福祉施設	9	3.5%
その他	41	15.8%
合計	512	



n=260

【その他（自由回答）】	
● イベント・セミナー等	● 商業
・ 中心市街地活性化のための一時的なイベント開催	・ 商品開発、ふるさと納税の製品提供
・ NPO 法人との連携し空き家対策に関するセミナー（所有者向け）を共催した	● 歴史・文化
・ セミナー等の企画をして 1 月に 2 回開催	・ 歴史的町並みを保存するため官民協働で活動している

(〔イベント・セミナー等〕続き)

・関係団体との空家に関する相談会の合同開催

●活用していない

・超遠隔離島で小規模自治体の当村においては、制度活用は難しい

●住宅・移住・居住促進

・民間集合住宅の整備と借上げ  
・空き家バンク  
・市空家等の有効活用等に関する相談等業務協定の締結や市民の空き家に役立つ情報をより分かりやすく提供するため、市空き家情報誌発行に関する協定締結  
・移住定住支援事業  
・移住施策  
・定住及び移住の促進

●官民連携事業（協定等）

・金融機関との包括連携協定を締結  
・地方創生事業における連携  
・官民連携推進を支援している団体（財団）と接触はしているが、具体的な話はしていない  
・官民連携による無電柱化支援事業  
・民間事業者募集等に向けた地元計画案の検討  
・宮崎大学と協定を締結し、まちづくり団体を設立予定  
・不動産関係団体や大学、銀行などとの空家等対策に関する協定の締結  
・大学や企業との本町の地方創生に係る連携  
・民間施設だけでなく、公共施設を含めた官民一体となった地元維持管理組織による維持管理  
・指定管理者制度の活用  
・大学と協定を締結し、官民連携による地域振興策を検討  
・関係団体へのヒアリングによる情報共有  
・当市の歴史的町並み等を大学等の研究テーマとして活用していただいている  
・PFI法第6条に基づく民間提案の募集による地域づく拠点化施設（道の駅）の整備  
・エリアマネジメントの検討  
・民間主体のまちづくり会社設立支援（地域の有志を集めて、まち会社設立準備会の開催）  
・環境活動の指導的役割を担えるような行動的な市民である「つくば市環境マイスター」の育成  
・PPPロングリストショートリストの公表  
・官民連携に関する民間企業との相談窓口の設置（常設）  
・観光における交流人口拡大と経済活動の展開に向けて協議をしている

(〔歴史・文化〕続き)

・歴史的建造物の修理予定者の情報提供とまちづくり団体による補助金と併せた市の補助金の交付

●ワークショップ等

・ワークショップの実施

●遊休地活用

・竹林整備、遊休農地解消  
・廃校の利活用を進めている  
●庁内・関係者情報共有  
・関係部署への官民連携に関する情報提供  
・国や道、関係団体より提供のあった情報について庁内関係部署間で共有  
・まちづくり団体や商店街関係者、鉄道事業者等と月2回「街と駅との連携会議」を実施し情報交換

●景観

・無電柱化

●交通

・公共交通網形成

●議論していない

・官民連携について具体的に議論されていない  
・現在、都市再生推進法人の制度を活用して部局がない  
・具体的な検討をしたことがない  
・なし、特になし（268）

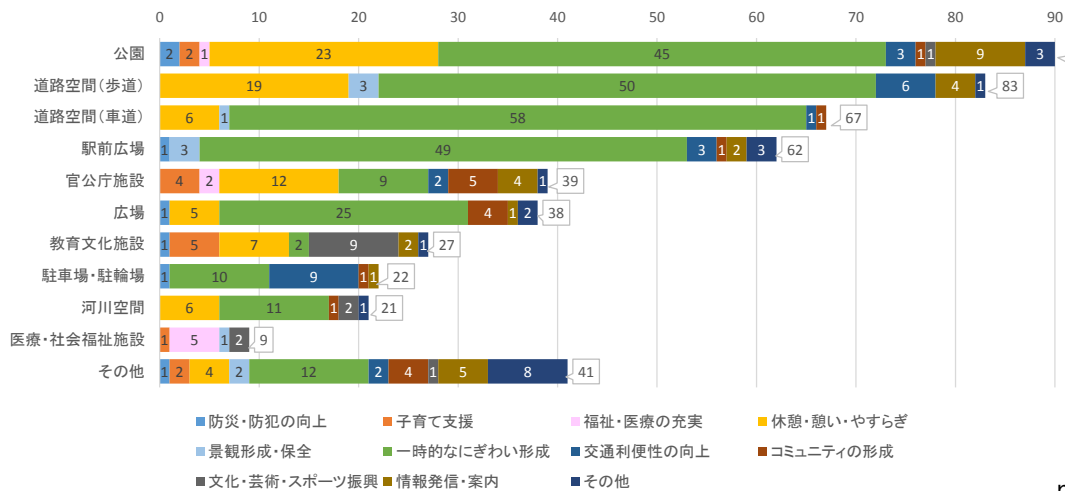
	50万人以上 (N=22)	30万人以上 50万人未満 (N=22)	20万人以上 30万人未満 (N=17)	10万人以上 20万人未満 (N=46)	5万人以上10 万人未満 (N=46)	3万人以上5 万人未満 (N=27)	1万人以上3 万人未満 (N=40)	1万人未満 (N=40)
公園	45.5%	59.1%	52.9%	28.3%	32.6%	29.6%	30.0%	32.5%
道路空間(歩道)	100.0%	59.1%	58.8%	41.3%	13.0%	11.1%	15.0%	12.5%
道路空間(車道)	13.6%	54.5%	29.4%	37.0%	32.6%	18.5%	15.0%	10.0%
駅前広場	31.8%	31.8%	23.5%	32.6%	39.1%	14.8%	10.0%	7.5%
広場	13.6%	22.7%	11.8%	4.3%	17.4%	18.5%	25.0%	15.0%
官公庁施設	4.5%	0.0%	11.8%	10.9%	30.4%	11.1%	10.0%	25.0%
教育文化施設	0.0%	4.5%	5.9%	10.9%	15.2%	14.8%	15.0%	22.5%
駐車場・駐輪場	0.0%	4.5%	11.8%	4.3%	15.2%	7.4%	10.0%	10.0%
河川空間	13.6%	18.2%	11.8%	8.7%	8.7%	3.7%	5.0%	2.5%
医療・社会福祉施設	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	6.5%	7.4%	2.5%	5.0%
その他	18.2%	0.0%	11.8%	8.7%	15.2%	11.1%	27.5%	25.0%



3-2-2 3-1で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している公有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（利活用の目的）。

- ✓ 主な施設における利活用の主な目的としては「公園」については「一時的なにぎわい形成」が最も多く、次いで「休憩・憩い・やすらぎ」、「情報発信・案内」となっている。
- ✓ 「道路空間（歩道）」・「道路空間（車道）」についても、「一時的なにぎわい形成」が最も多く、次いで「休憩・憩い・やすらぎ」が主な利活用目的となっている。

	防災・防犯の向上	子育て支援	福祉・医療の充実	休憩・憩い・やすらぎ	景観形成・保全	一時的なにぎわい形成	交通利便性の向上	コミュニティの形成	文化・芸術・スポーツ振興	情報発信・案内	その他	合計
公園	2	2	1	23	0	45	3	1	1	9	3	90
道路空間(歩道)	0	0	0	19	3	50	6	0	0	4	1	83
道路空間(車道)	0	0	0	6	1	58	1	1	0	0	0	67
駅前広場	1	0	0	0	3	49	3	1	0	2	3	62
官公庁施設	0	4	2	12	0	9	2	5	0	4	1	39
広場	1	0	0	5	0	25	0	4	0	1	2	38
教育文化施設	1	5	0	7	0	2	0	0	9	2	1	27
駐車場・駐輪場	1	0	0	0	0	10	9	1	0	1	0	22
河川空間	0	0	0	6	0	11	0	1	2	0	1	21
医療・社会福祉施設	0	1	5	0	1	0	0	0	2	0	0	9
その他	1	2	0	4	2	12	2	4	1	5	8	41

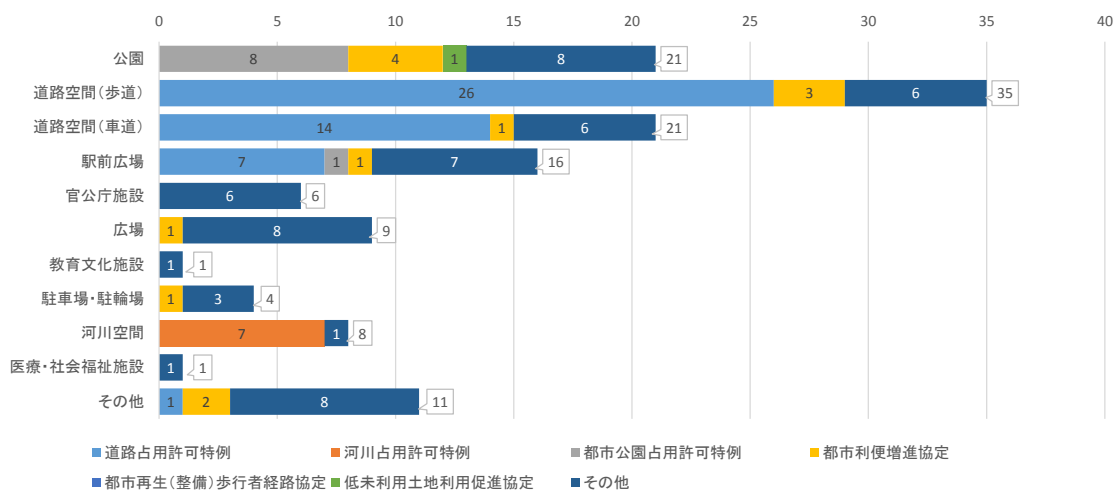


n=260

3-2-3 3-1で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している公有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（活用制度）

- ✓ 主な施設毎における活用制度としては「公園」については「活用していない」が最も多く約7割、次いで「都市公園占用許可制度」約1割、「その他」約1割となっている。
- ✓ 「道路空間（歩道）」についても、「活用していない」が最も多く約5割となっているが、「道路占用許可特例」約4割、「その他」約1割となっている。

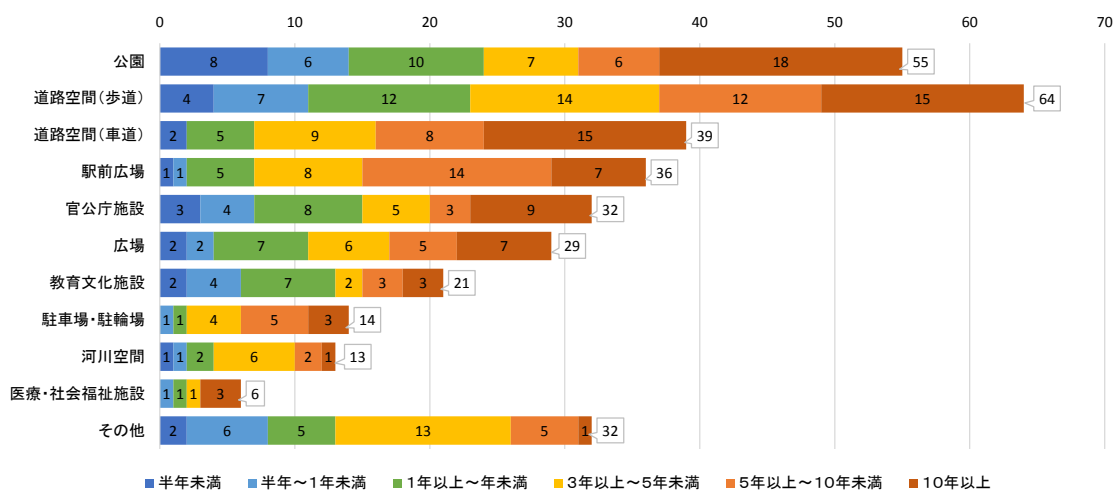
	道路占用許可特例	河川占用許可特例	都市公園占用許可特例	都市利便増進協定	都市再生(整備)歩行者経路協定	低未利用土地利用促進協定	その他	合計	活用していない
公園	0	0	8	4	0	1	8	21	56
道路空間(歩道)	26	0	0	3	0	0	6	35	39
道路空間(車道)	14	0	0	1	0	0	6	21	33
駅前広場	7	0	1	1	0	0	7	16	35
官公庁施設	0	0	0	0	0	0	6	6	29
広場	0	0	0	1	0	0	8	9	29
教育文化施設	0	0	0	0	0	0	1	1	22
駐車場・駐輪場	0	0	0	1	0	0	3	4	14
河川空間	0	7	0	0	0	0	1	8	9
医療・社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	1	1	7
その他	1	0	0	2	0	0	8	11	24



3-2-4 3-1で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している公有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（活用開始からの経過年月）。

- ✓ 主な施設毎における利活用開始からの経過年月としては10年以上については「公園」が最も多い。次いで「道路空間（歩道）」、「道路空間（車道）」がそれぞれ10年以上利活用されている。

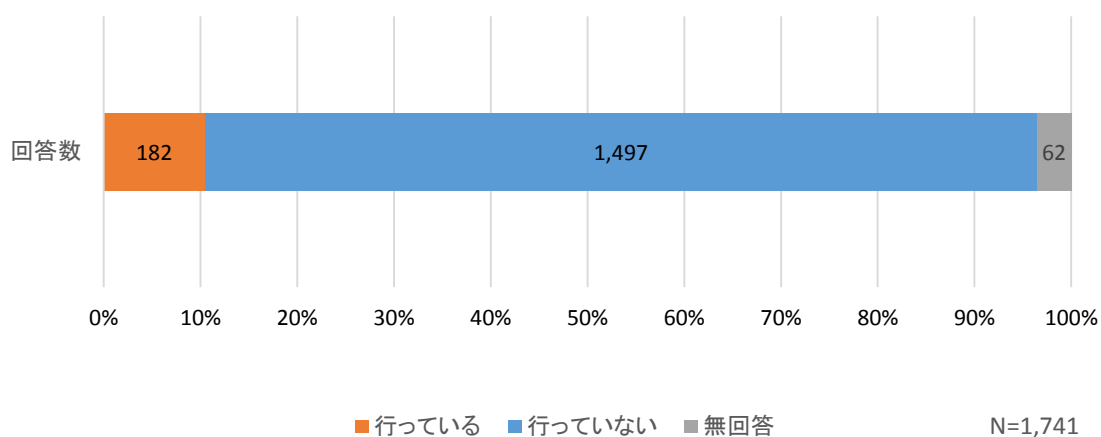
	半年未満	半年～1年未満	1年以上～5年未満	3年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上	合計
公園	8	6	10	7	6	18	55
道路空間(歩道)	4	7	12	14	12	15	64
道路空間(車道)	2	0	5	9	8	15	39
駅前広場	1	1	5	8	14	7	36
官公庁施設	3	4	8	5	3	9	32
広場	2	2	7	6	5	7	29
教育文化施設	2	4	7	2	3	3	21
駐車場・駐輪場	0	1	1	4	5	3	14
河川空間	1	1	2	6	2	1	13
医療・社会福祉施設	0	1	1	1	0	3	6
その他	2	6	5	13	5	1	32



3-3 民有地を公共的空間として利活用を行っていますか。

- ✓ 無回答を除く 1,679 件中、「行っている」と回答したのは、182 件、約 1 割となっている。
- ✓ 残りの 1,497 件は民有地における公共的空間の利活用は行っていない。

項目	回答数	構成比
行っている	182	10.5%
行っていない	1,497	86.0%
無回答	62	3.6%
合計	1,741	100.0%

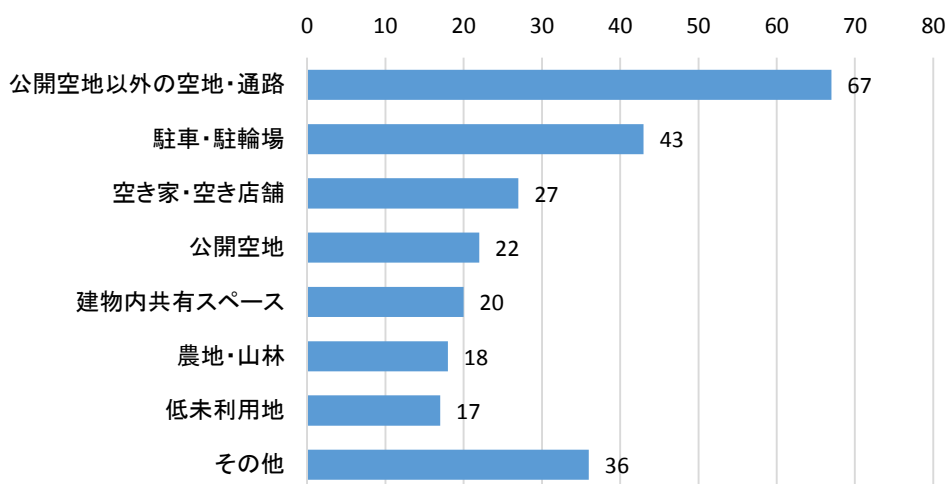


	50万人以上 (N=35)	30万人以上 50万人未満 (N=49)	20万人以上 30万人未満 (N=45)	10万人以上 20万人未満 (N=153)	5万人以上10 万人未満 (N=262)	3万人以上5 万人未満 (N=243)	1万人以上3 万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
行っている	51.4%	32.7%	33.3%	18.3%	12.6%	9.5%	6.6%	3.9%
行っていない	45.7%	67.3%	60.0%	80.4%	84.4%	86.8%	90.0%	91.4%

3-4-1 3-3で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している民有地について、利活用頻度の高いものを選択してください。(上位3位まで)(主な施設)。

- ✓ 利活用している主な施設としては「公開空地以外の空地・通路」との回答が最も多く67件と約4割となっている。
- ✓ 次いで「駐車・駐輪場」が約2割、「空き家・空き店舗」が約2割弱となっている。

項目	回答数	構成比
公開空地以外の空地・通路	67	36.8%
駐車・駐輪場	43	23.6%
空き家・空き店舗	27	14.8%
公開空地	22	12.1%
建物内共有スペース	20	11.0%
農地・山林	18	9.9%
低未利用地	17	9.3%
その他	36	19.8%
合計	250	



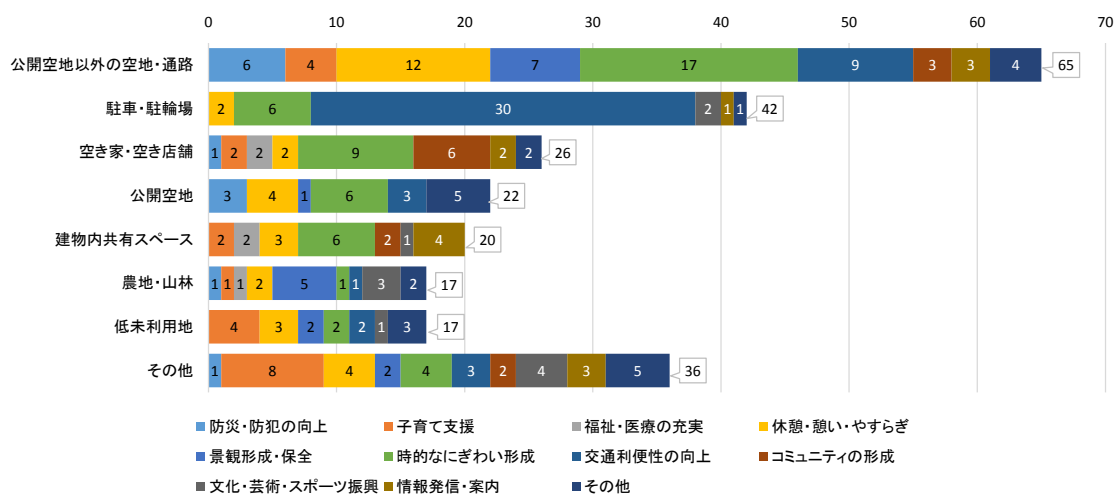
n=182

	50万人以上 (N=22)	30万人以上 50万人未満 (N=22)	20万人以上 30万人未満 (N=17)	10万人以上 20万人未満 (N=46)	5万人以上10 万人未満 (N=46)	3万人以上5 万人未満 (N=27)	1万人以上3 万人未満 (N=40)	1万人未満 (N=40)
公開空地以外の空地・通路	72.2%	50.0%	46.7%	53.6%	27.3%	39.1%	13.8%	10.0%
駐車・駐輪場	22.2%	6.3%	6.7%	14.3%	33.3%	13.0%	31.0%	50.0%
空き家・空き店舗	16.7%	18.8%	20.0%	7.1%	9.1%	21.7%	20.7%	10.0%
公開空地	33.3%	43.8%	20.0%	14.3%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%
建物内共有スペース	5.6%	6.3%	0.0%	10.7%	18.2%	21.7%	10.3%	5.0%
農地・山林	0.0%	6.3%	13.3%	7.1%	12.1%	4.3%	20.7%	10.0%
低未利用地	5.6%	6.3%	20.0%	10.7%	3.0%	8.7%	13.8%	10.0%
その他	11.1%	25.0%	13.3%	14.3%	30.3%	8.7%	27.6%	20.0%

3-4-2 3-3で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している民有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（利活用の目的）。

- ✓ 「公開空地以外の空地・通路」の主な利活用目的としては「一時的なにぎわい形成」が最も多く、次いで「休憩・憩い・やすらぎ」、「交通利便性の向上」となっている。
- ✓ 「駐車駐輪場」については、「交通利便性の向上」が最も多く、次いで「一時的なにぎわい形成」が主な利活用目的となっている。

	防災・防犯の向上	子育て支援	福祉・医療の充実	休憩・憩い・やすらぎ	景観形成・保全	時的なにぎわい形成	交通利便性の向上	コミュニティの形成	文化・芸術・スポーツ振興	情報発信・案内	その他	合計
公開空地以外の空地・通路	6	4	0	12	7	17	9	3	0	3	4	65
駐車・駐輪場	0	0	0	2	0	6	30	0	2	1	1	42
空き家・空き店舗	1	2	2	2	0	9	0	6	0	2	2	26
公開空地	3	0	0	4	1	6	3	0	0	0	5	22
建物内共有スペース	0	2	2	3	0	6	0	2	1	4	0	20
農地・山林	1	1	1	2	5	1	1	0	3	0	2	17
低未利用地	0	4	0	3	2	2	2	0	1	0	3	17
その他	1	8	0	4	2	4	3	2	4	3	5	36



3-4-3 3-3で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している民有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（活用制度）。（自由回答）

自由回答

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●独自制度・条例           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区立児童遊園条例</li> <li>・まちなか防災空地事業</li> <li>・区と民間事業者による協定</li> <li>・市民緑地契約</li> <li>・東京のしゃれた街並みづくり推進条例（まちづくり団体の登録制度）</li> <li>・町会雪置き場事業</li> <li>・大和市緑の広場指定要綱</li> <li>・子ども広場整備事業補助金</li> <li>・広島市特定街区運用基準（占用基準）</li> <li>・学習支援事業</li> </ul> </li> <li>●地区計画           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画により道路境界からの後退距離を規定</li> <li>・地区計画</li> <li>・地区計画における地区施設等</li> <li>・地区計画における地区施設等</li> <li>・地区計画</li> </ul> </li> <li>●都市緑地法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地で条例公園とし、その一部をパークゴルフ場として活用している</li> <li>・都市公園（借地公園）として活用</li> <li>・都市公園（無償借地）</li> <li>・市民緑地制度</li> </ul> </li> <li>●特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定農地貸付法</li> </ul> </li> <li>●防災・省エネまちづくり緊急促進事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・省エネまちづくり緊急促進事業</li> </ul> </li> <li>●商業振興           <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街まちづくり事業</li> </ul> </li> <li>●都市再生特別措置法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備総合交付金</li> <li>・地方創成関係交付金</li> </ul> </li> <li>●その他の制度           <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・省エネまちづくり緊急促進事業</li> <li>・震災型総合設計制度</li> <li>・空き家再生等推進事業</li> <li>・特定街区における有効空地活用</li> <li>・公開空地の利用の取扱い（試行）</li> <li>・再開発等促進区</li> <li>・総合設計制度(2)</li> <li>・暮らし・にぎわい再生事業</li> <li>・地方創生加速度交付金</li> <li>・空閑地信託</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路・線路敷           <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記 3-2 の道路空間と一体的に利用</li> <li>・観光案内所（JR高架下）</li> <li>・町道として長期に借り受けている</li> <li>・歩道空間</li> </ul> </li> <li>●低未利用地           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の不足している地区にあったマンションに囲まれた袋小路状の低未利用地を市が借り上げて公園としたもの</li> </ul> </li> <li>●民有地           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画制度により、壁面後退を行った部分を歩道状空地として活用するため舗装整備費用の補助を行っている</li> <li>・中心市街地等の駐車場として</li> <li>・建物の建替時のセットバックに伴う歩道状空地の設置</li> <li>・シェアサイクルポートのステーションをナディアパーク（商業施設）の敷地の一部に設置</li> <li>・民有地（商工会議所所有地）の一部に藤棚・ベンチ・歩行スペースを設置 3セク温泉</li> <li>・スキー場</li> <li>・道の駅</li> <li>・歩道空間と一体となったセットバック部分</li> <li>・ホテルの自生地にて、地権者および自治会と協定を締結し、ホテルの里として保全活動および活動支援を行っている</li> </ul> </li> <li>●農園           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園</li> <li>・有料貸出ミニ農園</li> </ul> </li> <li>●まちづくり拠点           <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの拠点施設（BOX ギャラリー、イベントスペース、ワークショップスペース、子ども広場）、新規ビジネス創造のイノベーションスペース</li> </ul> </li> <li>●イベント・催事           <ul style="list-style-type: none"> <li>・みなせのオーガニックマーケット</li> <li>・まちづくりエディターの事務所やイベント等に利用</li> </ul> </li> <li>●その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなかのオープンスペース（共有空間）</li> <li>・常時歩行できる</li> <li>・週に1～2回</li> <li>・スキー場</li> <li>・企業版ふるさと納税</li> <li>・鹿児島大学の出先機関</li> <li>・自転車駐輪場の整備</li> <li>・公共施設に隣接した土地を駐車場として利用している</li> <li>・グラウンド※都市再生特別措置法に基づく制度としての利用はしていません</li> </ul> </li> </ul> |
|--|---|

(「その他の制度」 続き)

- ・ 立体都市計画制度 (都市計画法第 11 条第 3 項)

●公園・広場

- ・ 子供広場等の名目で公園のような活用を行っている
- ・ 都市公園法
- ・ 公園の駐車場にて利用※都市再生特別措置法に基づく制度としての利用はしていません
- ・ 児童遊園地
- ・ 公園として

(「その他」 続き)

- ・ 地域交流施設
- ・ サッカー場として整備し、地域の少年サッカーチーム等が利用している
- ・ 新庁舎建設に伴う仮設駐車場※都市再生特別措置法に基づく制度としての利用はしていません

●検討中

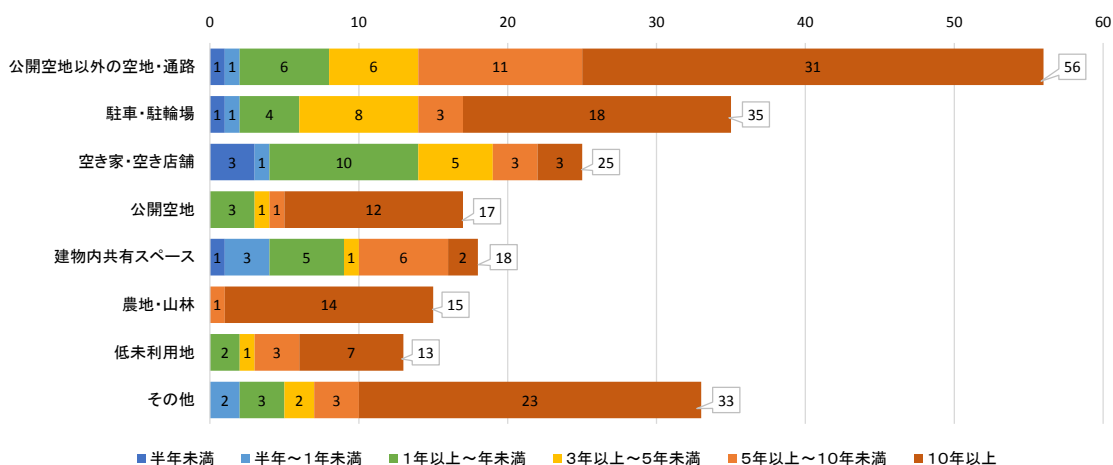
- ・ 現在利用についての条例の制定を検討中
- ・ 歴史的建造物を利用した観光情報等の案内所
- ・ 特定街区における有効空地活用
- ・ 特になし (市費にて整備)



3-4-4 3-3で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している民有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（活用開始からの経過年月）。

- ✓ 主な施設毎における利活用開始からの経過年月として、は10年以上経過しているものについては「公開空地以外の空地・通路」が最も多く約3割、次いで「その他」が約2割、「駐車・駐輪場」がそれぞれ2割弱となっている。
- ✓ 「空き家・空き店舗」については、「半年未満～3年未満」合わせて約6割を占める。

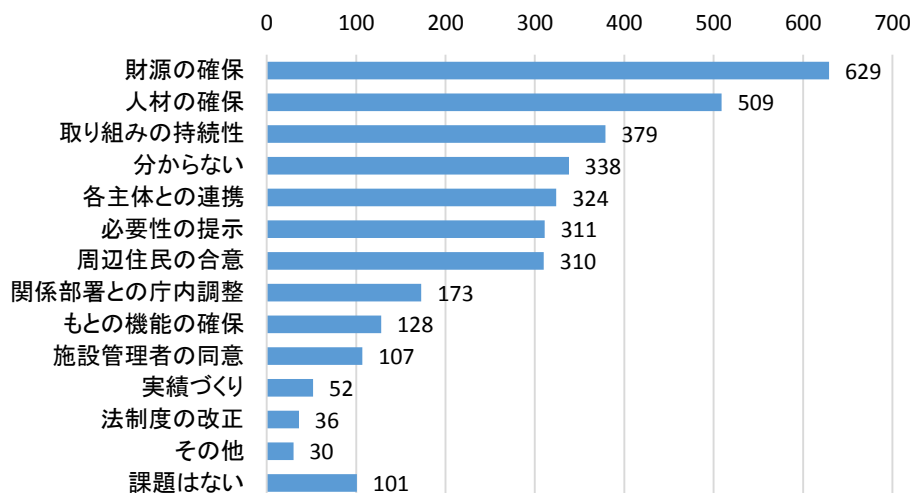
	半年未満	半年～1年未満	1年以上～年未満	3年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上	合計
公開空地以外の空地・通路	1	1	6	6	11	31	56
駐車・駐輪場	1	1	4	8	3	18	35
空き家・空き店舗	3	1	10	5	3	3	25
公開空地	0	0	3	1	1	12	17
建物内共有スペース	1	3	5	1	6	2	18
農地・山林	0	0	0	0	1	14	15
低未利用地	0	0	2	1	3	7	13
その他	0	2	3	2	3	23	33



3-5 現在の公共的空間の利活用に対する課題を選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「財源の確保」との回答が最も多く 629 件と約 4 割の自治体が回答している。
- ✓ 次いで「人材の確保」が約 3 割、「取り組みへの持続性」が約 2 割となっている。
- ✓ 「法制度の改正」についての回答は 1 割以下となっている。

項目	回答数	構成比
財源の確保	629	36.1%
人材の確保	509	29.2%
取り組みの持続性	379	21.8%
分からない	338	19.4%
各主体との連携	324	18.6%
必要性の提示	311	17.9%
周辺住民の合意	310	17.8%
関係部署との庁内調整	173	9.9%
もとの機能の確保	128	7.4%
施設管理者の同意	107	6.1%
実績づくり	52	3.0%
法制度の改正	36	2.1%
その他	30	1.7%
課題はない	101	5.8%
合計	3,427	



N=1,741

	50万人以上 (N=35)	30万人以上 50万人未満 (N=49)	20万人以上 30万人未満 (N=45)	10万人以上 20万人未満 (N=153)	5万人以上10 万人未満 (N=262)	3万人以上5 万人未満 (N=243)	1万人以上3 万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
財源の確保	31.4%	28.6%	33.3%	26.1%	38.5%	32.9%	39.1%	37.7%
人材の確保	17.1%	28.6%	20.0%	20.9%	28.2%	27.6%	32.4%	31.6%
取り組みの持続性	31.4%	38.8%	24.4%	24.2%	26.0%	17.3%	22.6%	17.4%
分からない	11.4%	10.2%	11.1%	17.6%	15.3%	19.3%	22.9%	20.5%
各主体との連携	31.4%	30.6%	24.4%	32.0%	26.0%	20.2%	14.3%	11.3%
必要性の提示	14.3%	16.3%	24.4%	17.0%	24.8%	13.6%	17.4%	16.8%
周辺住民の合意	20.0%	40.8%	28.9%	21.6%	21.0%	16.9%	18.1%	11.7%
関係部署との庁内調整	31.4%	24.5%	17.8%	19.6%	13.7%	11.9%	5.9%	4.1%
もとの機能の確保	17.1%	0.0%	11.1%	10.5%	6.5%	8.2%	7.9%	5.5%
施設管理者の同意	25.7%	14.3%	20.0%	11.1%	7.6%	5.8%	4.1%	2.5%
実績づくり	8.6%	4.1%	6.7%	6.5%	6.5%	1.6%	0.7%	2.0%
法制度の改正	5.7%	2.0%	8.9%	5.2%	2.3%	2.1%	1.8%	0.4%
その他	2.9%	4.1%	8.9%	2.6%	1.1%	2.5%	1.1%	1.0%
課題はない	2.9%	2.0%	2.2%	2.6%	1.9%	4.1%	5.9%	10.4%

【その他（自由回答）】

●財源の不足

- ・ 利活用に係る運営費・維持管理費等の負担

●対象となる団体・人材不足

- ・ 希望する活用及び団体の不在
- ・ 主体となるべき団体が少ない
- ・ 不動産オーナーの意識改革と行政に頼らずにまちを変えようと活動を行う主体的な民間プレイヤー

●活用可能な公共空間の不足

- ・ 街中に活用可能な広さが確保可能な公共空間が少ない
- ・ 駐車場施設の充実（利用者の待機スペース等）
- ・ 資材搬入時の荷捌き場がない。又、イベント会場付近に無料駐車場がない
- ・ 施設の老朽化(2)

●関係者協議・調整

- ・ 警察協議(2)
- ・ 用地取得と整備事業の実施の検討が必要
- ・ 地権者の同意
- ・ 民地であることによる制限（土地所有者との調整）
- ・ 民間事業者から優れた提案があった際に、公平性を担保した事業者選定（入札やプロポーザル等）を行おうとすると手続に時間がかかり、民間の事業スピードについていくことが出来ない

●維持管理

- ・ 維持管理(2)
- ・ 草刈り等の維持管理に係る労力等が課題

●継続性

- ・ 「緑の広場」は公園代替施設であるが、賃貸借契約であり、継続の安定性がない。安定性を確保するためには、地権者への制限が強くなってしまい、賃貸借できなくなってしまうジレンマがある
- ・ 民有地を賃貸借している関係で、所有者が亡くなり相続人等が不明になった場合、所有者が貸してくれない状況になった場合等、継続して公共空間として維持できなくなってしまう

●庁内の体制・ノウハウ不足

- ・ 公共空間をどのような利活用方法ができるのかの知識
- ・ 学校の統合により廃校があるが、その利活用について、なかなか良いものがみつからない

●今後検討予定

- ・ 市街地において復興事業を実施中であり、今後検討していく

●未検討、特になし

- ・ 具体的な利活用を検討していない
- ・ 利活用していない、特になし(3)
- ・ 行っていないためよく分からない

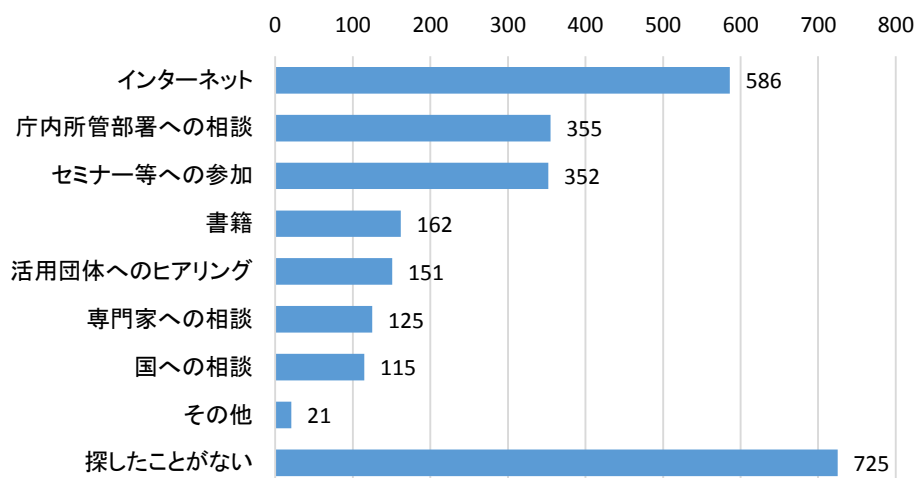
●その他

- ・ 借地期限
- ・ 公平性
- ・ 遠隔の小規模離島の為、利活用実績がないため

3-6 公共的空間の利活用を検討するにあたり、参考となる事例や制度をどのような手段で探しているか選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「インターネット」が586件で約3割、「庁内所管部署への相談」「セミナー等への参加」が約2割となっている。
- ✓ 「探したことがない」との回答が最も多く725件と約4割の自治体が回答している。

項目	回答数	構成比
インターネット	586	33.9%
庁内所管部署への相談	355	20.5%
セミナー等への参加	352	20.3%
書籍	162	9.4%
活用団体へのヒアリング	151	8.7%
専門家への相談	125	7.2%
国への相談	115	6.6%
その他	21	1.2%
探したことがない	725	41.9%
合計	2,592	



N=1,741

<p>【その他（自由回答）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●情報提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県からの情報提供(4)</li> <li>・ 国からの情報提供(3)</li> </ul> </li> <li>●相談・情報交換           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県（担当部局）への相談(2)</li> <li>・ 人のつながりによる情報交換</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その他調査           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国等の制度を調査する</li> <li>・ 視察</li> <li>・ アンケート調査</li> </ul> </li> <li>●探したことがない、わからない           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠隔の小規模離島の為、利活用実績がないため探したことがない</li> <li>・ 具体的な検討をしたことがない、わからない(4)</li> </ul> </li> </ul>
---	--

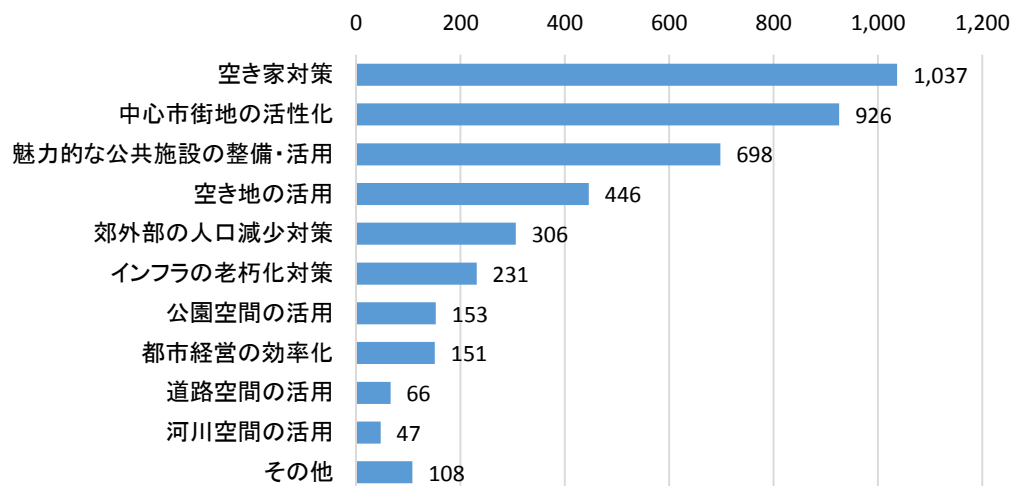
	50万人以上 (N=35)	30万人以上 50万人未満 (N=49)	20万人以上 30万人未満 (N=45)	10万人以上 20万人未満 (N=153)	5万人以上10 万人未満 (N=262)	3万人以上5 万人未満 (N=243)	1万人以上3 万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
インターネット	57.1%	59.2%	62.2%	48.4%	44.3%	32.5%	28.3%	22.3%
庁内所管部署への相談	31.4%	34.7%	28.9%	21.6%	22.1%	23.9%	19.9%	15.0%
セミナー等への参加	45.7%	49.0%	51.1%	33.3%	30.2%	18.9%	14.9%	9.2%
書籍	14.3%	10.2%	20.0%	15.7%	14.5%	9.1%	5.7%	6.6%
活用団体へのヒアリング	34.3%	22.4%	28.9%	14.4%	11.5%	4.9%	7.2%	3.7%
専門家への相談	20.0%	14.3%	8.9%	9.8%	7.3%	8.6%	5.4%	5.5%
国への相談	22.9%	18.4%	11.1%	5.9%	6.1%	8.6%	6.6%	3.5%
その他	0.0%	0.0%	4.4%	1.3%	1.9%	1.2%	1.1%	0.8%
探したことがない	11.4%	12.2%	20.0%	28.8%	32.8%	38.3%	47.5%	53.1%

貴市区町村の官民連携まちづくりについて回答してください。

4-1 官民連携により解決したいと考えている課題を選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「空き家対策」との回答が最も多く 1036 件と約 6 割の自治体が回答している。
- ✓ 次いで「中心市街地の活性化」が約 5 割、「魅力的な公共施設の整備・活用」が約 4 割となっている。
- ✓ 「道路空間の活用」「河川空間の活用」に対する課題意識は低く、1 割未満となっている。

項目	回答数	構成比
空き家対策	1,037	59.6%
中心市街地の活性化	926	53.2%
魅力的な公共施設の整備・活用	698	40.1%
空き地の活用	446	25.6%
郊外部の人口減少対策	306	17.6%
インフラの老朽化対策	231	13.3%
公園空間の活用	153	8.8%
都市経営の効率化	151	8.7%
道路空間の活用	66	3.8%
河川空間の活用	47	2.7%
その他	108	6.2%
無回答	481	27.6%
合計	4,650	



N=1,741

	50万人以上 (N=35)	30万人以上 50万人未満 (N=49)	20万人以上 30万人未満 (N=45)	10万人以上 20万人未満 (N=153)	5万人以上 10万人未満 (N=262)	3万人以上 5万人未満 (N=243)	1万人以上 3万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
空き家対策	17.1%	38.8%	37.8%	43.1%	61.8%	56.4%	62.7%	68.0%
中心市街地の活性化	60.0%	67.3%	57.8%	62.7%	71.0%	65.8%	50.7%	34.6%
魅力的な公共施設の整備・活用	51.4%	57.1%	48.9%	45.8%	43.1%	40.3%	37.3%	35.5%
空き地の活用	20.0%	22.4%	31.1%	23.5%	31.3%	25.9%	26.5%	22.5%
郊外部の人口減少対策	8.6%	4.1%	8.9%	7.8%	14.5%	16.9%	20.4%	22.3%
インフラの老朽化対策	8.6%	6.1%	8.9%	9.2%	9.9%	8.6%	13.1%	19.7%
公園空間の活用	17.1%	16.3%	15.6%	12.4%	8.4%	11.5%	8.8%	4.7%
都市経営の効率化	25.7%	18.4%	28.9%	20.9%	12.6%	9.5%	5.4%	1.6%
道路空間の活用	25.7%	10.2%	13.3%	7.8%	3.4%	2.5%	2.7%	1.4%
河川空間の活用	8.6%	4.1%	4.4%	3.9%	2.7%	3.3%	0.9%	2.9%
その他	14.3%	4.1%	2.2%	8.5%	3.1%	6.2%	6.1%	7.0%

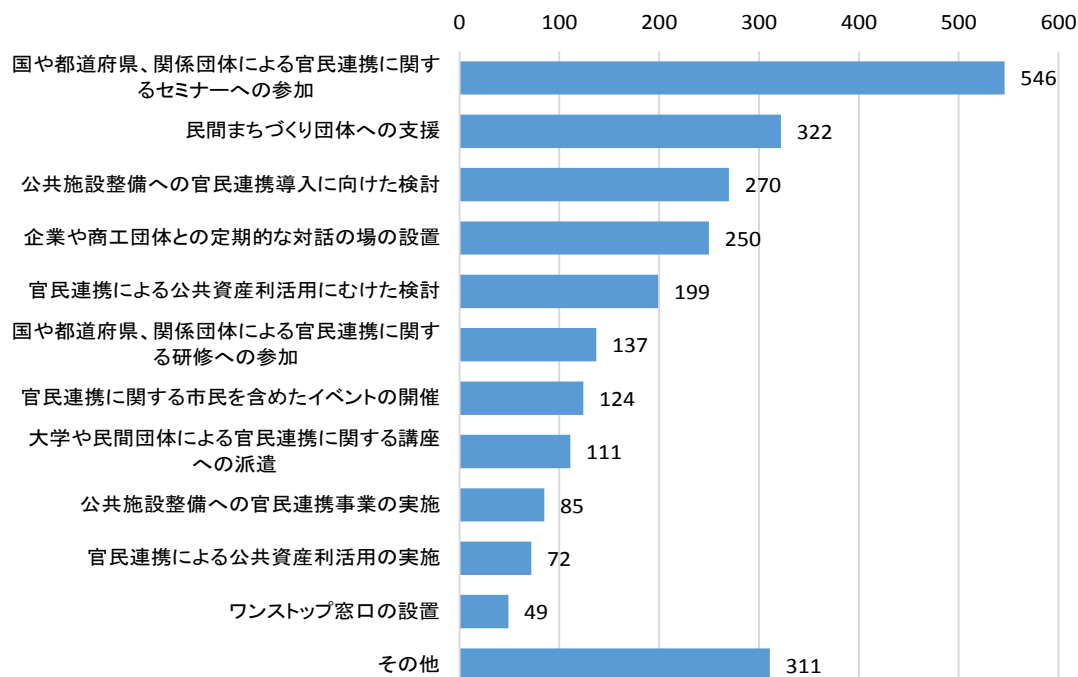
【その他（自由回答）】

- 公共施設の維持管理
  - ・公共施設等の総合管理計画（長寿命化）に伴う「更新」や「再配置」
  - ・公共施設（公園）の維持管理
  - ・指定管理者へ委託を行っている施設の民営化
  - ・道路・公園等の公共空間及び公共施設の活用
  - ・駅自由通路建設に伴う駅東西に設置する駐輪場・駐車場の建設・管理
- 遊休地の活用
  - ・遊休公有不動産の活用
  - ・遊休施設の活用
  - ・廃校施設の利活用(3)
- 居住促進
  - ・空き店舗対策(2)
  - ・まちなか居住の増進
  - ・移住者に向けた住居確保
  - ・ニュータウンの再生
  - ・町営住宅の建替・管理
  - ・民間集合住宅の整備と借上げ
- まちづくり
  - ・地域資源の活用
  - ・健康づくり・安心・安全のまちづくり
  - ・市民サービスの向上、選択肢にある課題全般の解決、まちの魅力創造に資する取組
  - ・駅前やアーケード街に集中している単調な人の流れが都心全体に広がるよう、エリアや通りの特性を生かした賑わい創出と人の回遊性向上を図る。また、人口減少社会における若者を中心とした東京圏への人材流出に歯止めがかかるよう、選ばれる魅力的なまちづくりを官民連携で取り組む。
- 活性化
  - ・新駅周辺の活性化
  - ・地域課題
  - ・景観等
  - ・自然環境の保全
- 官民連携
  - ・民間主導のまちづくり
  - ・事業全域において、官民連携は必要と思っています
- 産業振興・地域経済活性化
  - ・町内産業の振興
  - ・地域経済の活性化、
- 人口減少対策
  - ・まち全体の人口減少対策
  - ・人口減少・高齢化の更なる進行の中でも、自立・自走出来るシステムによって持続可能な地域づくりの実現。
  - ・地区の存続に向けた取り組み、人口減少対策高齢化対策
- 観光
  - ・インバウンド受入体制の確立
- 防災・災害復興
  - ・防災、公共サービスの充実
  - ・都市安全確保促進事業などの活用による、都市部における災害に強いまちづくり
  - ・災害復興まちづくり
- その他
  - ・現在、都市再生推進法人の制度を活用して部局がない
  - ・区画整理等による新規利用地の確保
- 未検討、わからない、特に無し
  - ・未検討、検討中のため不明、わからない(21)
  - ・課題なし、特になし(38)
  - 解決方法に官民連携の活用を考えていない、十分な検討がなされていない(7)
- 交通対策
  - ・公共交通機関との連携、公共交通網(2)
  - ・移動弱者（高齢者等）への交通対策（移動手段の確保）

4-2 官民連携について、貴市区町村で現在取り組んでいることを選択してください。(全て)

- ✓ 「国や都道府県、関係団体による官民連携に関するセミナーへの参加」との回答が最も多く 546 件と約 3 割の自治体が回答している。
- ✓ 次いで「民間まちづくり団体への支援」が約 2 割、「公共施設整備への官民連携導入に向けた検討」が約 2 割弱となっている。

項目	回答数	構成比
国や都道府県、関係団体による官民連携に関するセミナーへの参加	546	31.5%
民間まちづくり団体への支援	322	18.6%
公共施設整備への官民連携導入に向けた検討	270	15.6%
企業や商工団体との定期的な対話の場の設置	250	14.4%
官民連携による公共資産利活用にむけた検討	199	11.5%
国や都道府県、関係団体による官民連携に関する研修への参加	137	7.9%
官民連携に関する市民を含めたイベントの開催	124	7.2%
大学や民間団体による官民連携に関する講座への派遣	111	6.4%
公共施設整備への官民連携事業の実施	85	4.9%
官民連携による公共資産利活用の実施	72	4.2%
ワンストップ窓口の設置	49	2.8%
その他	312	18.0%
合計	2477	



N=1,741



	50万人以上 (N=35)	30万人以上 50万人未満 (N=49)	20万人以上 30万人未満 (N=45)	10万人以上 20万人未満 (N=153)	5万人以上10 万人未満 (N=262)	3万人以上5 万人未満 (N=243)	1万人以上3 万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
国や都道府県、関係団体による官民連携に関するセミナーへの参加	60.0%	46.9%	62.2%	49.0%	42.7%	34.6%	25.8%	17.4%
民間まちづくり団体への支援	37.1%	49.0%	35.6%	30.1%	20.6%	17.3%	13.1%	13.5%
公共施設整備への官民連携導入に向けた検討	37.1%	38.8%	33.3%	23.5%	17.9%	17.7%	12.0%	7.8%
企業や商工団体との定期的な対話の場の設置	28.6%	22.4%	31.1%	15.7%	13.4%	14.4%	13.6%	11.7%
官民連携による公共資産利活用に向けた検討	40.0%	28.6%	26.7%	15.7%	16.8%	13.2%	6.6%	5.9%
国や都道府県、関係団体による官民連携に関する研修への参加	20.0%	22.4%	22.2%	19.6%	10.3%	8.6%	4.3%	2.3%
官民連携に関する市民を含めたイベントの開催	28.6%	22.4%	20.0%	15.0%	7.6%	7.8%	4.3%	2.5%
大学や民間団体による官民連携に関する講座への派遣	17.1%	22.4%	13.3%	8.5%	5.3%	7.0%	5.2%	4.1%
公共施設整備への官民連携事業の実施	20.0%	16.3%	17.8%	11.1%	4.6%	4.1%	2.5%	2.3%
官民連携による公共資産利活用の実施	25.7%	12.2%	4.4%	9.2%	2.7%	2.5%	3.8%	2.1%
ワンストップ窓口の設置	14.3%	8.2%	2.2%	5.9%	1.1%	0.4%	2.0%	3.3%
その他	5.7%	10.2%	11.1%	17.0%	7.6%	17.3%	25.1%	19.3%

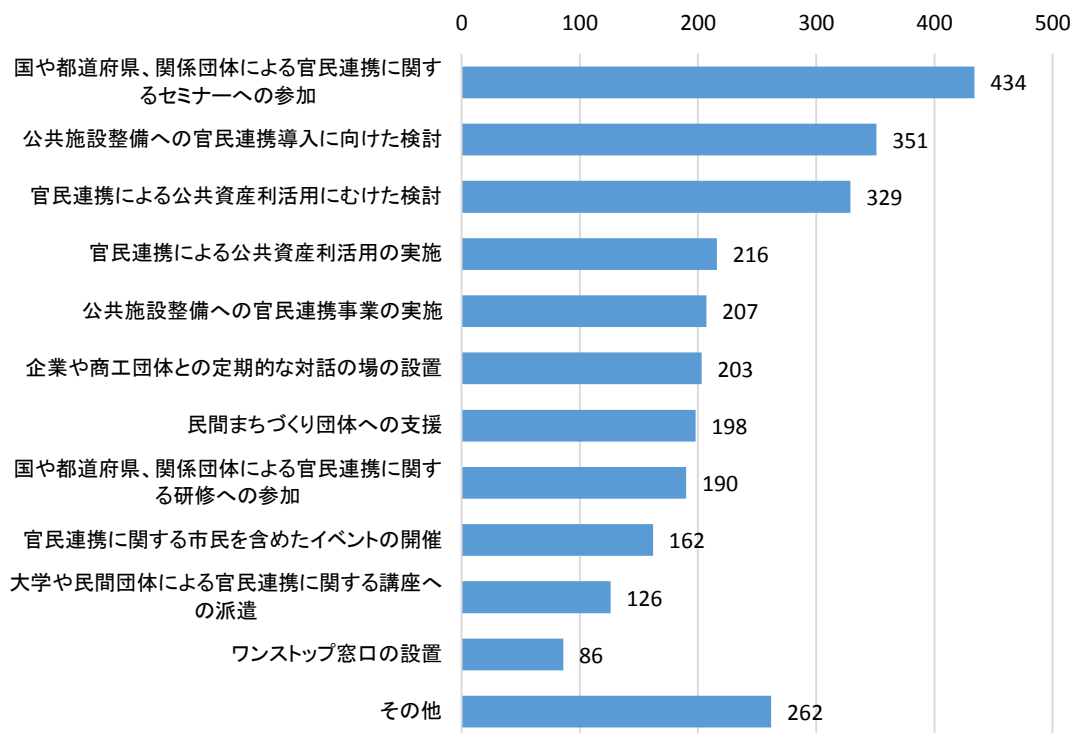
【その他（自由回答）】	
<p>●関係者との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や道、関係団体より提供のあった情報について庁内関係部署間で共有</li> <li>・関係部署への官民連携に関する情報提供</li> <li>・まちづくり団体や商店街関係者、鉄道事業者等と月2回「街と駅との連携会議」を実施し情報交換</li> <li>・民間主体のまちづくり会社設立支援（地域の有志を集めて、まち会社設立準備会の開催）</li> <li>・関係団体へのヒアリングによる情報共有</li> </ul> <p>●窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民連携に関する民間企業との相談窓口の設置（常設）</li> </ul> <p>●官民（産官学民）連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI法第6条に基づく民間提案の募集による地域づく拠点化施設（道の駅）の整備</li> <li>・金融機関との包括連携協定を締結</li> <li>・大学と協定を締結し、官民連携による地域振興策を検討</li> <li>・大学や企業との本町の地方創生に係る連携</li> <li>・宮崎大学と協定を締結し、まちづくり団体を設立予定</li> <li>・PPPロングリスト・ショートリストの公表</li> <li>・指定管理者制度の活用</li> <li>・地方創生事業における連携</li> <li>・当市の歴史的町並み等を大学等の研究テーマとして活用していただいている</li> <li>・歴史的町並みを保存するため官民協働で活動している</li> </ul> <p>●交通対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通網形成</li> </ul>	<p>●観光</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光における交流人口拡大と経済活動の展開に向けて協議をしている</li> </ul> <p>●遊休地の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃校の利活用を進めている</li> <li>・竹林整備、遊休農地解消</li> </ul> <p>●公共施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間施設だけでなく、公共施設を含めた官民一体となった地元維持管理組織による維持管理</li> </ul> <p>●居住促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間集合住宅の整備と借上げ</li> <li>・空き家バンク</li> <li>・市空家等の有効活用等に関する相談等業務協定の締結や市民の空き家に役立つ情報をより分かりやすく提供するため、市空き家情報誌発行に関する協定締結</li> <li>・不動産関係団体や大学、銀行などとの空家等対策に関する協定の締結</li> <li>・移住定住支援事業(3)</li> <li>・関係団体との空家に関する相談会の合同開催</li> </ul> <p>●実施していない、わからない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超遠隔離島で小規模自治体の当村においては、制度活用は難しい</li> <li>・官民連携推進を支援している団体（財団）と接触はしているが、具体的な話はしていない</li> <li>・遠隔の小規模離島の為、民間事業者も少なく現在は具体的な取組を行っていない</li> <li>・現在、都市再生推進法人の制度を活用して部局がない</li> <li>・他の業務も受け持っており、取組むことが難しい</li> <li>・特にないが今後の状況の変化に注視していきたい</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>●セミナー・勉強会、意見交換会等の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップの実施</li> <li>・中心市街地活性化のための一時的なイベント開催</li> <li>・セミナー等の企画をして1月に2回開催</li> <li>・NPO 法人との連携し空き家対策に関するセミナー（所有者向け）を共催した</li> </ul> </li> <li>●人材育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境活動の指導者的役割を担えるような行動的な市民である「環境マイスター」の育成</li> </ul> </li> </ul>	<p>（「実施していない、わからない」の続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組なし、検討なし、わからない等(197)</li> <li>●その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エリアマネジメントの検討</li> <li>・商品開発、ふるさと納税の製品提供</li> <li>・歴史的建造物の修理予定者の情報提供とまちづくり団体による補助金と併せた市の補助金の交付</li> <li>・民間事業者募集等に向けた地元計画案の検討</li> <li>・無電柱化支援事業(2)</li> </ul> </li> </ul>
--	---

4-3 官民連携について、貴市区町村でこれから取り組みたいと考えていることを選択してください。

- ✓ 「国や都道府県、関係団体による官民連携に関するセミナーへの参加」との回答が最も多く 434 件と約 3 割の自治体が回答している。
- ✓ 次いで「公共施設整備への官民連携導入に向けた検討」が約 2 割、「官民連携による公共資産利活用にむけた検討」が約 2 割弱となっている。

項目	回答数	構成比
国や都道府県、関係団体による官民連携に関するセミナーへの参加	434	25.1%
公共施設整備への官民連携導入に向けた検討	351	20.3%
官民連携による公共資産利活用にむけた検討	329	19.0%
官民連携による公共資産利活用の実施	216	12.5%
公共施設整備への官民連携事業の実施	207	12.0%
企業や商工団体との定期的な対話の場の設置	203	11.7%
民間まちづくり団体への支援	198	11.4%
国や都道府県、関係団体による官民連携に関する研修への参加	190	11.0%
官民連携に関する市民を含めたイベントの開催	162	9.4%
大学や民間団体による官民連携に関する講座への派遣	126	7.3%
ワンストップ窓口の設置	86	5.0%
その他	262	15.1%
合計	2764	



N=1,741

【その他（自由回答）】

- 関係者との情報共有
  - ・官民連携のまちづくりに関して、回答に際し市の考えをオウライズしたいが、概要説明から必要な部署もあり、実際には部内の意見程度にとどまっているので、行政内部に周知・啓発を行っていく必要がある
  - ・まちづくり団体や商店街関係者、鉄道事業者等と2回「街と駅との連携会議」を実施し情報交換
  - ・類似の都市形態をもつ近隣自治体での先進事例など情報収集
- 官民（産官学民）連携
  - ・宮崎大学との協定に基づき設立するまちづくり団体において、医療関係の人材育成や、産業活性化に取り組む予定
  - ・民間提案制度、随意契約保証について
  - ・民間団体の自主的な企画運営に向けた意識向上、体制整備
  - ・民間集合住宅の整備と借上げ
- 交通対策
  - ・地域に根ざした公共交通網の整備
- 人材育成
  - ・環境マイスターの活動がより活性化するような支援
- しくみづくり
  - ・民間まちづくりのニーズに対応できる仕組みづくり
- 居住促進
  - ・空き家対策を含む地域の不動産価値の保持
  - ・空き家バンク運営の委託
  - ・関係団体との空き家対策に関するセミナーの開催
- 特に無い、わからない
  - ・特にないが今後の状況の変化に注視していきたい
  - ・超遠隔離島で小規模自治体の当村においては、制度活用は難しい
  - ・制度について詳細な内容を知らないため検討をしたことが無い
  - ・特になし、未検討、検討中、不明（162）
- その他
  - ・現在、都市再生推進法人の制度を活用して部局がない
  - ・検討課題
  - ・区全体としての統一見解は未検証
  - ・まちづくりにおける基本的な方向性の決定

(「人材育成」続き)

- ・ Web講座への参画
- 公共空間の活用
  - ・ 歩道の有効活用
  - ・ 広場の有効活用
- 賑わい形成
  - ・ リノベーションによる駅周辺の活性化
  - ・ 中心市街地活性化
  - ・ 地域活性化、集落活性化

(「その他」続き)

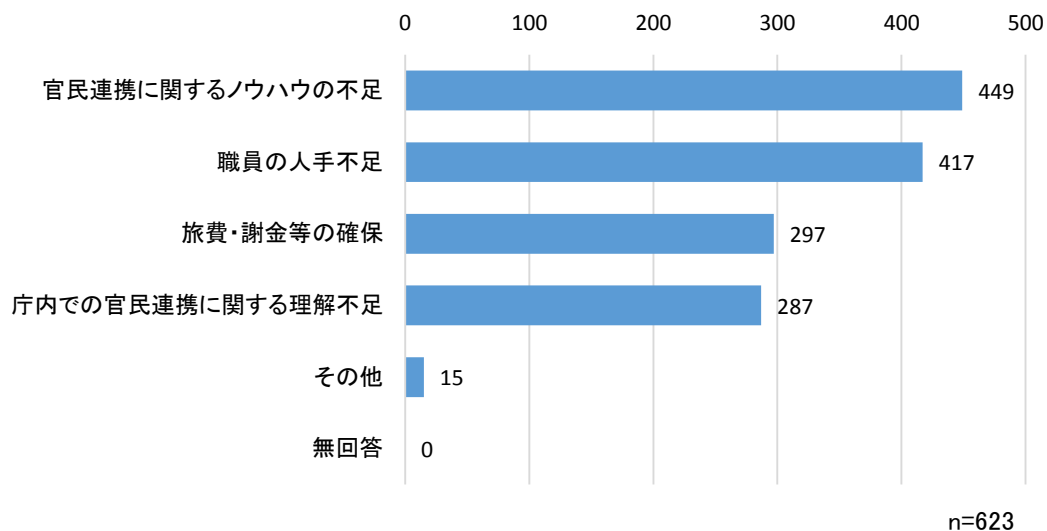
- ・ フィー無く実施していただけるのであれば、どのような事でも良いです
- ・ 他の業務も受け持っており、取組むことが難しい
- ・ 情報収集
- ・ 産業振興
- ・ 災害復興まちづくり
- ・ 現状の地域活性化に向けた取り組みを継続

	50万人以上 (N=35)	30万人以上 50万人未満 (N=49)	20万人以上 30万人未満 (N=45)	10万人以上 20万人未満 (N=153)	5万人以上10 万人未満 (N=262)	3万人以上5 万人未満 (N=243)	1万人以上3 万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
国や都道府県、関係団体による官民連携に関するセミナーへの参加	28.6%	28.6%	33.3%	26.8%	33.2%	28.8%	23.3%	18.4%
公共施設整備への官民連携導入に向けた検討	34.3%	28.6%	26.7%	27.5%	24.0%	21.4%	16.1%	16.4%
官民連携による公共資産利活用に向けた検討	28.6%	20.4%	33.3%	27.5%	22.5%	19.8%	17.9%	12.7%
官民連携による公共資産利活用の実施	31.4%	26.5%	24.4%	19.0%	16.0%	12.3%	9.5%	7.4%
公共施設整備への官民連携事業の実施	28.6%	14.3%	17.8%	22.2%	16.4%	11.9%	8.4%	7.6%
企業や商工団体との定期的な対話の場の設置	17.1%	18.4%	8.9%	13.1%	10.7%	9.1%	12.9%	11.1%
民間まちづくり団体への支援	22.9%	18.4%	26.7%	16.3%	12.2%	11.5%	7.2%	9.8%
国や都道府県、関係団体による官民連携に関する研修への参加	20.0%	16.3%	17.8%	16.3%	11.8%	13.2%	10.2%	6.6%
官民連携に関する市民を含めたイベントの開催	20.0%	22.4%	31.1%	18.3%	12.6%	8.2%	6.1%	4.3%
大学や民間団体による官民連携に関する講座への派遣	11.4%	12.2%	6.7%	13.7%	6.9%	8.6%	5.2%	5.9%
ワンストップ窓口の設置	20.0%	6.1%	11.1%	6.5%	5.0%	5.3%	2.7%	4.5%
その他	11.4%	8.2%	11.1%	20.3%	3.8%	12.8%	21.7%	15.8%

4-4 4-3で① 国や都道府県、関係団体による官民連携に関するセミナー（1日以内）への参加、② 国や都道府県、関係団体による官民連携に関する研修（のべ2日以上）への参加、③ 大学や民間団体による官民連携に関する講座への派遣、④ 官民連携に関する市民を含めたイベント（リノベーションスクール等）の開催、を選択いただいた方にお聞きします。取り組みを実施して行くに当たって課題となることを選択してください。

- ✓ 「官民連携に関するノウハウの不足」との回答が最も多く 449 件と約 7 割の自治体が回答している。
- ✓ 次いで「職員の人手不足」が約 7 割、「旅費・謝金等の確保」が約 5 割となっている。

項目	回答数	構成比
官民連携に関するノウハウの不足	449	72.1%
職員の人手不足	417	66.9%
旅費・謝金等の確保	297	47.7%
庁内での官民連携に関する理解不足	287	46.1%
その他	15	2.4%
無回答	0	0.0%
合計	1465	



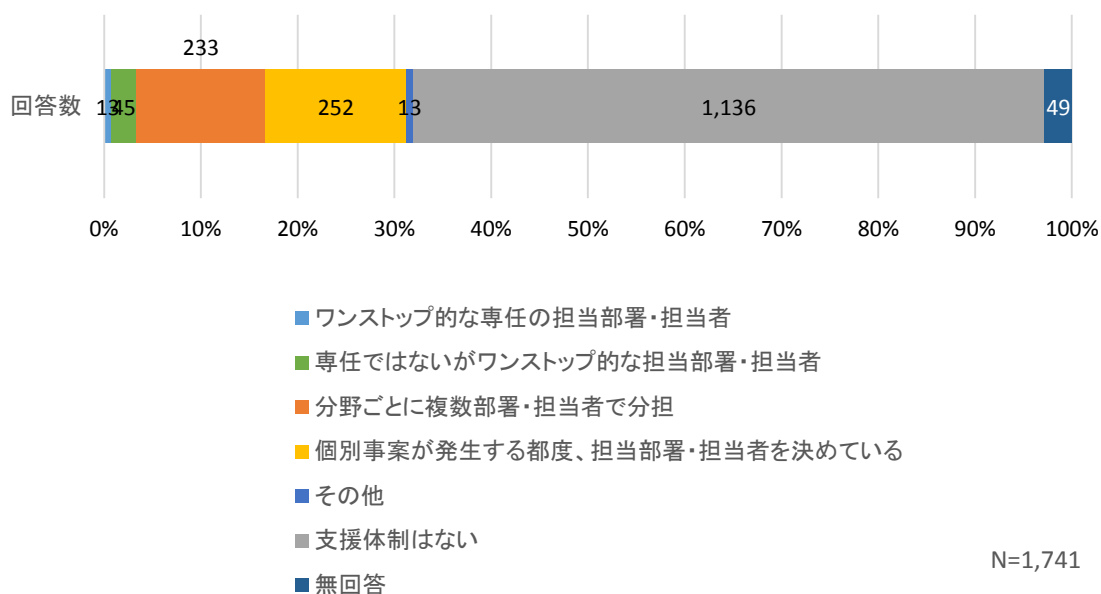
	50万人以上 (N=14)	30万人以上 50万人未満 (N=22)	20万人以上 30万人未満 (N=27)	10万人以上 20万人未満 (N=70)	5万人以上10 万人未満 (N=119)	3万人以上5 万人未満 (N=95)	1万人以上3 万人未満 (N=150)	1万人未満 (N=129)
官民連携に関するノウハウの不足	57.1%	72.7%	74.1%	64.3%	74.8%	70.5%	76.0%	71.3%
職員の人手不足	28.6%	45.5%	51.9%	58.6%	55.5%	76.8%	76.0%	74.4%
旅費・謝金等の確保	42.9%	45.5%	33.3%	52.9%	52.9%	54.7%	39.3%	48.1%
庁内での官民連携に関する理解不足	42.9%	63.6%	55.6%	48.6%	46.2%	46.3%	41.3%	45.7%
その他	7.1%	9.1%	0.0%	4.3%	1.7%	2.1%	1.3%	2.3%

【その他（自由回答）】
<ul style="list-style-type: none"> <li>●主体となる団体・企業・人材の不足 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携団体、個人の不足</li> <li>・ 主体的にまちづくりに取り組む民間団体の不足</li> <li>・ 参画してくれるだけの大企業がない</li> <li>・ 担える民間団体がない</li> <li>・ 地域の人材不足</li> </ul> </li> <li>●理解の不足 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域全体の官民連携に向けた意識づくり</li> <li>・ 議会への説明と理解</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●体制の不足 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進、管轄する部署がない</li> </ul> </li> <li>●財源の不足 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加後の実施に関する予算や体制が担保できない</li> <li>・ 予算</li> </ul> </li> <li>●その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国等によるセミナーの内容が有意義ではない</li> <li>・ 具体的な相談が無い</li> <li>・ 特になし、未検討、不明（11）</li> </ul> </li> </ul>

4-5 エリアマネジメント、リノベーションまちづくり、公共的空間の利活用などの官民連携まちづくりを支援する組織体制がありますか。当てはまるものを選択してください。

- ✓ 支援する組織体制としては、「個別事案が発生する都度、担当部署・担当者を決めている」が約2割弱、「分野ごとに複数部署・担当で分担」が約1割となっている。
- ✓ ワンストップ的な担当部署・担当者（専任でない場合も含む）を設けているところは58件（3.5%）にとどまっている。
- ✓ 「支援体制はない」との回答が最も多く1135件と約7割の自治体が回答している。

項目	回答数	構成比
ワンストップ的な専任の担当部署・担当者	13	0.7%
専任ではないがワンストップ的な担当部署・担当者	45	2.6%
分野ごとに複数部署・担当で分担	233	13.4%
個別事案が発生する都度、担当部署・担当者を決めている	252	14.5%
その他	13	0.7%
支援体制はない	1,136	65.2%
無回答	49	2.8%
合計	1,741	100.0%



	50万人以上 (N=35)	30万人以上 50万人未満 (N=49)	20万人以上 30万人未満 (N=45)	10万人以上 20万人未満 (N=153)	5万人以上10 万人未満 (N=262)	3万人以上5 万人未満 (N=243)	1万人以上3 万人未満 (N=442)	1万人未満 (N=512)
ワンストップ的な専任の担当部署・担当者	5.7%	0.0%	0.0%	2.6%	0.8%	1.2%	0.2%	0.2%
専任ではないがワンストップ的な担当部署・担当者	14.3%	10.2%	11.1%	3.3%	0.4%	2.1%	2.0%	2.0%
分野ごとに複数部署・担当者で分担	40.0%	34.7%	15.6%	22.2%	16.4%	13.6%	9.5%	8.4%
個別事案が発生する都度、担当部署・担当者を決めている	14.3%	16.3%	22.2%	19.0%	17.2%	17.7%	12.2%	11.3%
その他	2.9%	4.1%	4.4%	1.3%	0.4%	0.8%	0.2%	0.4%
支援体制はない	22.9%	34.7%	42.2%	50.3%	61.5%	62.1%	72.2%	74.0%

【その他（自由回答）】	
<p>●庁内における連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民連携に関するタスクフォースを組織</li> <li>・ 高蔵寺ニュータウンにおかえる官民連携まちづくりについて統括的な担当部署としてニュータウン創生課があり、高蔵寺まちづくり株式会社のエリアマネジメントについてなど支援する体制をとっている</li> <li>・ 庁内にまちづくりプロジェクトチームを作り、各課にまたがる案件を協議している</li> <li>・ 必要に応じて組織連携して対応</li> <li>・ 企画担当が企業等との調整の窓口を担っている</li> <li>・ 職員有志によるPT</li> </ul> <p>●研修等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民連携を積極的に推進する体制を構築するため、各局区等の筆頭課長及び担当者を対象とした公民連携研修を実施している</li> </ul>	<p>●制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民で構成されたまちづくり活動を行う団体に、まちづくりの専門家を派遣して活動支援を行う、アドバイザー派遣制度を都市計画課で所管しています。幅広いまちづくり活動の支援を想定した制度ではあるものの、これまでの派遣は戸建て地区における地区計画の策定を支援する目的で行われており、その他のまちづくり活動への派遣実績はありません</li> </ul> <p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各課の所管業務において対応しているが、それを専門にする部課はない</li> <li>・ 市全体としての支援する組織体制を把握していない</li> <li>・ 主要な地域ごとにまちづくり担当がいるが、エリマネなど官民連携に係る制度が熟知できていない</li> </ul>



### (3) 官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査 まちづくり団体向け調査

#### ①調査概要

- |   |
|---|
| <p>【目的】 公共的空間利活用に関する現況把握を把握する。特に、利活用可能性のある公共空間の把握・活用に向けたアイデアや官民連携の状況（空間面での連携実態、運営面（人材・資金・制度）での連携状況）等の把握を行う。</p> <p>【調査日時】 平成30年2月1日～平成30年2月22日</p> <p>【調査対象】 まちづくり団体（都市再生推進法人、全国中心市街地活性化まちづくり連絡協議会員、全国エリアマネジメントネットワーク会員）</p> <p>【調査方法】 エクセル形式によるアンケート調査票を国土交通省よりまちづくり団体へ直接メール送信、回収。</p> <p>【配布数】 138団体（都市再生推進法人（50団体）、全国中心市街地活性化まちづくり連絡協議会員（48団体）、全国エリアマネジメントネットワーク会員（40団体））</p> <p>【回収状況】 56団体（40.58%）</p> |
|---|

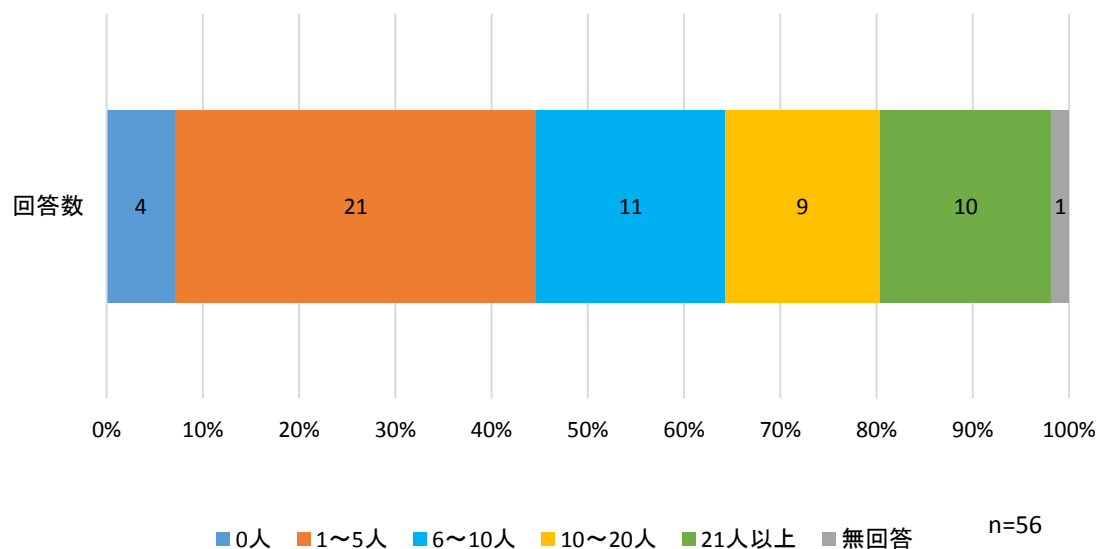
### ③集計結果

#### 1. 貴団体の基本情報を回答してください。

##### 1-1 職員数

- ✓ 職員数は、「1～5人」が最も多く全体の約4割を占める。
- ✓ その他「6～10人」、「10～20人」、「21人以上」がそれぞれ2割程度となっており、小規模から大規模な組織まで多様である。

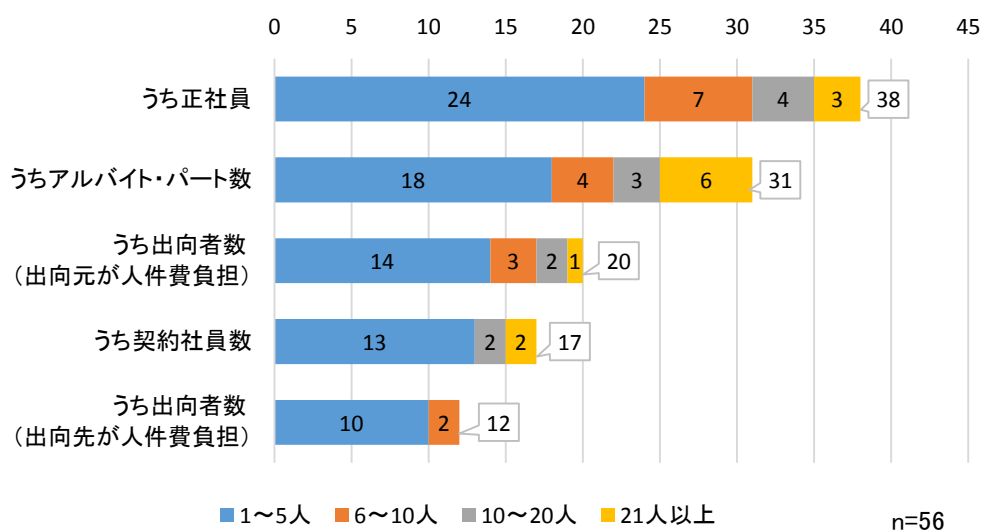
項目	回答数	構成比
0人	4	7.1%
1～5人	21	37.5%
6～10人	11	19.6%
10～20人	9	16.1%
21人以上	10	17.9%
無回答	1	1.8%
合計	56	100.0%



1-2 職員数のうち、正社員、契約社員、出向者数（出向先が人件費負担）、出向者数（出向元が人件費負担）、アルバイト・パート数の内訳

- ✓ 職員の雇用形態については、「正社員」を雇用していると回答した団体数が最も多く38団体となっており全体の約7割を占める。次いで、「アルバイト・パート」、「出向者（出向元が人件費負担）」を雇用している団体が多い。

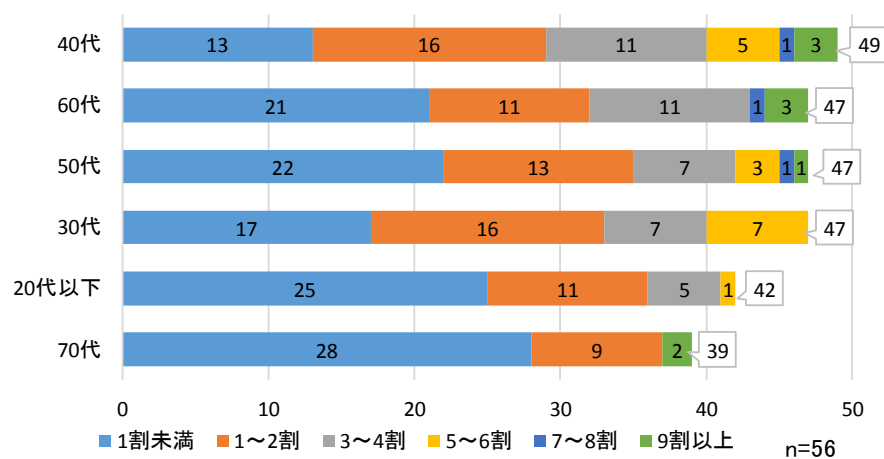
項目	0人	1～5人	6～10人	10～20人	21人以上
うち正社員	15	24	7	4	3
うちアルバイト・パート数	20	18	4	3	6
うち出向者数(出向元が人件費負担)	31	14	3	2	1
うち契約社員数	33	13	0	2	2
うち出向者数(出向先が人件費負担)	37	10	2	0	0
合計	136	79	16	11	12



1-3 主たる職員の年代（職員の中のおおよその割合。）（20代以下、30代、40代、50代、60代、70代以上の内訳）

- ✓ 主たる職員の年代として56団体中49団体と約9割が40代を雇用している。
- ✓ 20代以下を雇用している団体は42団体と7割あるが、そのうちの36団体が、20代の占める割合が2割以下と若い層の雇用が少ない。

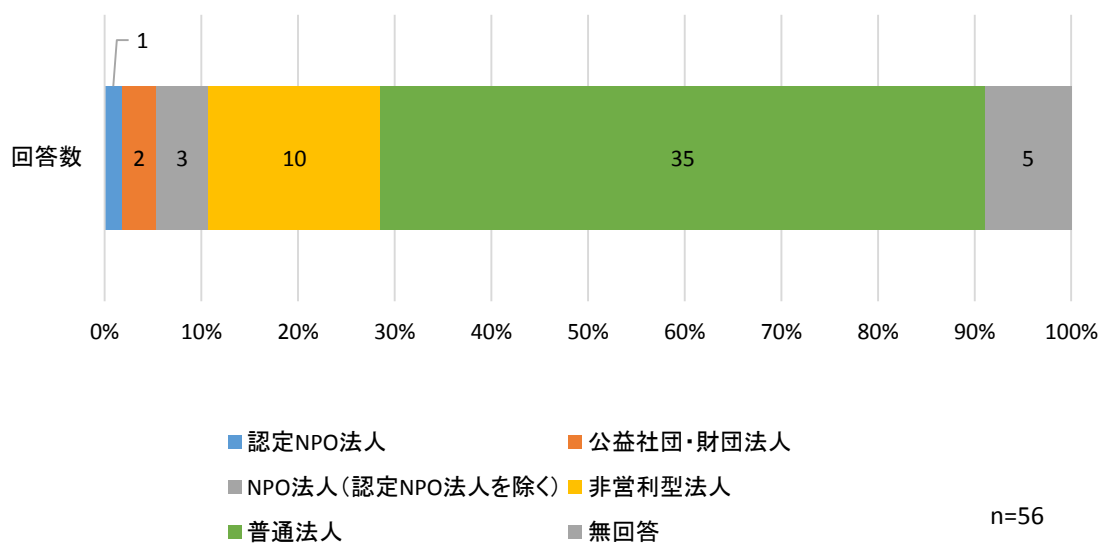
	1割未満	1～2割	3～4割	5～6割	7～8割	9割以上
40代	13	16	11	5	1	3
60代	21	11	11	0	1	3
50代	22	13	7	3	1	1
30代	17	16	7	7	0	0
20代以下	25	11	5	1	0	0
70代	28	9	0	0	0	2
合計	126	76	41	16	3	9



#### 1-4 課税（法人税）上の組織区分

✓ 普通法人が最も多く、68.6%を占める。次いで非営利型法人、NPO法人となっている。

項目	回答数	構成比
認定NPO法人	1	2.0%
公益社団・財団法人	2	3.9%
NPO法人(認定NPO法人を除く)	3	5.9%
非営利型法人	10	19.6%
普通法人	35	68.6%
無回答	5	0.0%
合計	56	100.0%



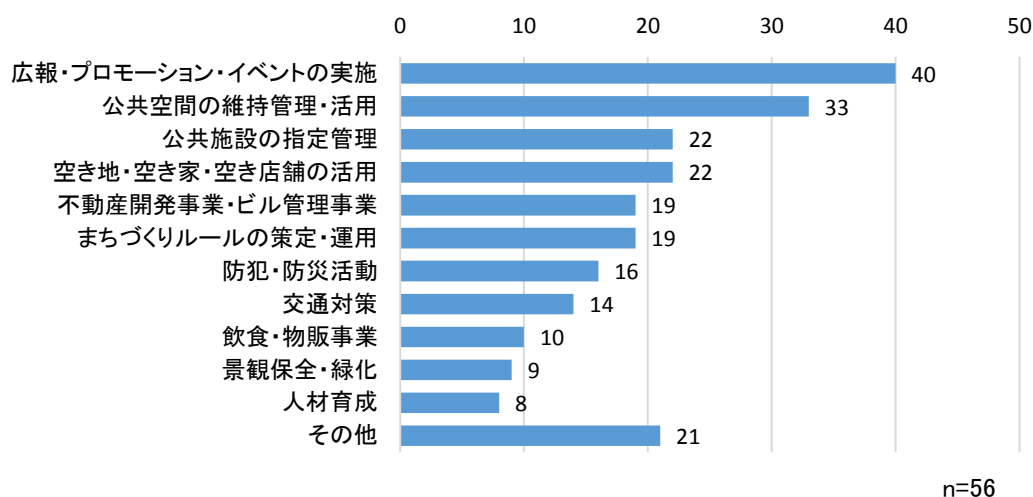
2. 貴団体のまちづくり活動について回答してください。

《事業として実施しているまちづくり活動について》

2-1 貴団体の事業のうち主たるものを選択してください。(5つまで)

- ✓ 「広報・プロモーションイベントの実施」が最も多く、40 団体（71.4%）が実施している。
- ✓ 次いで、「公共空間の維持管理・活用（58.9%）」、「公共施設の指定管理（39.3%）」、「空き地・空き家・空き店舗の活用（39.3%）」となっている。
- ✓ 人材育成事業を主な事業として挙げている団体は8 団体（14.3%）となっている。

項目	回答数	構成比
広報・プロモーション・イベントの実施	40	71.4%
公共空間の維持管理・活用	33	58.9%
公共施設の指定管理	22	39.3%
空き地・空き家・空き店舗の活用	22	39.3%
不動産開発事業・ビル管理事業	19	33.9%
まちづくりルールの策定・運用	19	33.9%
防犯・防災活動	16	28.6%
交通対策	14	25.0%
飲食・物販事業	10	17.9%
景観保全・緑化	9	16.1%
人材育成	8	14.3%
その他	21	37.5%
合計	233	



【その他（自由回答）】

●委託業務

- ・ 行政の基本計画策定業務や、事業委託の受託
- ・ 調査等受託事業

●交通対策

- ・ 共通駐車券事業
- ・ 駐車場管理運営事業
- ・ 都心部共通駐車券事業の受託
- ・ 駐車場事業

●防犯・防災活動

- ・ 安全・防災事業、健康増進事業

●まちづくり

- ・ 委員会を設置し、まちあるき事業を実施しています。中心市街地活性化協議会解散後の任意団体の事務局運営を行っています。
- ・ エコタウン事業
- ・ スマートシティ関連（データ利活用、健康、エリマネなど）
- ・

●住環境改善

- ・ 住環境の改善活動
- ・ 低所得者向けの住宅の建設及び経営に関する事業

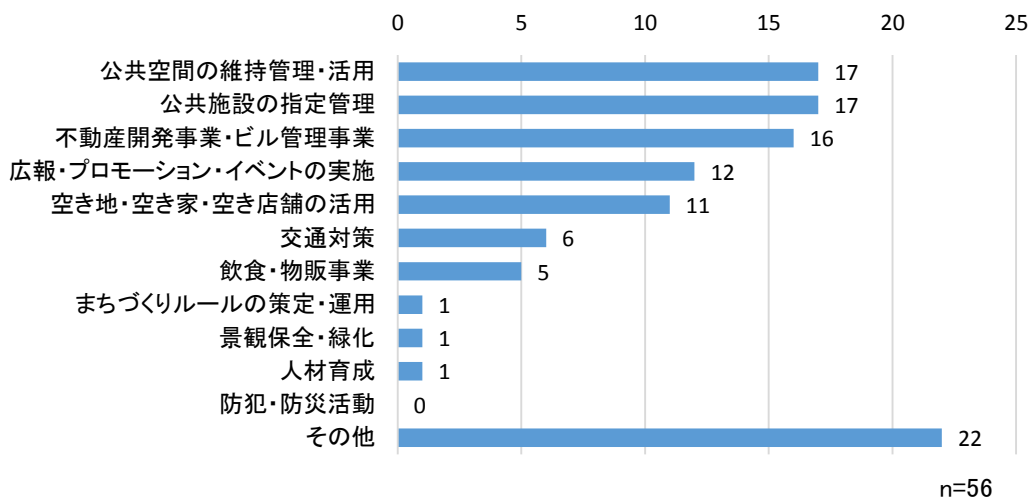
●その他

- ・ 宿泊業・賃貸業
- ・ 学生居住煤員活動
- ・ テナントミックス事業(2)
- ・ テナントミックス事業で、施設整備した建物に飲食店をテナントとして入れています。
- ・ 歩道や街路樹・植栽の整備。駅前地下広場内ベンチの設置。地上・地下広場内コインロッカー設置等。
- ・ エリア MICE 誘致
- ・ 公共空間における屋外広告物の掲出

2-2 2-1 で選択した事業のうち貴団体の主たる収入源となっているものを選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「公共空間の維持管理・活用 (30.4%)」、「公共施設の指定管理 (30.4%)」、「不動産開発事業・ビル管理事業 (28.6%)」となっている。
- ✓ 広報・プロモーションイベントの実施が主たる収入源となっている団体は、主な事業として実施している40団体に対し12団体(21.4%)となっており乖離が出ている。

項目	回答数	構成比
公共空間の維持管理・活用	17	30.4%
公共施設の指定管理	17	30.4%
不動産開発事業・ビル管理事業	16	28.6%
広報・プロモーション・イベントの実施	12	21.4%
空き地・空き家・空き店舗の活用	11	19.6%
交通対策	6	10.7%
飲食・物販事業	5	8.9%
まちづくりルールの策定・運用	1	1.8%
景観保全・緑化	1	1.8%
人材育成	1	1.8%
防犯・防災活動	0	0.0%
その他	22	39.3%
合計	109	



【その他（自由回答）】	●調査・研究
<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業による収入</li> <li>・ 宿泊業</li> <li>・ エコタウン事業</li> <li>・ 公共空間における屋外広告物の掲出</li> <li>・ テナントミックス事業で、施設整備した建物に飲食店をテナントとして入れ、賃料収入を得ています。</li> <li>・ 共通駐車券事業</li> <li>・ 公共空間のサブリース事業</li> <li>・ イベント時の屋外広告物掲出料収入、コイン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政の基本計画策定業務や、事業委託の受託</li> <li>・ スマートシティ構築関連（データ利活用、健康、エネマネなど）に係る補助</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会費・協賛金</li> <li>・ 会員の会費収入 (3)</li> <li>・ 寄付 (2)</li> <li>・ 会員企業による会費による協議会運営。</li> <li>・ 企業よりの協賛金</li> <li>・ 有志による寄付</li> </ul>

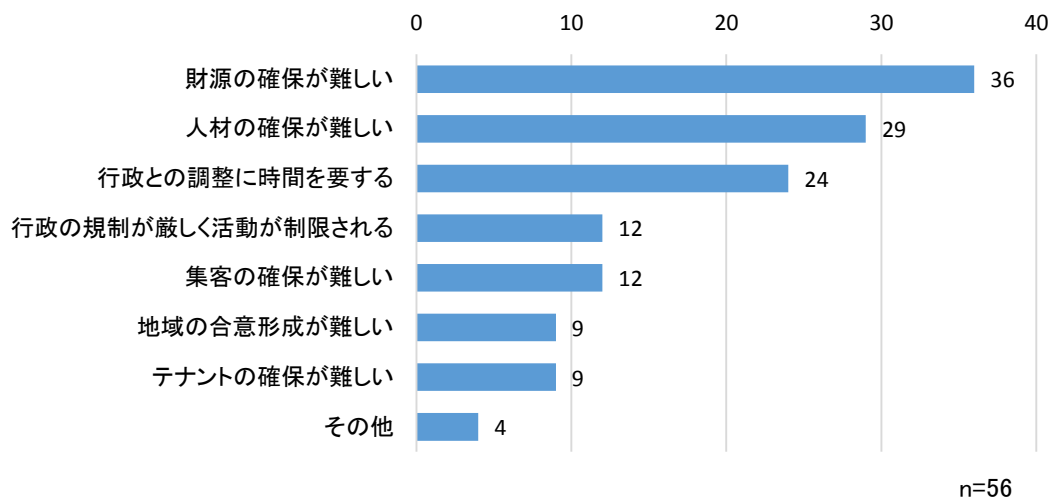


ロッカー自販機手数料収入 ・ 駐車場管理運営事業(2) ・ 都心部共通駐車券事業の受託	●補助金・助成金 ・ 市からの補助・補助金(3)
---	-----------------------------

2-3 事業を行う上で、課題となっているものを選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「財源の確保」が最も多く、36 団体 (64.3%) が課題として感じている。「人材の確保 (51.8%)」、と内的要因の割合が高い。
- ✓ 次いで、「行政との調整に時間を要する (42.9%)」となっている。

項目	回答数	構成比
財源の確保が難しい	36	64.3%
人材の確保が難しい	29	51.8%
行政との調整に時間を要する	24	42.9%
行政の規制が厳しく活動が制限される	12	21.4%
集客の確保が難しい	12	21.4%
地域の合意形成が難しい	9	16.1%
テナントの確保が難しい	9	16.1%
その他	4	7.1%
合計	135	



【その他 (自由回答)】

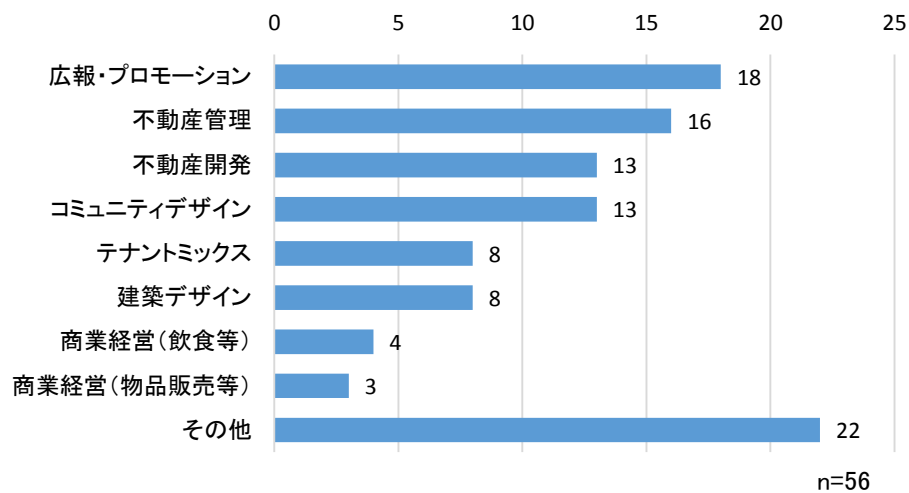
- ・ 駐車場の機械化が進み、現在の紙媒体のサービス券では対応できない駐車場が増え、発行高が減少している
- ・ 当地区は、これまで地域での合意形成や財源の確保なども概ね問題なく、街の景観形成や賑わいづくりの取組によって現在の都市ブランドが形成されてきた。しかし昨今の開発の進捗に伴う新しいステークホルダーについては、エリアマネジメントへの関心度や協力姿勢が鈍化する兆しが 出てきたように感じている (既存の都市ブランドへのフリーライド的な印象)。上記を踏まえ、新たな安定財源の確保や更なる都市ブランドの向上を図るためにも、公園や道路での収益事業を可としたり、広告物規制の緩和など、今一歩進んだブレイクスルーが求められている。また、そうした取組に強い人材の確保、ないし育成も課題の一つである。
- ・ 行政との調整に時間を要して、実現できれば良いのだが、規制が厳しいわけでも、調整に時間がかかるわけでもなく、地元行政区と重要な案件について方向性がかみ合っていない。

## 《人材について》

2-4 貴団体の職員が持つ主な職能（専門としている技能や取得している資格等）を選択してください。（上位3位まで）

- ✓ 「広報・プロモーション」が最も多く、18団体（32.1%）、次いで「不動産管理」が16団体（28.6%）、「不動産開発」が13団体（23.2%）となっている。

項目	回答数	構成比
広報・プロモーション	18	32.1%
不動産管理	16	28.6%
不動産開発	13	23.2%
コミュニティデザイン	13	23.2%
テナントミックス	8	14.3%
建築デザイン	8	14.3%
商業経営(飲食等)	4	7.1%
商業経営(物品販売等)	3	5.4%
その他	22	39.3%
合計	105	



### 【その他（自由回答）】

#### ●その他の資格

- ・ 中小企業診断士
- ・ 技術士(都市及び地方計画)
- ・ 認定都市プランナー
- ・ 防災士
- ・ 重機運転免許
- ・ 団体運営、会社運営

#### ●その他必要技能

- ・ 制度の支援や緑化保全。
- ・ 商業コンサルタント
- ・ 特に専門や資格をもった職員はいないが、10年以上、関わっているプロパー職員がおり、地域コミュニティとのコミュニケーションや、地域情報を有している。

- ・ 任意団体のため、事務局企業による協議会の運営。

- ・ WEB デザイン・S E

- ・ 広場（道路）無許可使用者への的確な対応

- ・ 防火管理

- ・ 事業企画（エネマネ・FMなど）

- ・ 会員は法人、個人合わせて150社以上であり、あらゆる業種の方々が加入

- ・ 救命関係

- ・ 行政交渉力

- ・ 体育施設管理

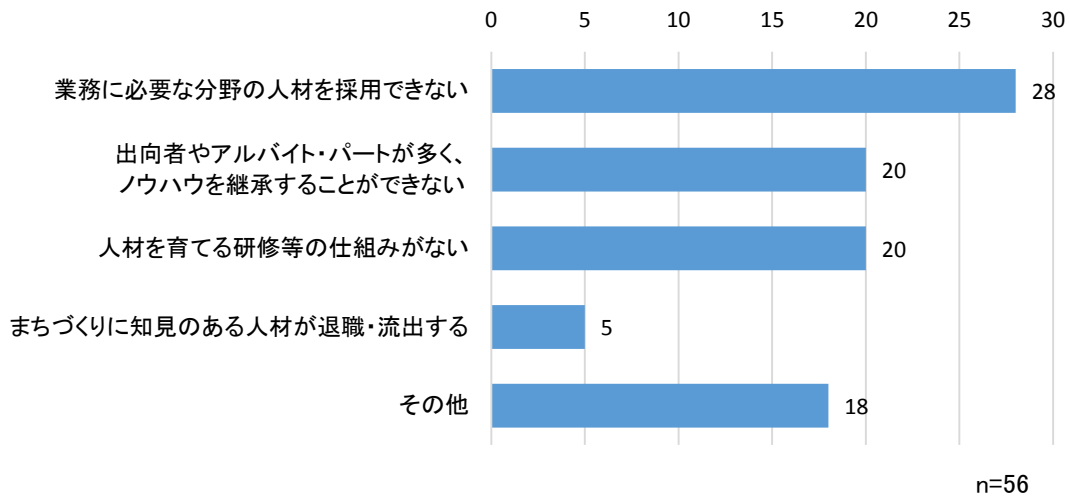
- ・ イベント等企画・運営・コーディネート(2)

- ・ 特になし(3)

2-5 人材確保面で課題となっていることを選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「業務に必要な分野の人材を採用できない」が最も多く、28団体(50.0%)が課題として感じている。
- ✓ 人材を育てる研修の仕組みや、ノウハウの継承なども課題となっている。

項目	回答数	構成比
業務に必要な分野の人材を採用できない	28	50.0%
出向者やアルバイト・パートが多く、ノウハウを継承することができない	20	35.7%
人材を育てる研修等の仕組みがない	20	35.7%
まちづくりに知見のある人材が退職・流出する	5	8.9%
その他	18	32.1%
合計	91	



【その他(自由回答)】

●資金面

- ・単純にコストの問題が大きい。
- ・組織構成の再検討と人件費の捻出
- ・人材を雇えるほどの収益を上げられていない
- ・収入のほとんどを市からの指定管理・委託・補助金で担っており、きわめて財政状況が不安定であるとともに、公益目的支出計画の縛りなどがあり、自由に人材確保ができない状況となっている。
- ・人件費の確保が難しい。
- ・優秀な人材を確保するだけの給与が支払えない。

●その他

- ・特になし
- ・将来的に正社員採用を検討するにあたり、社会保険等の整備など

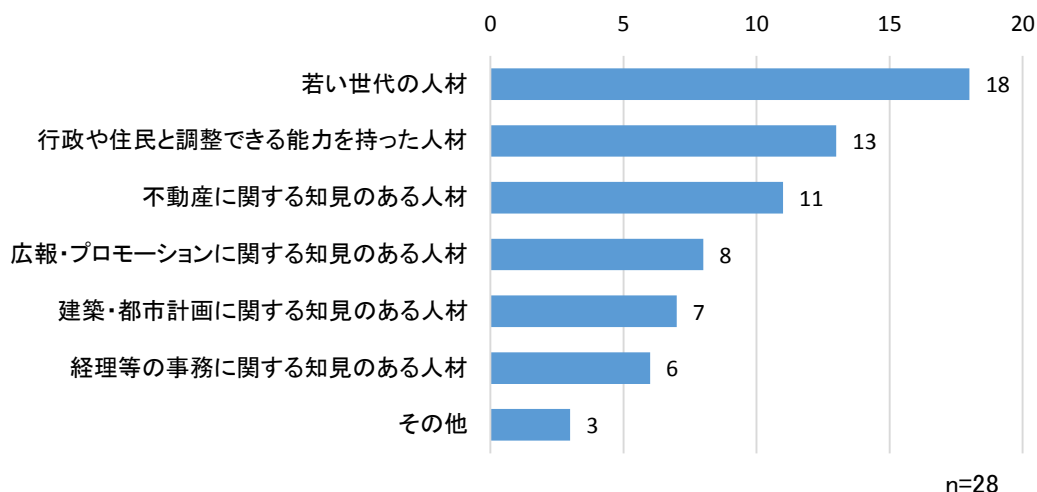
●人材面

- ・人件費の確保
- ・そもそも、都市再生に資する有能な人材が、地域にはいない。
- ・50、60代の男性人材が少ない
- ・自治会役員が会の役員を兼務しており、自治会役員の交代が頻繁なため継続が困難
- ・会員は法人、個人合わせて150社以上であり、あらゆる業種の方々が加入
- ・任意団体のため、事務局企業による協議会の運営。
- ・組織そのものの解散を控えているため、人材が縮小されており、業務に必要な人員が不足している。
- ・根本的に基礎能力がない

2-6 (2-5で①を選択した場合に回答してください。) 課題となっている「業務に必要な人材」を選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「若い世代の人材」が最も多く 18 団体 (64.3%)、「行政や住民と調整できる能力を持った人材」が 13 団体 (46.4%) が必要な人材として挙げている。
- ✓ 次いで、「不動産」や「広報プロモーション」、「建築・都市計画」等専門知識を有した人が求められている。

項目	回答数	構成比
若い世代の人材	18	64.3%
行政や住民と調整できる能力を持った人材	13	46.4%
不動産に関する知見のある人材	11	39.3%
広報・プロモーションに関する知見のある人材	8	28.6%
建築・都市計画に関する知見のある人材	7	25.0%
経理等の事務に関する知見のある人材	6	21.4%
その他	3	10.7%
合計	66	



【その他 (自由回答)】

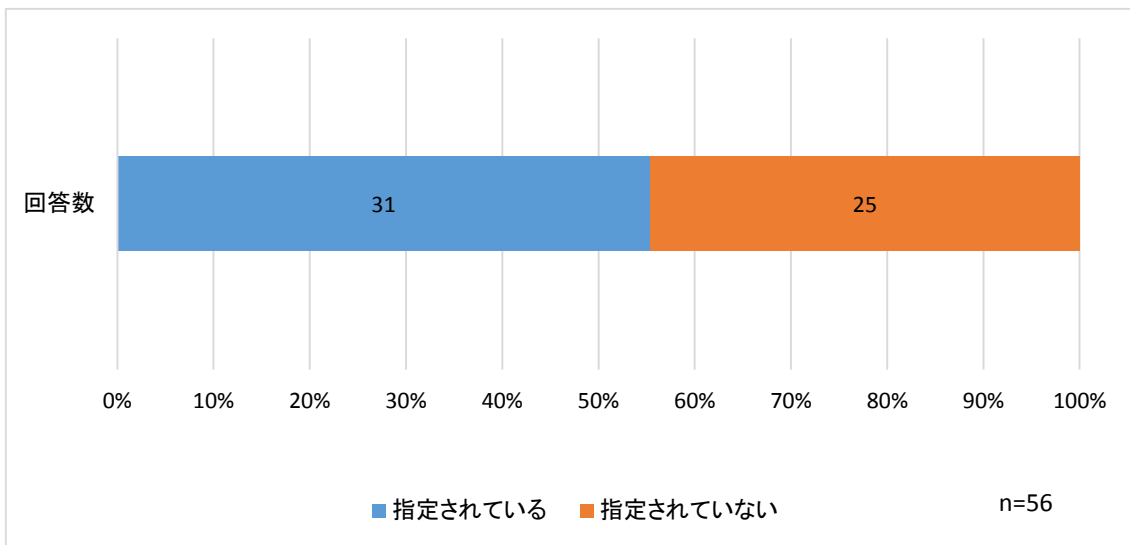
- ・ 早朝・夜間・土日祝日に勤務できる人。また、力仕事のできる人。
- ・ 「不動産に関する知見のある人材」、「広報・プロモーションに関する知見のある人材」については、プロパー職員を持つ必要があると感じている。でないと、ステークホルダー (社団会員) でもある大手ディベや商業施設などと、機能的に折衝できない。
- ・ 業務を管理する管理職

3. 都市再生推進法人制度について回答してください。

3-1 都市再生推進法人に指定されていますか。

- ✓ 「指定されている」が31団体（55.4%）と半数以上となっている。

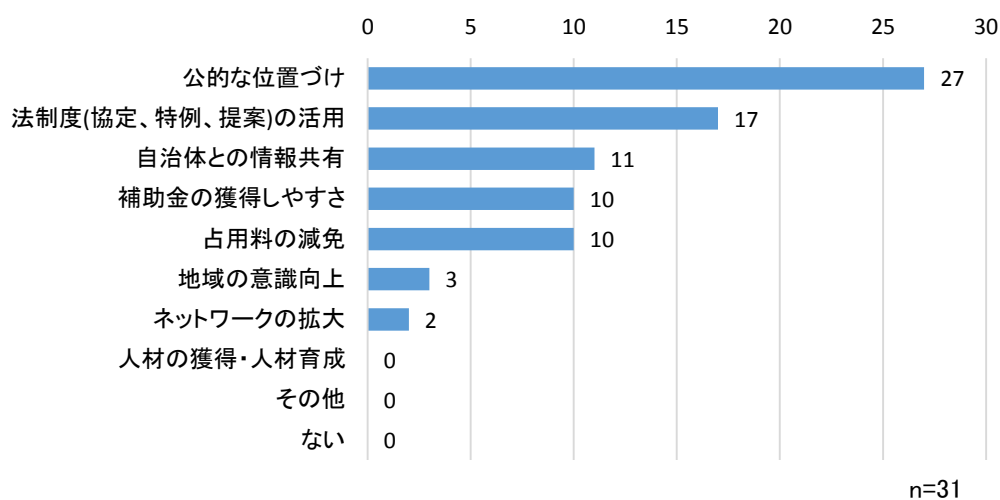
項目	回答数	構成比
指定されている	31	55.4%
指定されていない	25	44.6%
合計	56	100.0%



3-2 3-1 で①指定されていると回答した方にお聞きします。指定されたことで最も大きなメリットと感ずるものを選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「公的な位置づけ」が27団体(87.1%)と最も多い。
- ✓ 次いで「法制度(協定、特例、提案)の活用」が17団体(54.8%)、「自治体との情報共有」が11団体(35.5%)となっている。

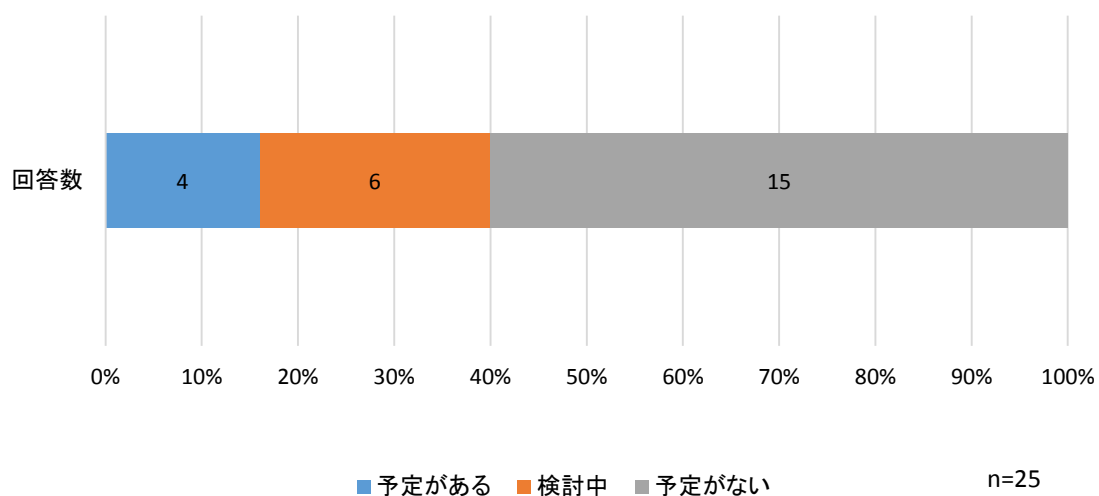
項目	回答数	構成比
公的な位置づけ	27	87.1%
法制度(協定、特例、提案)の活用	17	54.8%
自治体との情報共有	11	35.5%
補助金の獲得しやすさ	10	32.3%
占用料の減免	10	32.3%
地域の意識向上	3	9.7%
ネットワークの拡大	2	6.5%
人材の獲得・人材育成	0	0.0%
その他	0	0.0%
ない	0	0.0%
合計	80	



3-3 3-1 で②指定されていないと回答した方にお聞きします。指定されていない場合は、今後、指定を受ける予定はありますか。

- ✓ 「予定がある」が4団体（16.0%）、「検討中」が6団体（24.0%）と約40%が都市再生推進法人への指定に向けて検討を進めている。

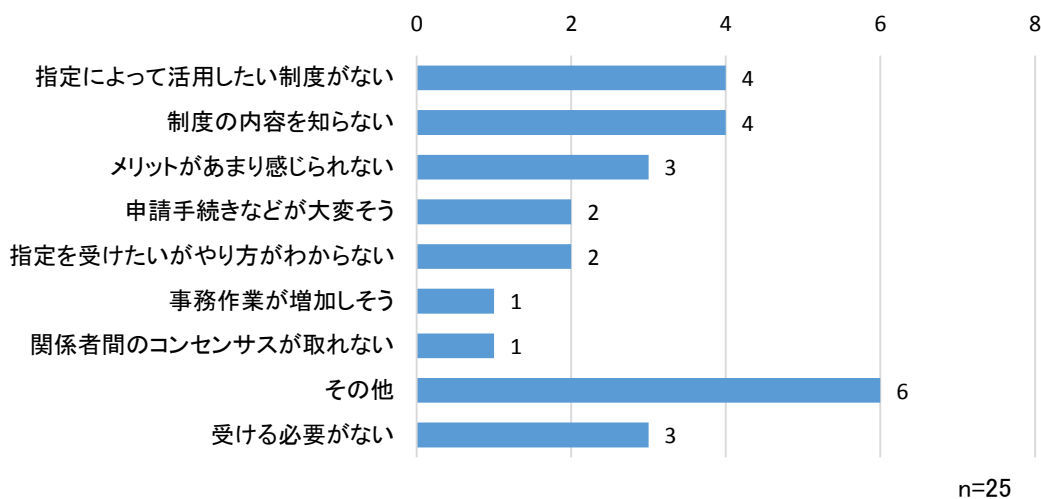
項目	回答数	構成比
予定がある	4	16.0%
検討中	6	24.0%
予定がない	15	60.0%
合計	25	100.0%



3-4 3-1 で③予定がないと回答した方にお聞きします。その理由を選択してください。  
 (上位3位まで)

✓ 「指定によって活用したい制度がない」、「制度の内容を知らない」がそれぞれ4団体  
 (16.0%)となっている。

項目	回答数	構成比
指定によって活用したい制度がない	4	16.0%
制度の内容を知らない	4	16.0%
メリットがあまり感じられない	3	12.0%
申請手続きなどが大変そう	2	8.0%
指定を受けたいがやり方がわからない	2	8.0%
事務作業が増加しそう	1	4.0%
関係者間のコンセンサスが取れない	1	4.0%
その他	6	24.0%
受ける必要がない	3	12.0%
合計	26	



【その他（自由回答）】

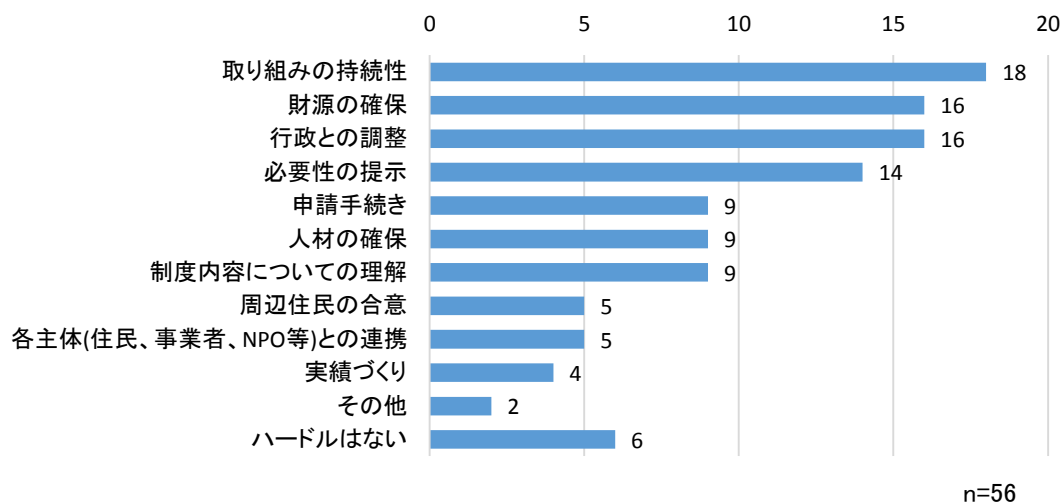
- 必要性
  - ・ 現状、必要ではないと考えている
  - ・ 現時点では受ける必要がないが、未来永劫といういみではなく、将来的には検討が必要になることも考えられる。
  - ・ 当社は、現在都市再生推進法人に指定されている民間まちづくり会社と中心市街地活性化に関する事業において、連携しているため、独自に指定を受ける必要がない。
  - ・ 組織が解散を控えており、必要性がない。また中活計画において、現在中心市街地整備推進機構に指定されているため但し中活計画終了後に向けて、検討の必要性は感じている。
- その他
  - ・ 組織的に制度を活用できる体制にない。



3-5 指定を受けるにあたってハードルと感ずることを選択してください。(上位3位まで) ※指定を受けている場合もお答えください。

- ✓ 「取り組みの持続性」が18団体(32.1%)と最も多い。
- ✓ 次いで、「財源の確保」、「行政との調整」、「必要性の提示」となっている。

項目	回答数	構成比
取り組みの持続性	18	32.1%
財源の確保	16	28.6%
行政との調整	16	28.6%
必要性の提示	14	25.0%
申請手続き	9	16.1%
人材の確保	9	16.1%
制度内容についての理解	9	16.1%
周辺住民の合意	5	8.9%
各主体(住民、事業者、NPO等)との連携	5	8.9%
実績づくり	4	7.1%
その他	2	3.6%
ハードルはない	6	10.7%
合計	113	



【その他(自由回答)】

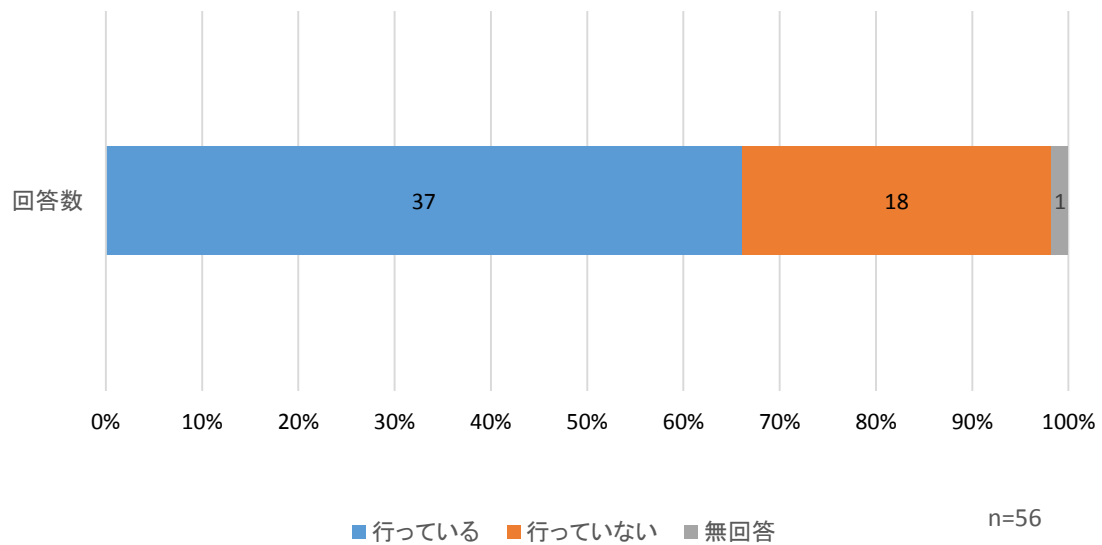
- ・ 梅田地区実践連絡会構成社4社の合意形成
- ・ 地方自治体内での連携共有が問題であり、至急性がないので判断が遅い

4. 公共的空間の利活用状況について回答してください。

4-1 貴団体において公有地を公共的空間として利活用を行っていますか。

✓ 37団体（67.3%）が「行っている」と回答している。

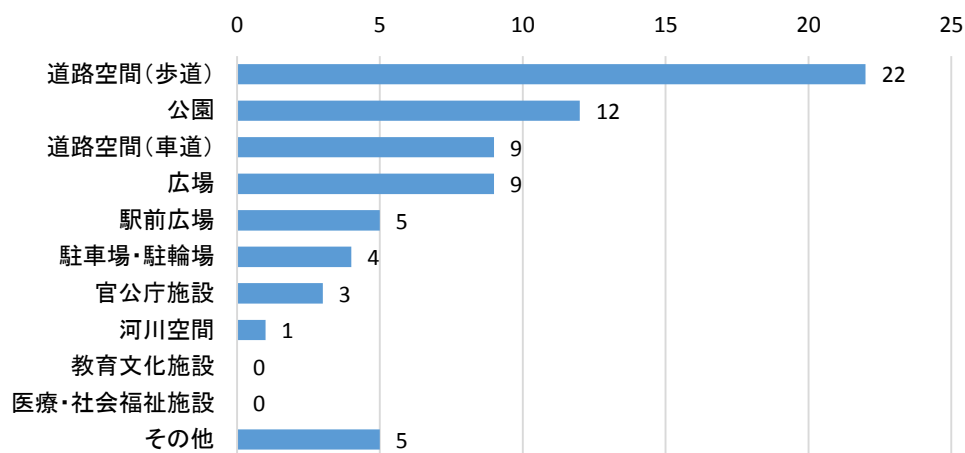
項目	回答数	構成比
行っている	37	66.1%
行っていない	18	32.1%
無回答	1	1.8%
合計	56	100.0%



4-2-1 4-1で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している公有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（主な施設）。

- ✓ 「道路空間（歩道）」が最も多く、22団体（56.4%）となっている。
- ✓ 次いで、「公園（30.8%）」、「道路空間（車道）（23.1%）」、「広場（23.1%）」となっている。

項目	回答数	構成比
道路空間(歩道)	22	56.4%
公園	12	30.8%
道路空間(車道)	9	23.1%
広場	9	23.1%
駅前広場	5	12.8%
駐車場・駐輪場	4	10.3%
官公庁施設	3	7.7%
河川空間	1	2.6%
教育文化施設	0	0.0%
医療・社会福祉施設	0	0.0%
その他	5	12.8%
合計	70	

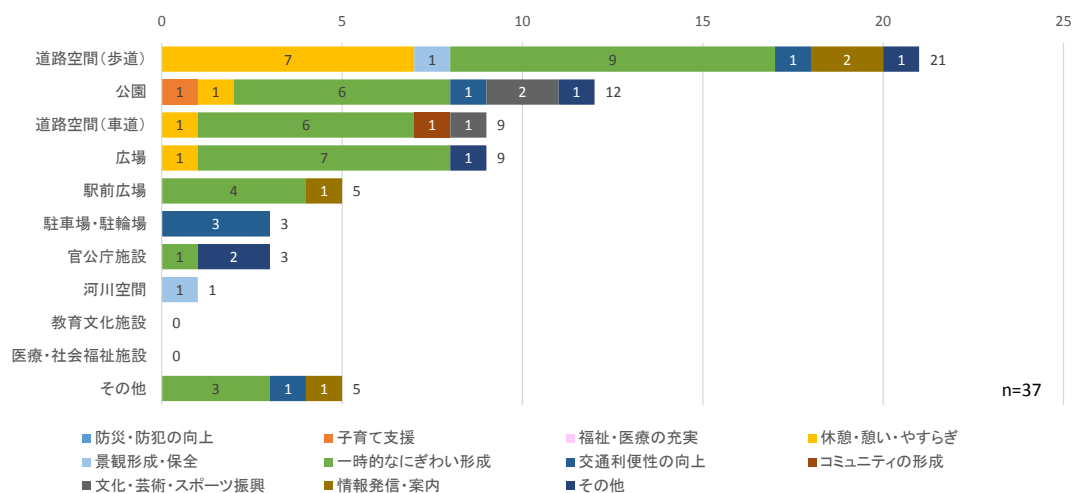


n=37

4-2-2 4-1で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している公有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（利活用の目的）。

- ✓ 「一時的なにぎわい形成」が最も多く約9割以上の団体が取り組んでいる。
- ✓ 次いで「休憩・憩い・やすらぎ（25.6%）」、「交通利便性の向上（15.4%）」となっている。

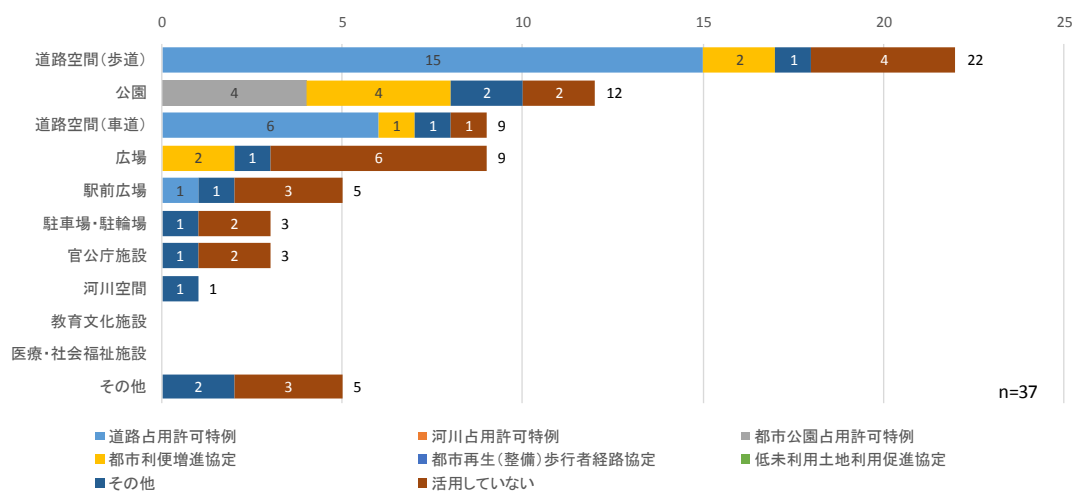
項目	防災・防犯の向上	子育て支援	福祉・医療の充実	休憩・憩い・やすらぎ	景観形成・保全	一時的なにぎわい形成	交通利便性の向上	コミュニティの形成	文化・芸術・スポーツ振興	情報発信・案内	その他	合計
道路空間(歩道)	0	0	0	7	1	9	1	0	0	2	1	21
公園	0	1	0	1	0	6	1	0	2	0	1	12
道路空間(車道)	0	0	0	1	0	6	0	1	1	0	0	9
広場	0	0	0	1	0	7	0	0	0	0	1	9
駅前広場	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	5
駐車場・駐輪場	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
官公庁施設	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3
河川空間	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
教育文化施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	3	1	0	0	1	0	5



4-2-3 4-1で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している公有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（活用制度）。

- ✓ 「活用していない」が最も多く約6割以上の団体が制度を活用せず公共的空間利活用を行っている。
- ✓ 次いで「道路占用許可特例（56.4%）」、「都市利便増進協定（23.1%）」となっている。

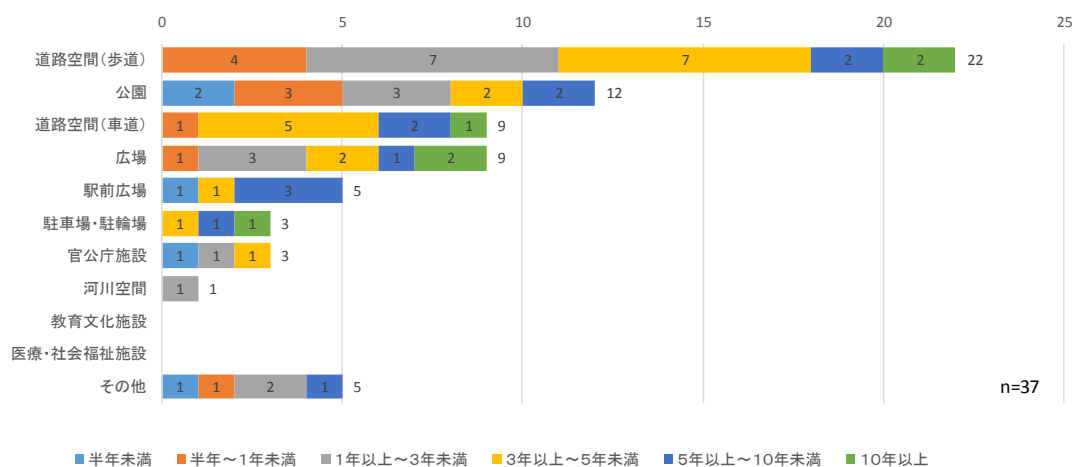
項目	道路占用許可特例	河川占用許可特例	都市公園占用許可特例	都市利便増進協定	都市再生（整備）歩行者経路協定	低未利用土地利用促進協定	その他	活用していない	合計
道路空間（歩道）	15	0	0	2	0	0	1	4	22
公園	0	0	4	4	0	0	2	2	12
道路空間（車道）	6	0	0	1	0	0	1	1	9
広場	0	0	0	2	0	0	1	6	9
駅前広場	1	0	0	0	0	0	1	3	5
駐車場・駐輪場	0	0	0	0	0	0	1	2	3
官公庁施設	0	0	0	0	0	0	1	2	3
河川空間	0	0	0	0	0	0	1	0	1
教育文化施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	2	3	5



4-2-4 4-1で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している公有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（活用開始からの経過年月）。

- ✓ 「3年以上～5年未満」が最も多く約5割の団体取り組んでいる。
- ✓ 次いで「1年以上～3年未満（43.6%）」、「交通利便性の向上（30.8%）」となっている。

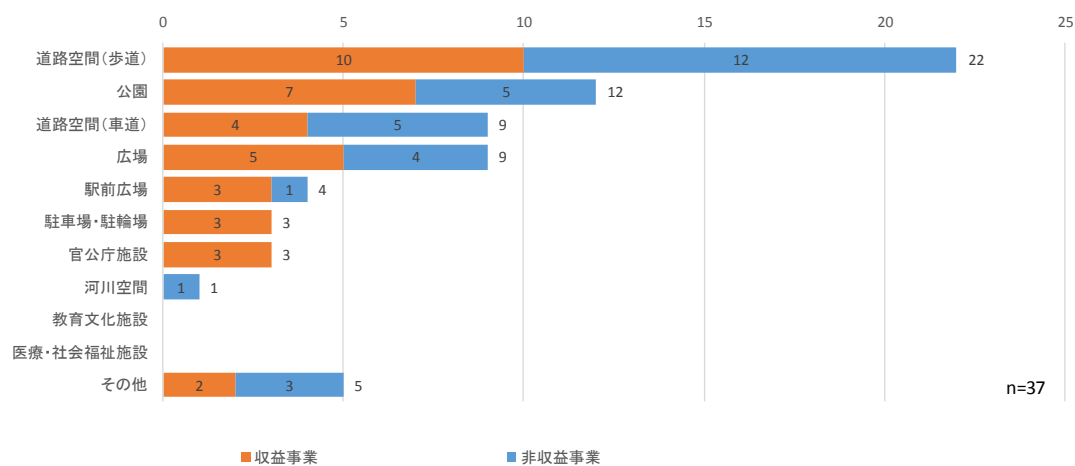
項目	半年未満	半年～1年未満	1年以上～3年未満	3年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上	合計
道路空間(歩道)	0	4	7	7	2	2	22
公園	2	3	3	2	2	0	12
道路空間(車道)	0	1	0	5	2	1	9
広場	0	1	3	2	1	2	9
駅前広場	1	0	0	1	3	0	5
駐車場・駐輪場	0	0	0	1	1	1	3
官公庁施設	1	0	1	1	0	0	3
河川空間	0	0	1	0	0	0	1
教育文化施設	0	0	0	0	0	0	0
医療・社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	2	0	1	0	5



4-2-5 4-1で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している公有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（収益性の有無）。（上位5位まで）

✓ 収益事業については約6割以上の団体が取り組んでいる。

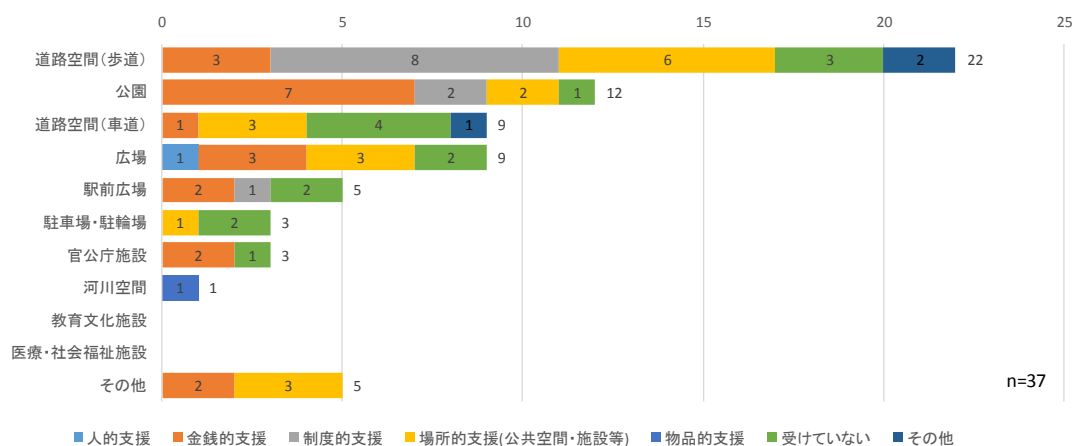
項目	収益事業	非収益事業	合計
道路空間(歩道)	10	12	22
公園	7	5	12
道路空間(車道)	4	5	9
広場	5	4	9
駅前広場	3	1	4
駐車場・駐輪場	3	0	3
官公庁施設	3	0	3
河川空間	0	1	1
教育文化施設	0	0	0
医療・社会福祉施設	0	0	0
その他	2	3	5



4-2-6 4-1で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している公有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（自治体からの主な支援状況）。

- ✓ 「金銭的支援」が最も多く3割近くの団体が回答している。
- ✓ 次いで「場所的支援」、「制度的支援」となっている。
- ✓ 「受けていない」と回答している団体も2割ほどある。

項目	人的支援	金銭的支援	制度的支援	場所的支援(公共空間・施設等)	物品的支援	受けていない	その他	合計
道路空間(歩道)	0	3	8	6	0	3	2	22
公園	0	7	2	2	0	1	0	12
道路空間(車道)	0	1	0	3	0	4	1	9
広場	1	3	0	3	0	2	0	9
駅前広場	0	2	1	0	0	2	0	5
駐車場・駐輪場	0	0	0	1	0	2	0	3
官公庁施設	0	2	0	0	0	1	0	3
河川空間	0	0	0	0	1	0	0	1
教育文化施設	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	2	0	3	0	0	0	5

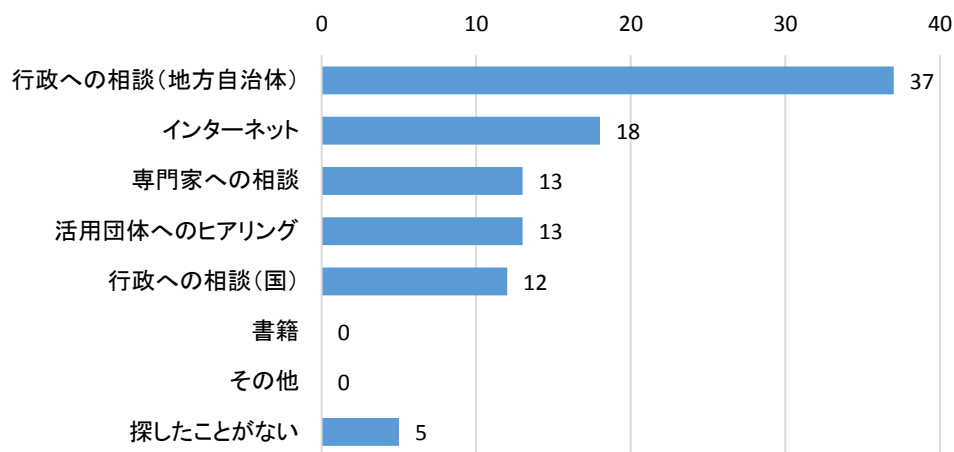




4-3 活用可能な制度を探す際の方法を選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「行政への相談(地方自治体)」が最も多く約9割以上の団体が回答している。
- ✓ 次いで「インターネット(46.2%)」、「専門家への相談(33.3%)」「活動団体へのヒアリング(33.3%)」となっている。

項目	回答数	構成比
行政への相談(地方自治体)	37	94.9%
インターネット	18	46.2%
専門家への相談	13	33.3%
活用団体へのヒアリング	13	33.3%
行政への相談(国)	12	30.8%
書籍	0	0.0%
その他	0	0.0%
探したことがない	5	12.8%
合計	98	

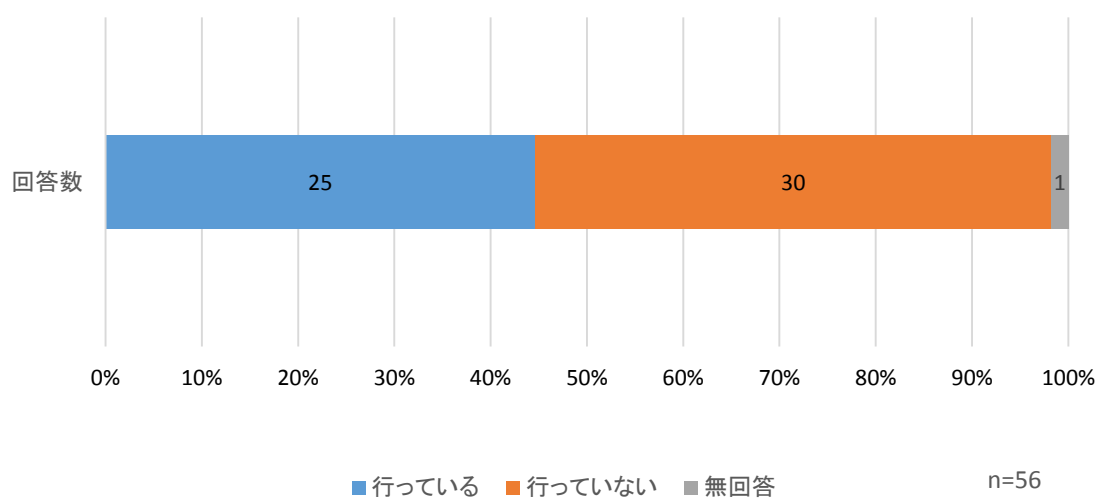


n=56

#### 4-4 貴団体において民有地を公共空間のように利活用する取組を行っていますか。

- ✓ 25 団体（45.5%）が「行っている」と回答している。
- ✓ 公有地と比べ、14 団体ほど少なくなっている。

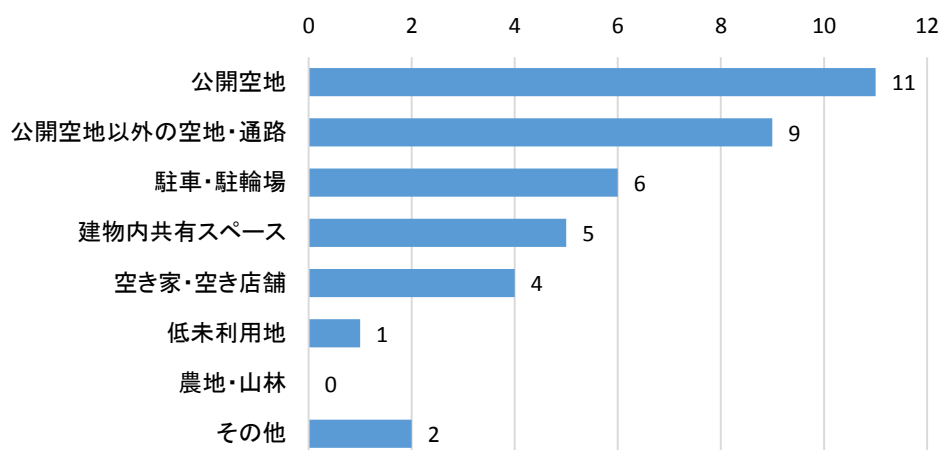
項目	回答数	構成比
行っている	25	44.6%
行っていない	30	53.6%
無回答	1	1.8%
合計	56	100.0%



4-5-1 4-4で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している民有地について、利活用頻度の高いものを選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「公開空地 (44.0%)」が最も多く約4割以上の団体が回答している。
- ✓ 次いで「公開空地以外の空地・通路(36.0%)」、「駐車・駐輪場 (24.0%)」「建物内共有スペース (20.0%)」となっている。

項目	回答数	構成比
公開空地	11	44.0%
公開空地以外の空地・通路	9	36.0%
駐車・駐輪場	6	24.0%
建物内共有スペース	5	20.0%
空き家・空き店舗	4	16.0%
低未利用地	1	4.0%
農地・山林	0	0.0%
その他	2	8.0%
合計	38	

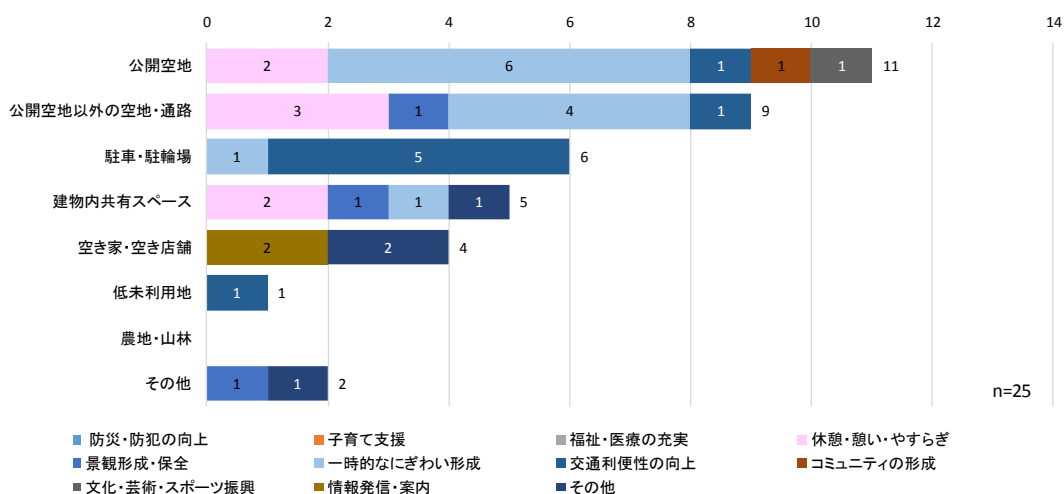


n=25

4-5-2 4-4で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している民有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（利活用の目的）。

- ✓ 「一時的なにぎわい形成（48.0%）」が最も多く半数の団体が回答している。
- ✓ 次いで「交通利便性の向上(32.0%)」、「休憩・憩い・やすらぎ（28.0%）」となっている。

項目	防災・防犯の向上	子育て支援	福祉・医療の充実	休憩・憩い・やすらぎ	景観形成・保全	一時的なにぎわい形成	交通利便性の向上	コミュニティの形成	文化・芸術・スポーツ振興	情報発信・案内	その他	合計
公開空地	0	0	0	2	0	6	1	1	1	0	0	11
公開空地以外の空地・通路	0	0	0	3	1	4	1	0	0	0	0	9
駐車・駐輪場	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	6
建物内共有スペース	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	1	5
空き家・空き店舗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4
低未利用地	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
農地・山林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2



4-5-3 4-4で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している民有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（活用制度）。（自由回答）

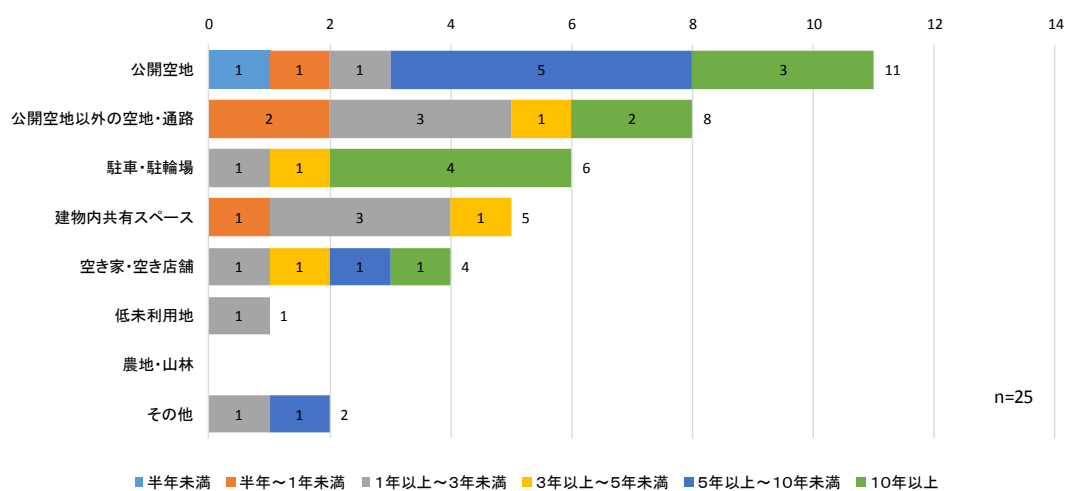
- ✓ 公開空地の活用においては、東京都の「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」を活用している団体が多い。

主な施設	利活用の目的	活用制度
公開空地	一時的なにぎわい形成（イベント開催等）	東京のしゃれた街並みづくり推進条例
	休憩・憩い・やすらぎ（カフェ等）	東京のしゃれた街並みづくり推進条例
		御堂筋本町北地区壁面後退部分活用の使用行為に関する事前協議要綱
	コミュニティの形成	東京のしゃれた街並みづくり推進条例
	文化・芸術・スポーツ振興	東京のしゃれた街並みづくり推進条例
	一時的なにぎわい形成（イベント開催等）	アーケード・街路舗装整備時の補助金（旧：戦略的中心市街地活性化支援事業費補助金）
	交通利便性の向上（駐車・駐輪、公共交通環境等）	自転車等放置禁止区域
空き家・空き店舗	情報発信・案内	経済産業省の戦略補助金
その他	景観形成	カシニワ制度

4-5-4 4-4で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している民有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（活用開始からの経過年月）。

- ✓ 「1年以上～3年未満（44.0%）」が最も多く4割の団体が回答している。
- ✓ 次いで「10年以上（40.0%）」、「5年以上10年未満（28.0%）」となっている。

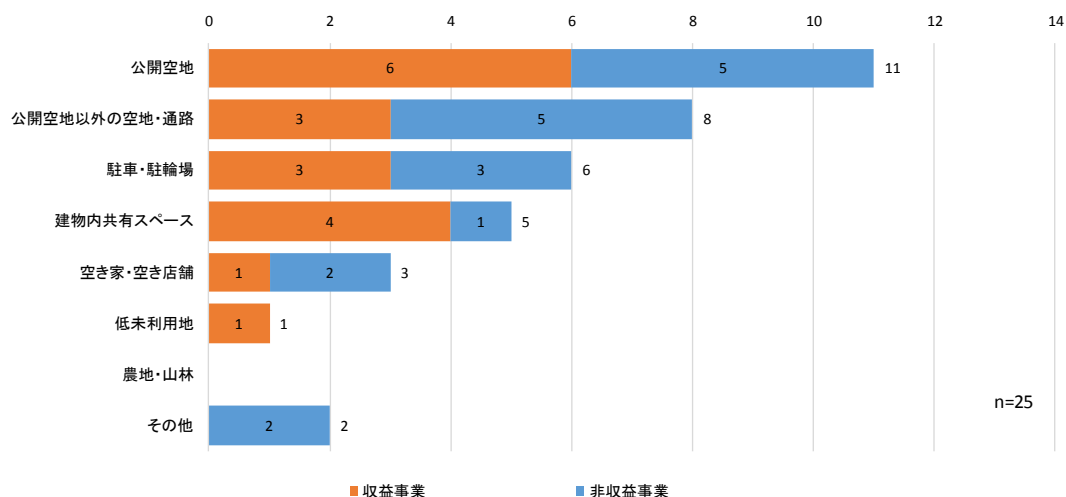
項目	半年未満	半年～1年未満	1年以上～3年未満	3年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上	合計
公開空地	1	1	1	0	5	3	11
公開空地以外の空地・通路	0	2	3	1	0	2	8
駐車・駐輪場	0	0	1	1	0	4	6
建物内共有スペース	0	1	3	1	0	0	5
空き家・空き店舗	0	0	1	1	1	1	4
低未利用地	0	0	1	0	0	0	1
農地・山林	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	1	0	2



4-5-5 4-4で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している民有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（収益性の有無）。

- ✓ 民有地において公共的空間利用をしている団体のうち、収益事業・非収益事業それぞれ7割の団体が行っていると回答している。

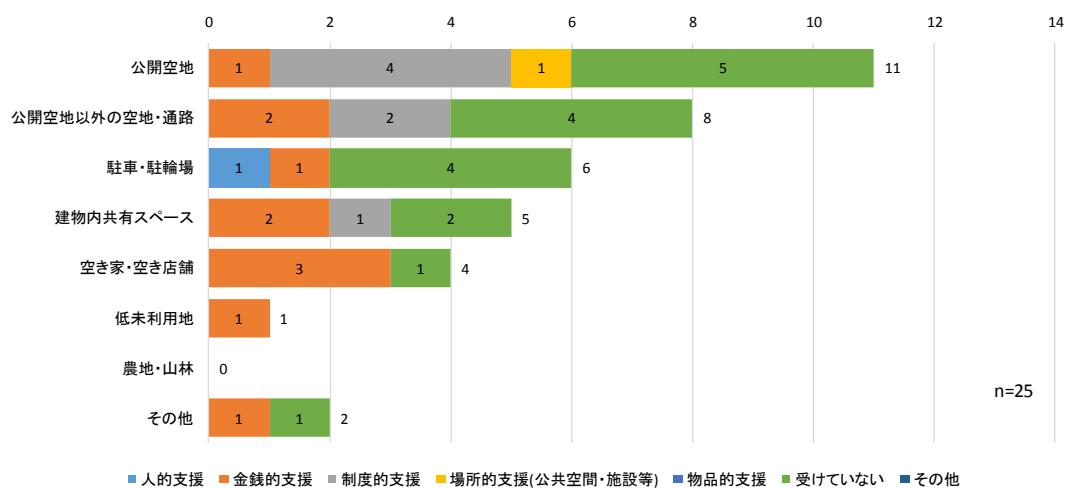
項目	収益事業	非収益事業	合計
公開空地	6	5	11
公開空地以外の空地・通路	3	5	8
駐車・駐輪場	3	3	6
建物内共有スペース	4	1	5
空き家・空き店舗	1	2	3
低未利用地	1	0	1
農地・山林	0	0	0
その他	0	2	2



4-5-6 4-4で①行っていると回答した方にお聞きします。利活用している民有地について、利活用頻度の高いものを選択してください（自治体からの主な支援状況）。

- ✓ 民有地において公共的空間利用をしている団体のうち、約7割の団体が自治体からの支援を「受けていない」と回答している。
- ✓ 次いで、「金銭的支援（44.0%）」、「制度的支援（28.0%）」となっている。

項目	人的支援	金銭的支援	制度的支援	場所的支援(公共空間・施設等)	物品的支援	受けていない	その他	合計
公開空地	0	1	4	1	0	5	0	11
公開空地以外の空地・通路	0	2	2	0	0	4	0	8
駐車・駐輪場	1	1	0	0	0	4	0	6
建物内共有スペース	0	2	1	0	0	2	0	5
空き家・空き店舗	0	3	0	0	0	1	0	4
低未利用地	0	1	0	0	0	0	0	1
農地・山林	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	1	0	2

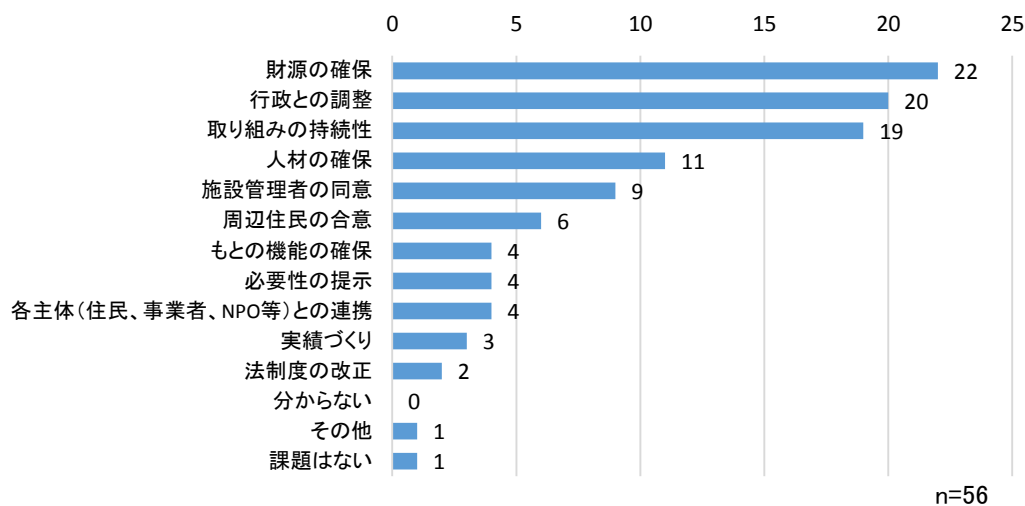




4-6 現在の公共的空間の利活用に対する課題を選択してください。(上位3位まで)(活用していない場合もお答えください。)

- ✓ 「財源の確保 (39.3%)」が最も多く約4割の団体が回答している。
- ✓ 次いで「行政との調整 (35.7%)」、「取り組みの継続性 (33.9%)」となっている。

項目	回答数	構成比
財源の確保	22	39.3%
行政との調整	20	35.7%
取り組みの継続性	19	33.9%
人材の確保	11	19.6%
施設管理者の同意	9	16.1%
周辺住民の合意	6	10.7%
もとの機能の確保	4	7.1%
必要性の提示	4	7.1%
各主体(住民、事業者、NPO等)との連携	4	7.1%
実績づくり	3	5.4%
法制度の改正	2	3.6%
分からない	0	0.0%
その他	1	1.8%
課題はない	1	1.8%
合計	106	



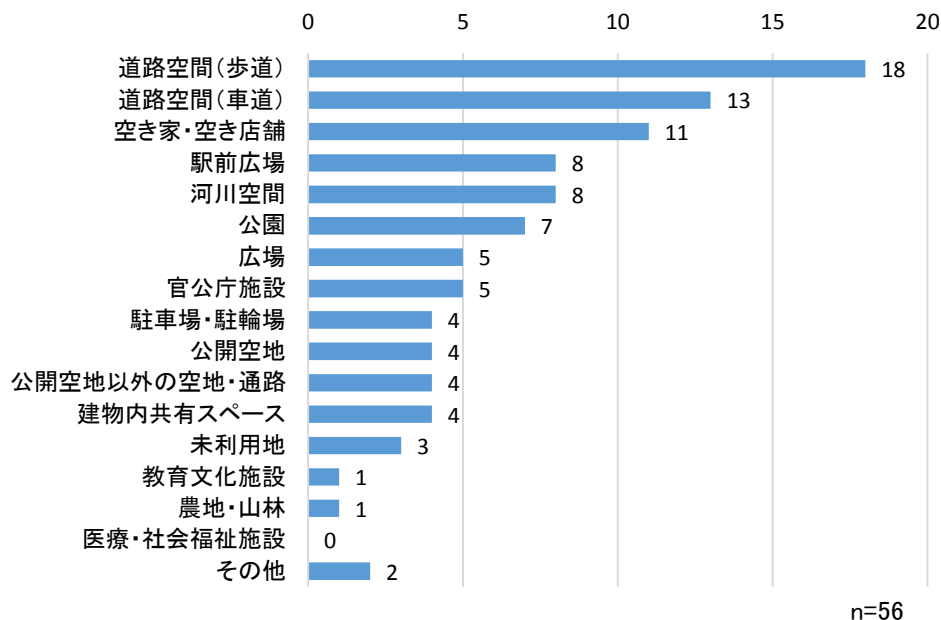
【その他 (自由回答)】

- ・ 利用日数の制限

4-7 これから利活用したい公共的空間を選択してください。(上位3位まで) また、具体的な利活用アイデアがあれば記入してください。

- ✓ 「道路空間(歩道)(32.1%)」が最も多く約3割の団体が回答している。
- ✓ 次いで「道路空間(車道)(23.2%)」、「駅前広場(14.3%)」、「河川空間(14.3%)」となっている。

項目	回答数	構成比
道路空間(歩道)	18	32.1%
道路空間(車道)	13	23.2%
空き家・空き店舗	11	19.6%
駅前広場	8	14.3%
河川空間	8	14.3%
公園	7	12.5%
広場	5	8.9%
官公庁施設	5	8.9%
駐車場・駐輪場	4	7.1%
公開空地	4	7.1%
公開空地以外の空地・通路	4	7.1%
建物内共有スペース	4	7.1%
未利用地	3	5.4%
教育文化施設	1	1.8%
農地・山林	1	1.8%
医療・社会福祉施設	0	0.0%
その他	2	3.6%
合計	98	



【その他(自由回答)】

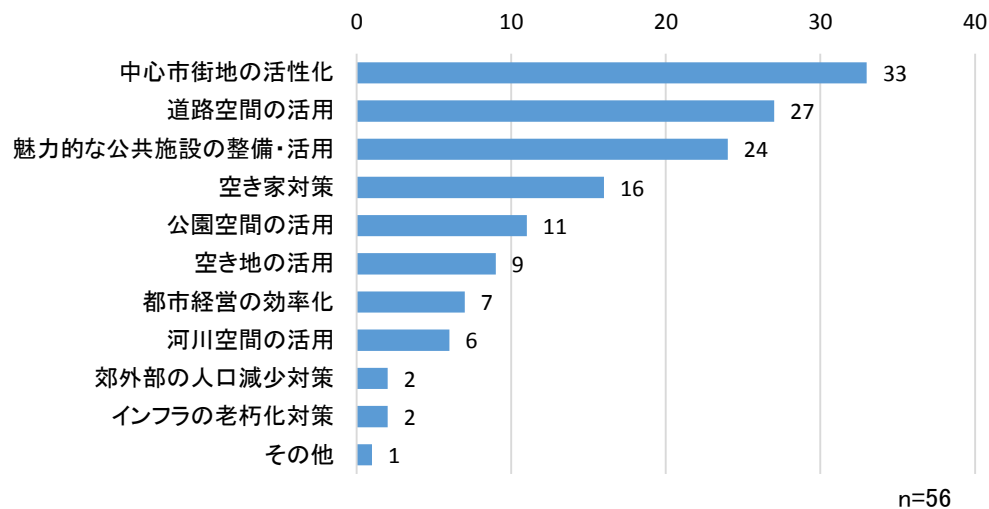
- ・道路付属物
- ・特になし

5. 貴団体における市区町村との官民連携まちづくりについて回答してください。

5-1 官民連携により解決したいと考えている課題を選択してください。(上位3位まで)

- ✓ 「中心市街地の活性化 (58.9%)」が最も多く約6割の団体が回答している。
- ✓ 次いで「道路空間の活用 (48.2%)」、「魅力的な公共施設の整備・活用 (42.9%)」となっている。

項目	回答数	構成比
中心市街地の活性化	33	58.9%
道路空間の活用	27	48.2%
魅力的な公共施設の整備・活用	24	42.9%
空き家対策	16	28.6%
公園空間の活用	11	19.6%
空き地の活用	9	16.1%
都市経営の効率化	7	12.5%
河川空間の活用	6	10.7%
郊外部の人口減少対策	2	3.6%
インフラの老朽化対策	2	3.6%
その他	1	1.8%
合計	138	



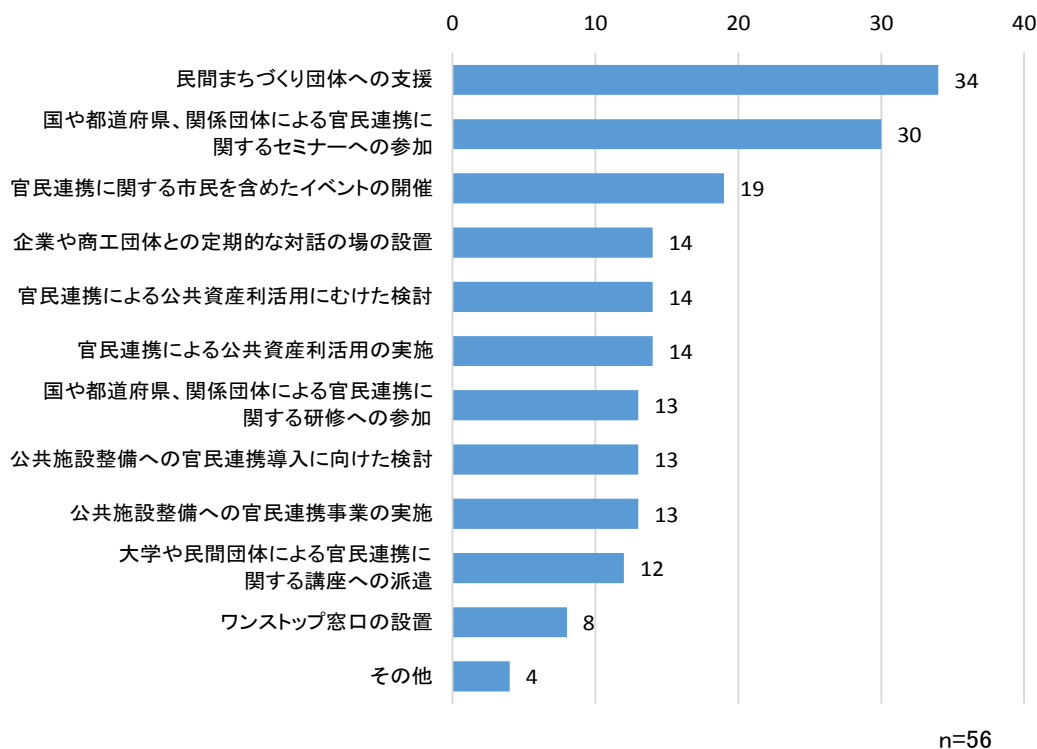
【その他 (自由回答)】

- ・ 防災、災害時対応

5-2 官民連携について、貴団体の在する市区町村が現在取り組んでいることを選択してください。(全て)

- ✓ 「民間まちづくり団体への支援 (60.7%)」が最も多く約6割の団体が回答している。
- ✓ 次いで「国や都道府県、関係団体による官民連携に関するセミナー (1日以内) への参加 (53.6%)」、「官民連携に関する市民を含めたイベント (リノベーションスクール等) の開催 (33.9%)」となっている。

項目	回答数	構成比
民間まちづくり団体への支援	34	60.7%
国や都道府県、関係団体による官民連携に関するセミナーへの参加	30	53.6%
官民連携に関する市民を含めたイベントの開催	19	33.9%
企業や商工団体との定期的な対話の場の設置	14	25.0%
官民連携による公共資産利活用に向けた検討	14	25.0%
官民連携による公共資産利活用の実施	14	25.0%
国や都道府県、関係団体による官民連携に関する研修への参加	13	23.2%
公共施設整備への官民連携導入に向けた検討	13	23.2%
公共施設整備への官民連携事業の実施	13	23.2%
大学や民間団体による官民連携に関する講座への派遣	12	21.4%
ワンストップ窓口の設置	8	14.3%
その他	4	7.1%
合計	188	



【その他 (自由回答)】

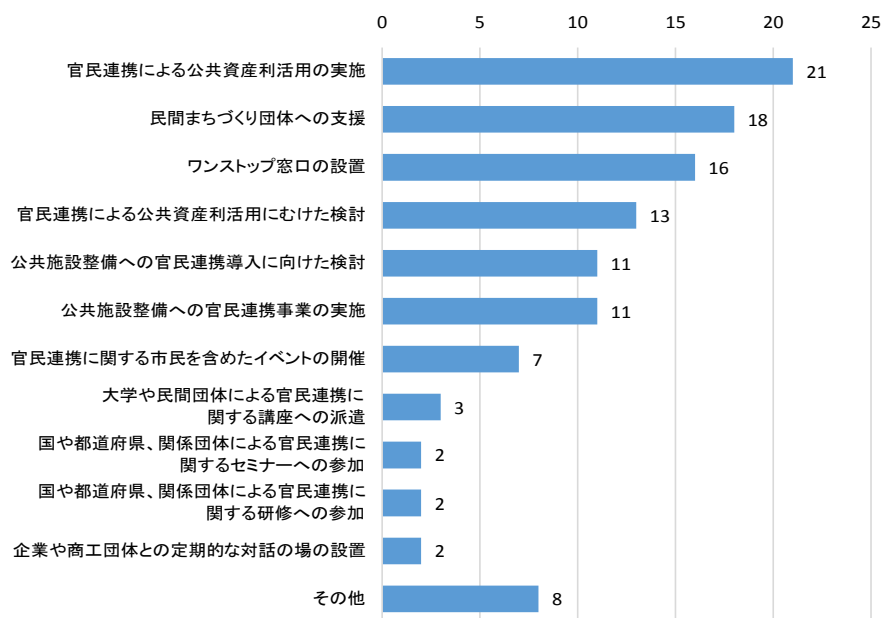
・安全確保計画やシティセールス等に関して、都度、行政と協議しながら進めている

- ・ 官民連携に関する民間企業との相談窓口の設置（常設）
- ・ 市事業への参画
- ・ 詳細不明なので、直接聞いてください。

5-3 官民連携について、貴団体の在する市区町村にこれから取り組んでほしいと期待するものを選択してください。(全て)

- ✓ 「官民連携による公共資産利活用の実施 (37.5%)」が最も多く約4割の団体が回答している。
- ✓ 次いで「民間まちづくり団体への支援 (32.1%)」、「ワンストップ窓口の設置 (28.6%)」となっており期待が高い。

項目	回答数	構成比
官民連携による公共資産利活用の実施	21	37.5%
民間まちづくり団体への支援	18	32.1%
ワンストップ窓口の設置	16	28.6%
官民連携による公共資産利活用にむけた検討	13	23.2%
公共施設整備への官民連携導入に向けた検討	11	19.6%
公共施設整備への官民連携事業の実施	11	19.6%
官民連携に関する市民を含めたイベントの開催	7	12.5%
大学や民間団体による官民連携に関する講座への派遣	3	5.4%
国や都道府県、関係団体による官民連携に関するセミナーへの参加	2	3.6%
国や都道府県、関係団体による官民連携に関する研修への参加	2	3.6%
企業や商工団体との定期的な対話の場の設置	2	3.6%
その他	8	14.3%
合計	114	



n=56

【その他 (自由回答)】

●交通施策

- ・道路の利用実態を精査し、自動車から人にシフトを前提とした都市構造へのチェンジ
- ・走行レーン、駐輪場、レンタサイクル等、一

●関係者との協議・調整

- ・安全確保計画やシティセールス等に関して、都度、行政と協議しながら進めている
- ・事務レベルでの警察も含めた定期的な連絡会

<p>体的な自転車対応策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●手続きの柔軟化</li><li>・ 公共空間を民間が利活用する際の手続き簡素化、規制緩和</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 官民連携事業に特化した財政的な支援</li><li>●その他</li><li>・ 空き家空地の活用の検討</li><li>・ なし</li></ul>
--	---

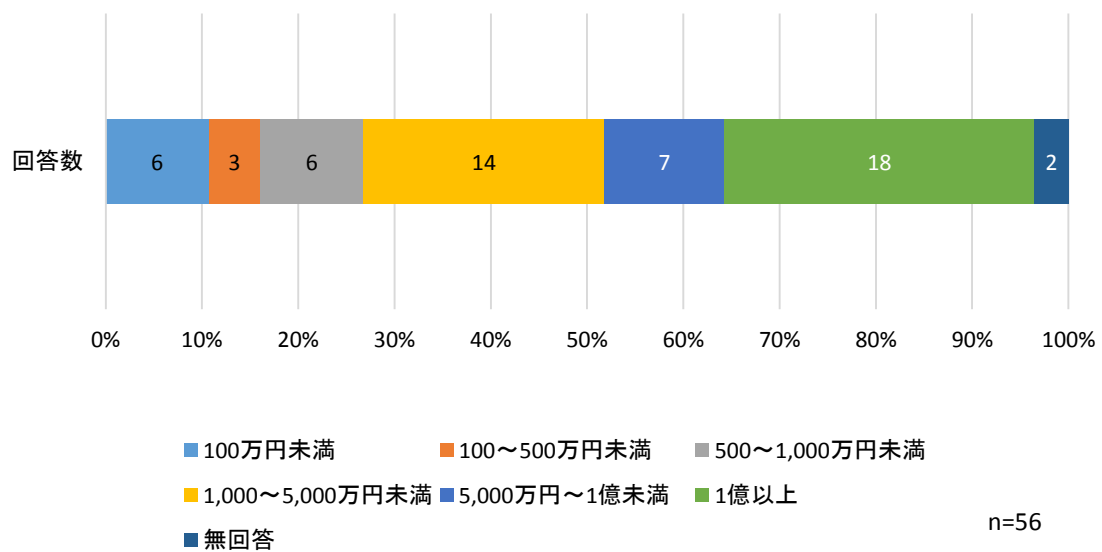
## 6. まちづくり活動に係る財源等の状況

《直近の事業年度における支出の構成要素とその割合》

6-1 貴団体の事業予算規模を選択してください。

- ✓ 「1億以上（33.3%）」が最も多く18の団体が回答している。
- ✓ 次いで「1,000～5,000万円未満（25.9%）」14団体、「5000万～1億未満（13.0%）」となっている。

項目	回答数	構成比
100万円未満	6	10.7%
100～500万円未満	3	5.4%
500～1,000万円未満	6	10.7%
1,000～5,000万円未満	14	25.0%
5,000万円～1億未満	7	12.5%
1億以上	18	32.1%
無回答	2	3.6%
合計	56	100.0%

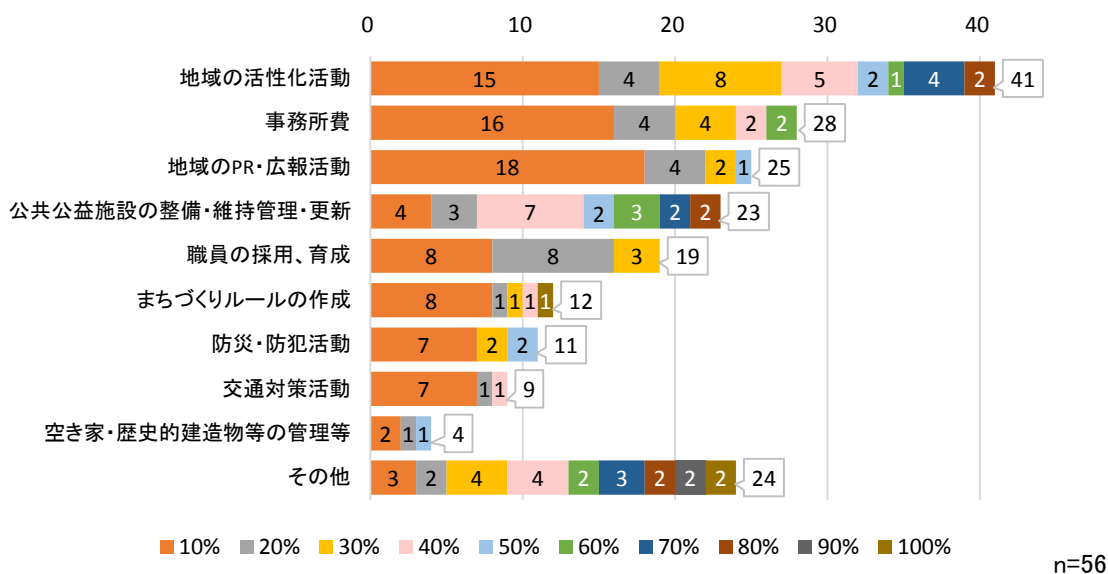




6-2 類型毎に支出割合を選択してください。(全体で 100%になるように選択してください。)

- ✓ 「地域の活性化活動」に取り組む団体が最も多く 41 の団体が回答している。支出割合は 32 団体 (約 8 割) が 4 割以下となっている。
- ✓ 支出割合として 5 割以上を占めるのは、「その他」の項目で多くなっている。

項目	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
地域の活性化活動	6	15	4	8	5	2	1	4	2	0	0
事務所費	13	16	4	4	2	0	2	0	0	0	0
地域のPR・広報活動	15	18	4	2	0	1	0	0	0	0	0
公共公益施設の整備・維持管理・更新	13	4	3	0	7	2	3	2	2	0	0
職員の採用、育成	17	8	8	3	0	0	0	0	0	0	0
まちづくりルールの作成	19	8	1	1	1	0	0	0	0	0	1
防災・防犯活動	26	7	0	2	0	2	0	0	0	0	0
交通対策活動	23	7	1	0	1	0	0	0	0	0	0
空き家・歴史的建造物等の管理等	28	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
その他	10	3	2	4	4	0	2	3	2	2	2
合計	170	88	28	24	20	8	8	9	6	2	3



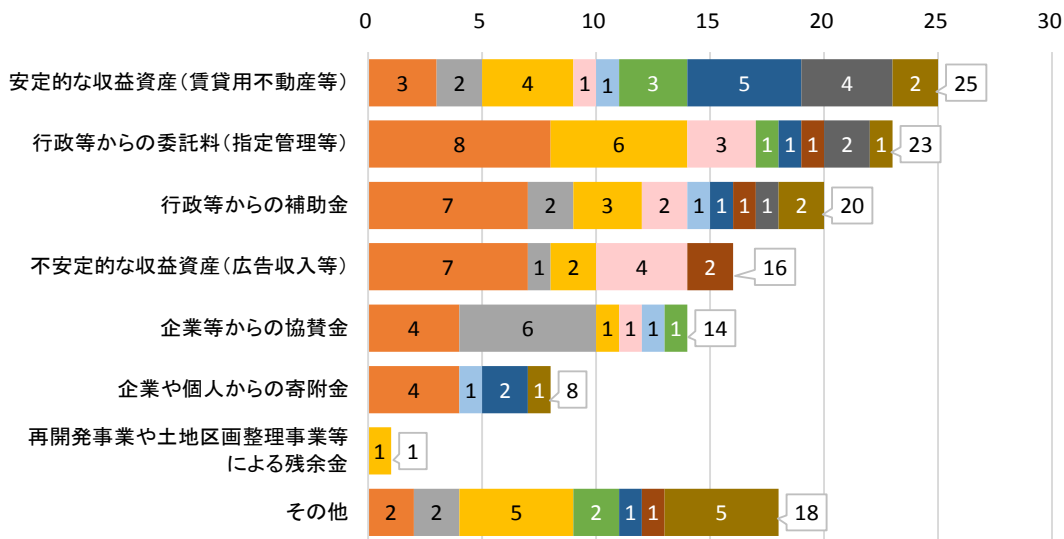
- 【その他 (自由回答)】
- 環境改善・美化
    - ・緑化・美化 (資機材費、花の苗等購入費、健康器具設置費など)
    - ・環境改善
  - 施設運営
    - ・借上市営住宅運営費
    - ・再開発ビル管理事業
    - ・道の駅商業施設経営
    - ・自社商業施設
    - ・駐車場の管理運営維持費
  - 団体・組織運営支援
    - ・市民団体支援等
    - ・中活協事務局の運営支援
  - その他
    - ・健康増進活動
    - ・調査費・開発費 (スマートシティ構築関連 (データ利活用、健康、エリマネなど))
    - ・行政の基本計画策定業務や事業委託の受託

《直近の事業年度における収入について。》

6-3-1 類型毎に収入割合を選択してください。(全体で 100%になるように選択してください。)

- ✓ 「安定的な収益資産（賃貸用不動産等）」を収入割合としてとらえる団体が最も多く 25 の団体が回答している。
- ✓ 次いで「行政等からの委託料（指定管理等）」、「行政等からの補助金」となっている。

項目	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
安定的な収益資産(賃貸用不動産等)	15	3	2	4	1	1	3	5	0	4	2
行政等からの委託料(指定管理等)	14	8	0	6	3	0	1	1	1	2	1
行政等からの補助金	18	7	2	3	2	1	0	1	1	1	2
不安定的な収益資産(広告収入等)	19	7	1	2	4	0	0	0	2	0	0
企業等からの協賛金	20	4	6	1	1	1	1	0	0	0	0
企業や個人からの寄附金	23	4	0	0	0	1	0	2	0	0	1
再開発事業や土地区画整理事業等による残余金	28	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
その他	15	2	2	5	0	0	2	1	1	0	5
合計	152	35	13	22	11	4	7	10	5	7	11



10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

n=56

【その他（自由回答）】

●事業収入

- ・ ワンコインバス、駐車サービス券の販売
- ・ イベント開催
- ・ 道の駅商業施設経営
- ・ 道路占用手数料
- ・ 駐車場料金等
- ・ 駐車場関係、イベント受託等
- ・ 比較的安定的な公共空間における屋外広告物収入

●業務受託費

- ・ 行政の基本計画策定業務や、事業委託の受託

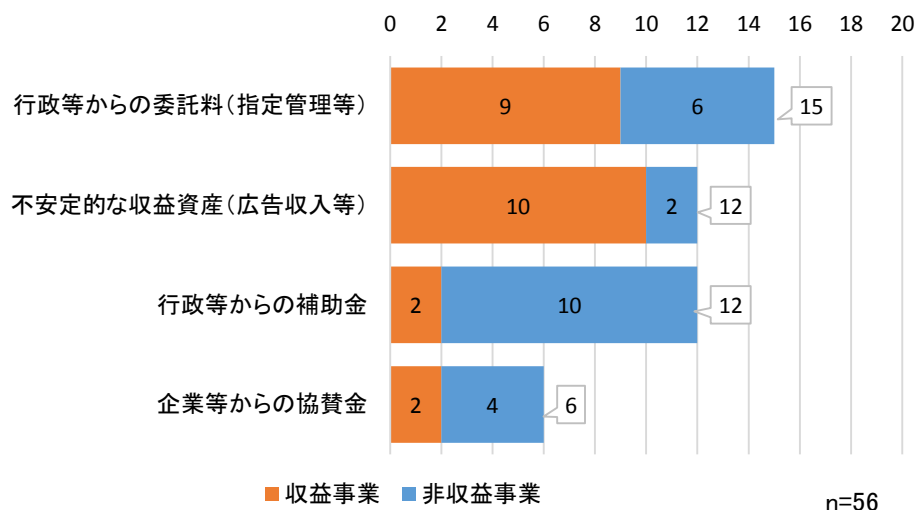
●会費

- ・ 会費収入(5)
- ・ 企業協賛（構成4社からの事業費）

6-3-2 2~5 それぞれの項目について【収益事業】又は【非収益事業】を選択してください。

- ✓ 「収益事業」としては「不安定な収益資産（広告収入等）」が最も多く 10 団体となっている。
- ✓ 次に収益事業として多いのは「行政からの委託料（指定管理等）」となっている。

項目	収益事業	非収益事業	合計
行政等からの委託料(指定管理等)	9	6	15
不安定な収益資産(広告収入等)	10	2	12
行政等からの補助金	2	10	12
企業等からの協賛金	2	4	6
合計	23	22	

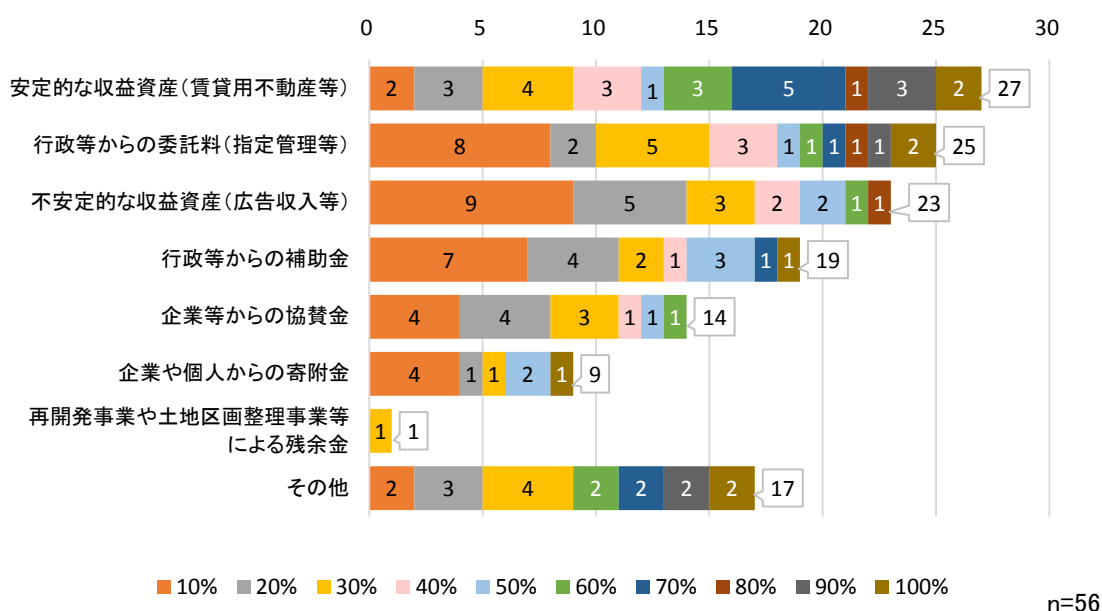


◀収入の構成要素のうち、団体が継続的に活動を行っていくにあたり、必要となる財源といえるものとその割合について。▶

6-4 平均的な収入割合を類型毎にご記入下さい。(全体で100%になるように選択して下さい。)

- ✓ 「安定的な収益資産（賃貸用不動産等）」を必要な収入財源としてとらえる団体が最も多く27の団体が回答している。
- ✓ 次いで「行政等からの委託料（指定管理等）」、「不安定的な収益資産（広告収入）」となっている。

項目	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
安定的な収益資産(賃貸用不動産等)	10	2	3	4	3	1	3	5	1	3	2
行政等からの委託料(指定管理等)	12	8	2	5	3	1	1	1	1	1	2
不安定的な収益資産(広告収入等)	12	9	5	3	2	2	1	0	1	0	0
行政等からの補助金	16	7	4	2	1	3	0	1	0	0	1
企業等からの協賛金	18	4	4	3	1	1	1	0	0	0	0
企業や個人からの寄附金	19	4	1	1	0	2	0	0	0	0	1
再開発事業や土地区画整理事業等による残余金	24	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
その他	14	2	3	4	0	0	2	2	0	2	2
合計	125	36	22	23	10	10	8	9	3	6	8



- |   |   |
|---|---|
| <p>【その他（自由回答）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業収入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車サービス券の運用による手数料収入</li> <li>・ 自主収益事業の確立</li> <li>・ 指導手数料（コンサルティング）</li> <li>・ 道の駅商業施設経営</li> <li>・ 駐車場料金等</li> <li>・ 比較的安定的な公共空間における屋外広告物収入</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●補助・支援金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大株主である商店街組織からの協賛・支援</li> <li>・ 国レベルの公募型の事業支援金の確保</li> </ul> </li> <li>●検討中 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、安定的財源を確保するための事業を検討中です。</li> </ul> </li> </ul> |
|---|---|

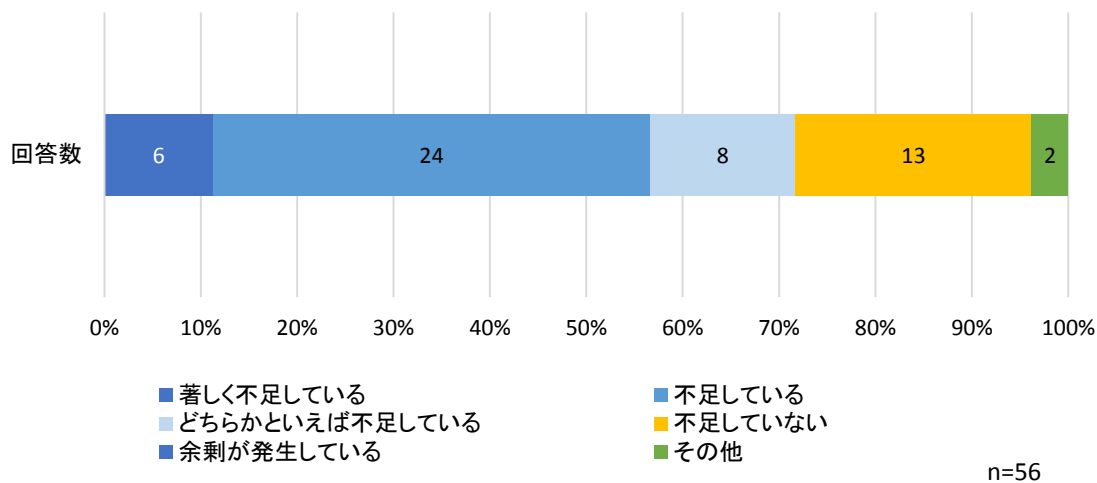
●会費

- ・ 会員による会費収入（2）
- ・ 会員企業による会費による協議会運営。
- ・ 会員からの会費
- ・ 構成4社からの事業費

6-5 本来行いたい活動量に鑑み、現在の財源の状況を選択してください。

- ✓ 「不足している」が最も多く、24団体（42.9%）となっている。
- ✓ 「著しく不足している」「不足している」「どちらかといえば不足している」を合わせると約7割となっている。
- ✓ 「不足していない」、「余剰が発生している」を合わせると約2割となっている。

項目	回答数	構成比
著しく不足している	6	10.7%
不足している	24	42.9%
どちらかといえば不足している	8	14.3%
不足していない	13	23.2%
余剰が発生している	0	0.0%
その他	2	3.6%
合計	53	



【その他（自由回答）】

- ・ 人件費の増加により、今後財源が不足していくことが予想されている。
- ・ 今後の事業実施において検討

6-6 (6-4で「著しく不足している」、「不足している」、「どちらかといえば不足している」と回答された方のみ) 財源不足を補うべく、どのような工夫をされていますか。(自由回答)

- ✓ 財源の不足に対し、実施している事業内で工夫しているケースが多い。
- ✓ 金融機関や関係機関など外部との交渉を行い、金銭的・制度的支援を受けているケースも見られる。

自由回答内容	
<p>《実施事業での対応》 (19)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の削減や縮小、参加費の徴収</li> <li>・時代を見据えた各種事業の展開</li> <li>・事業の縮小</li> <li>・賃貸業など安定的な収入の確保</li> <li>・イベント出展料の増額の検討</li> <li>・収益事業の仕込み中</li> <li>・広告収入増への取組み</li> <li>・収益事業の模索</li> <li>・ビル内の空きフロアへのテナント誘致等</li> <li>・協賛企業の拡大、行政からの支援の拡充、公募型の助成事業へのチャレンジ</li> <li>・庁舎の利活用事業</li> <li>・フェアやイベントの実施、HPやSNS等での周知</li> <li>・一部イベントでは、別途協賛金を募って実施している。</li> <li>・マンションを2棟目建設</li> <li>・共通駐車券などによる駐車場利用率向上</li> <li>・広告事業の収益化を図っている</li> <li>・事業の拡大</li> <li>・実施内容の優先順位、実施時期の検討等</li> <li>・今後自主的な事業(テナントリーシング)などを検討中</li> </ul>	<p>《外部との交渉・補助等》 (9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主との交渉</li> <li>・日々の事業の営業活動。</li> <li>・国、市からの補助金及び会員協賛金</li> <li>・金融機関からの年度毎の調達</li> <li>・金融機関からの借入れを検討</li> <li>・道路上で屋外広告物を掲出するために体制を整え、東京都から特例許可の地区に指定された。</li> <li>・広場使用手数料収入を増やすため、区と連携して広場(道路)で様々なイベントが開催できるよう、警察署へ働きかけている。</li> <li>・実績増に向けて鋭意営業中</li> <li>・協賛企業の拡大</li> </ul> <p>《収支バランスの調整》 (7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他財源からの流用</li> <li>・事業構築段階の初期費等には施策に応じた補助事業(国・市)を活用。その他、各種経費を圧縮することにより捻出。</li> <li>・経費の削減、収入確保</li> <li>・予算の範囲内で活動</li> <li>・予算内でできる活動を行う</li> <li>・収入の範囲で活動している</li> <li>・アルバイトの勤務調整</li> </ul>

6-7 (6-5で「不足していない」、「余剰が発生している」と回答された方のみ) 財源の不足が発生しないよう、どのような工夫をされていますか。(自由回答)

- ✓ 収入に見合った事業実施や、安定的な収入源(賃貸収入や広告収入)の確保など実施事業の中で工夫しているケースがみられる。

【自由回答】

≪実施事業での対応≫ (7)

- ・ 安定的な賃貸収入の確保
- ・ 時代を見据えた各種事業の展開
- ・ 所有地及び未利用地の賃貸用不動産等の有効活用
- ・ 広告収入の拡大
- ・ 収入に見合った事業展開を行っている
- ・ 事業収益を確保している
- ・ 入居率の向上

≪外部との交渉・補助等≫ (4)

- ・ 地域企業から出向者を募集し出来るだけ人件費の負担を少なくしている
- ・ 各種団体の助成事業に応募
- ・ 会員企業による会費にて運営しているため、会員企業出席による会議体にて事業実施については議論し、意思決定している
- ・ 市担当部局との密な協議調整

≪収支バランスの調整≫ (3)

- ・ 経費削減
- ・ 団体の維持及び事業に必要な金額をしっかりと積算し、委託先との交渉を行っている
- ・ 予算の範囲内で活動

≪その他≫ (2)

- ・ 現在、安定的財源を確保するための事業を検討中ですが、まちづくりにかかる事業が増加傾向にあり、営利企業のような収益基盤がなく、苦慮している
- ・ ムリ・ムダ・ムラの撲滅



6-8 (6-4で「著しく不足している」、「不足している」、「どちらかといえば不足している」と回答された方のみ) 財源不足が発生する根本的な理由をご教示ください。(自由回答)

- ✓ 収益基盤が無いと回答する団体が最も多い。(10 団体)。
- ✓ 事業内容として、収益性や安定性の低さが理由といった回答が目立つ。

【自由回答】

《収益基盤の不足》 (13)

- ・ 営利企業のような収益基盤がない。(10)
- ・ 賃料
- ・ 実施したい社会実験に費用がかかるため
- ・ 収益事業を行っていない

《事業内容》 (9)

- ・ ビル内の空きフロアテナントが入らないため賃料収入の増加が見込めない
- ・ 収益事業となる確率が低い
- ・ イベント経費
- ・ 収益事業がまだ軌道に乗っていない
- ・ 収益事業として実施していない
- ・ 非収益的活動へ収益事業から収益還元することを目指しているが、十分に活動費が回るほどの事業収益性が確立できていない。
- ・ テナントの空き店舗ができる
- ・ イベントのような非継続的な事業からの収益は不安定であるため
- ・ 安定的に収入を確保する事業がない

《内部要因》 (5)

- ・ 経験やノウハウ不足で思い切ったビジネスに取り組めない
- ・ 資金計画のマネジメントができていない
- ・ 現在の収益に対して、過年度における、すぐにキャッシュフローに結びつかない投資の借入金弁済が大きい。
- ・ 年間の返済能力が1億円程度に対し、約定弁済が2億円程度あり、1億円を毎年金融機関から年度資金を借りている。経常利益は出ているため、金融機関からの支援がなくなることはないが、すぐにキャッシュフローに結びつかないような新規投資は、補助金などを活用しない限りしづらい状況である
- ・ 安定した収益確保のスキームが確立されていない

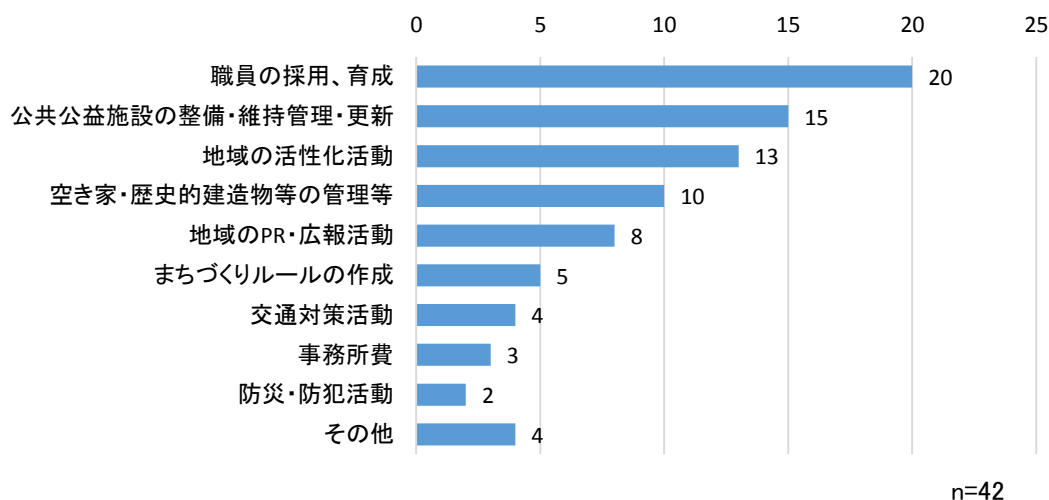
《その他》 (8)

- ・ 行政よりの補助金が少ない。
- ・ 役所が著しく、「委託費」及び「指定管理料」の値引きをするため
- ・ 財源不足が発生しないよう事業執行している。
- ・ 警察署の許可が下りず、広場(道路)の使用に制約がある
- ・ 基幹事業(商業施設)の収益飽和化及び大規模修繕の必要性
- ・ 参加企業の人的支援等により支えられており持続性を確保できていない
- ・ 収益については道路清掃レベルの検証、情報の発信、工事中の賑わいの創出などに使用
- ・ 剰余金については法人課税による目減り等により純資産の増加は難しい

6-9 (6-3で「0%」、「10%」、「20%」と回答された方のみ) 今後財源不足が解決した場合、どのような活動を行いたいですか。類型毎に、具体的活動内容及び予算規模をご記入ください。(上位3位まで)

- ✓ 「職員の採用、育成」が最も多く、20団体(47.6%)となっている。
- ✓ 次いで「公共公益施設の整備・維持管理・更新」、「地域の活性化活動(イベントの実施等)」を行いたいと回答している団体が多くなっている。

項目	回答数	構成比
職員の採用、育成	20	47.6%
公共公益施設の整備・維持管理・更新	15	35.7%
地域の活性化活動(イベントの実施等)	13	31.0%
空き家・歴史的建造物等の管理等	10	23.8%
地域のPR・広報活動(街歩きマップの作成等)	8	19.0%
まちづくりルールの作成	5	11.9%
交通対策活動(コミュニティバスの運行、コミュニティサイクルの導入)	4	9.5%
事務所費	3	7.1%
防災・防犯活動	2	4.8%
その他	4	9.5%
合計	84	



【その他(自由回答)】

- ・ ミナミー斉清掃(100万円)
- ・ 初動期の再開発調査費立替え

## 3-2 公共空間の利活用に関する取組等を紹介するWEBサイトの構築

官民連携により公共的空間の利活用をはじめとした都市の魅力増進に取り組む多様なまちづくり活動等について、情報収集及び整理を行い、普及啓発方策として国土交通省のウェブサイト上でわかりやすく情報発信するHPを作成する。

### (1) 普及啓発方策の検討

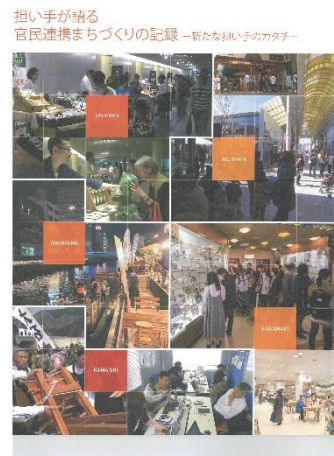
これまで官民連携によるまちづくり活動については、国土交通省ホームページ内の『官民連携関連施策』、平成29年度に作成した2種類のパンフレット（『民間主導でまちを活かすエリアからはじまる都市再生』『担い手が語る官民連携まちづくりの記録』）等を通じて普及啓発を図ってきた。



国土交通省ホームページ  
『官民連携関連施策』



民間主導でまちを活かす  
エリアからはじまる都市  
再生（平成29年度）



担い手が語る官民連携  
まちづくりの記録（平成  
29年度）

### <各ツールの目的と課題>

普及啓発方策ツール	目的	課題
国土交通省ホームページ 『官民連携関連施策』	制度の内容や制度を活用した事例、シンポジウムの開催情報等を発信	わかりやすさや事例情報へのアクセス性
民間主導でまちを活かすエリアからはじまる都市再生	エリアマネジメント、リノベーション、多様な空間活用、支援する制度それぞれの取り組みを事例と合わせて紹介	紙媒体であるため、情報の伝達が限定的
担い手が語る官民連携まちづくりの記録	まちづくりに取り組む担い手の事例を特集して紹介	

これら既存の普及啓発のためのツールはそれぞれ目的と課題が異なり、各ツールの課題を補完し、効果的な普及啓発を図る方策が必要である。

#### <新たな普及啓発ツールに求められる要素>

- ①多くの人がアクセスすることができる媒体  
⇒インターネットを通じてアクセスできる媒体（ホームページやSNS）の利用が必要
- ②わかりやすく、まちづくり活動に興味がある方に広く情報が伝達されること  
⇒既存のホームページの課題である「わかりやすさ」を解決することが必要
- ③まちづくり活動に取り組む事例の情報を視覚的に伝えることができること  
⇒事例を地図等へマッピングし、どこでどんな事例があるか視覚的な整理が必要
- ④支援制度の普及を図るため、制度を活用した事例を把握できること  
⇒支援制度の活用状況による事例の検索機能が望ましい
- ⑤情報が常にアップデートされること  
⇒頻繁な更新が難しい場合、まちづくりの担い手の情報は各まちづくり団体が行う情報発信ツールと連携することが必要

上記の①～⑤の要素を満たす普及啓発ツールを以下の方針で作成する。

- ①インターネットを通じた普及啓発ツールとして、基本的な情報プラットフォームとなるホームページを構築する
- ②既存の国土交通省のホームページの刷新し、わかりやすい情報発信ツールを作成
- ③新たなホームページに事例のマッピング機能を付加する
- ④事例のマッピング機能に、支援制度の活用等による検索機能を付加する
- ⑤各事例の取り組みに関する情報は、各団体のホームページへのリンクを行う

## (2) 都市の魅力増進に取り組む多様なまちづくり活動等の情報収集及び整理

官民連携により公共的空間の利活用をはじめとした都市の魅力増進に取り組む多様なまちづくり活動等について、情報収集及び整理を行った。これらの情報は、ホームページにおいて、地図上にマッピングし、位置情報を可視化することで必要な情報へのアクセス性を高めることを目的とする。

### ①整理の視点

まちづくり活動に取り組む団体について以下の4項目について調査を行った。

<調査項目>

「基礎情報（団体名・位置・連絡先・ホームページ）」「活用空間」「活用制度」「地域」

### ②情報収集・整理の対象団体

#### ■都市再生推進法人（50 団体）

都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定する都市再生推進法人は、まちづくりの担い手として行政の補完的機能を担いうる団体とされ、制度や財源の面から支援を受けることができる。

現在（平成 30 年 12 月末時点）、指定されている 50 団体について調査を行った。

#### ■平成 29 年度作成のパンフレットにて紹介実績のある団体（19 団体）

平成 29 年度に作成されたパンフレット（『民間主導でまちを活かすエリアからはじまる都市再生』『担い手が語る官民連携まちづくりの記録』）で紹介した事例をホームページ上で検索および、活用制度等の情報・団体のホームページ等へのアクセスを可能とするため、掲載 19 団体について調査を行った。

#### ■都市再生特別措置法に基づく各種制度の活用実績のある団体

（道路占用許可の特例：38 団体 / 都市公園占用許可の特例：4 団体  
/ 都市利便増進協定：14 団体 / 都市再生歩行者経路協定：1 団体）

公共的空間の利活用を支える各種制度の普及・啓発につなげるため、活用実績がある団体に関する情報へのアクセス性を高めるため、活用実績として把握している全ての団体について調査を行った。

#### ■アンケート調査の送付団体（38 団体）

本調査の「3-1 まちづくり団体の活動状況等を把握するためのアンケート調査」に回答のあった団体の情報を掲載するため、情報の整理を行った。

### (3) ホームページの作成

#### ①ホームページの仕様

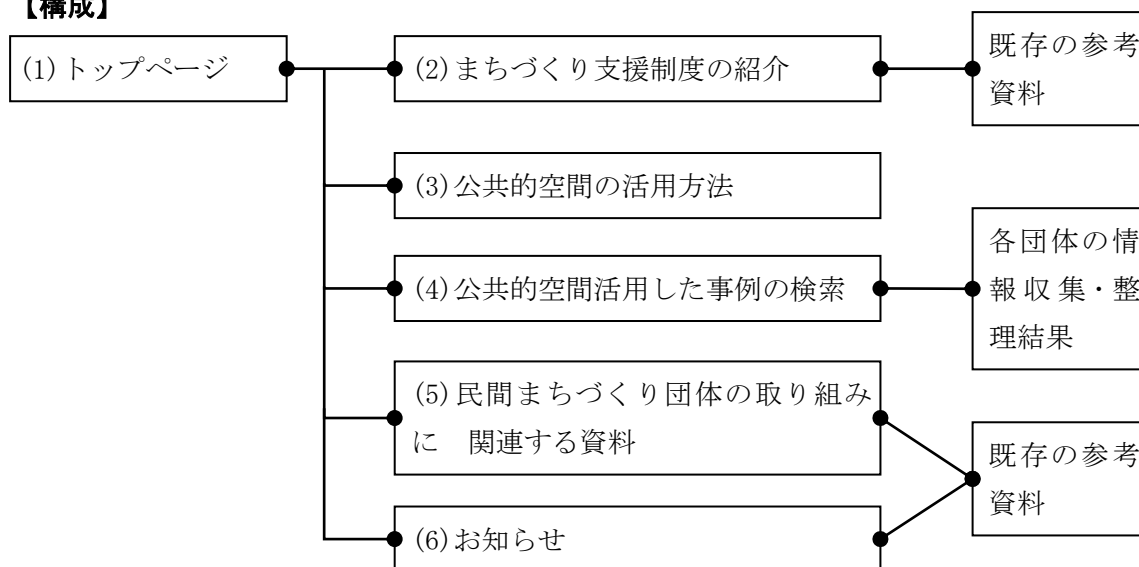
サーバー	国土交通省ホームページ上の「官民連携関連施策」のページに置き換わるものとして、同サーバー内に配置する。
アドレス (URL)	<a href="http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html">http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html</a>
作成言語等	html のみで作成するものとする。

#### ②ホームページの内容と構成

##### 【コンテンツと各ページの内容】

項目	内容	定期更新
(1) トップページ	WEB サイトの主旨	—
	エリアからはじめる都市再生 3つのキーワード / 見えはじめた効果 (国土交通省まちづくり推進課パンフレット『民間主導でまちを活かす エリアからはじまる都市再生』より)	○
(2) まちづくり支援制度の紹介	都市再生推進法人 道路占用許可の特例、河川敷地占用許可の特例、 都市公園の占用許可の特例、 都市利便増進協定、都市再生(整備)歩行者経路協定、 低未利用土地利用促進協定、 民間まちづくり活動促進事業、 都市環境維持・改善事業資金(エリアマネジメント融資)	変更に応じて
(3) 公共的空間の活用方法	道路空間の使い方 / 河川空間の使い方 / 公園の使い方 / 商店街の公共的空間の使い方 / オフィス街の公共的空間の使い方	変更に応じて
(4) 公共的空間活用した事例の検索	活動している空間、活用している制度、地域による絞り込み	○
(5) 民間まちづくり団体の取り組みに関連する資料	活用の手引き ○民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン ○自治体等による民間まちづくり支援の取組み事例の紹介 ○関係通知等	○
(6) お知らせ	官民ボードレスまちづくりミーティング	○

**【構成】**



### ③各ページの作成

#### (1) トップページ

官民連携  
まちづくり  
ポータルサイト

トップに戻る

制度を知ろう    まちを使いこなそう    条件から事例を探す    お役立ち資料集    お知らせ

屋台    公園    マルシェ

### 3つのキーワード

#### 地域独自の課題を発見し解決する

地域経済を再生し雇用を創出するための都市型産業の育成、人口減少や高齢化等により弱体化した地域コミュニティの再構築など、課題はエリアにより様々です。経済、社会、歴史、文化など様々な要素を読み解きながら、地域の課題を発見し、それぞれのエリアにあわせて解決するアプローチが求められています。

北浜テラス（大阪市）  
北浜水辺協議会



## 公民にかかわらず、まちの空間資源を使いこなす



クッチーナ・ティ・トリヨン(北九州市)  
北九州家守舎

地域には、道路や公園等の公共空間、空きビルや空き家、空き地等の民間不動産など、様々な空間資源があります。時代の変化により遊休化・余剰化している空間資源を積極的に発掘し、地域と時代のニーズに対応したコンテンツ（機能）へと転換、再生、活用することが求められています。

## 人間中心の視点で居心地よい環境をつくる

人がつどい、様々なアクティビティが生まれるようにするためには、五感でまちの豊かさを感じられる環境、誰にでも安心して利用しやすい交通などが大切です。作り手ではなく使い手の視点で、人間の身体感覚にあった居心地よい環境をつくることが求められています。



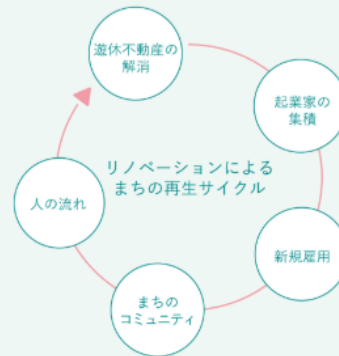
丸の内通り(東京都千代田区)  
大手町・丸の内・有楽町区まちづくり協議会  
+NPO法人「丸の内エリアマネジメント協会」

## 見えはじめた効果

### 新たな事業や雇用の創出

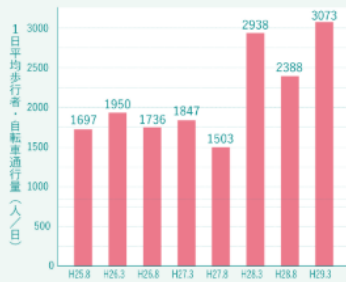
遊休不動産などエリアのストック（資源）を活用した賑わいの再生、都市型産業の育成、クリエイティブな活動に取り組む起業家を育む環境づくりなど、ハードとソフトが連携した都市再生の取組みにより、新たな雇用や事業の創出といった効果が生れます。

北九州市では、リノベーションまちづくりを通じた再生により、地域全体で連続的に行われた遊休不動産のリノベーション物件において、445人の雇用を新たに創出している。



※平成28年7月時点（「北九州市のリノベーションまちづくり」（平成28年7月（一財）地域総合整備財団「公民連携セミナー」資料）より作成）

### 来街者や滞在時間の増加



（日南市の調査データより作成）

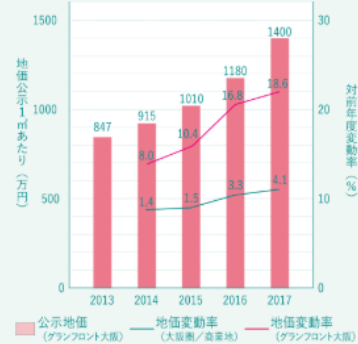
公共と民間の空間が一体となった、居心地のよい都市空間の形成や、エリアの特性を活かしたコンテンツ（機能）の集積形成、まちなかでのアクティビティを創造するきっかけづくりなどの都市再生の取組みにより、来街者数や滞在時間などの増加といった効果が生れます。

日南市の中心市街地（商業地エリア）では、都市再生に向けた取組みにより、歩行者・自転車通行量が大幅に増加している。

## 資産価値の維持・向上

美しい街並みや安全・安心で快適な質の高い環境の形成など、ハード整備の段階から、事業後、その効果を高めるソフトの導入まで、住民を含む多様な主体が継続的に取組むことにより、土地や建物の不動産価値が周辺に比べて高まったり、下落しにくくなるといった効果が期待できます。

グランフロント大阪の公示地価（1㎡あたり）は年々上昇しており、地価変動率も、大阪圏／商業地に比べて、高い値で、年々、増加している。



※各標準地の対前年変動率は、継続する標準地について、前年の地価公示価格との比較から算出。（国土交通省地価公示ウェブサイトの記事より作成）

[>都市トップ](#) [>都市再生トップ](#)

©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## (2) まちづくり支援制度の紹介

官民連携  
まちづくり  
ポータルサイト

トップに戻る

制度を知ろう

まちを使いこなそう

条件から事例を探す

お役立ち資料集

お知らせ

まちづくりに関する取り組みは、これまで行政が中心となって推進してきたところですが、まちづくり会社やNPO等の民間組織がまちづくりに積極的に取り組む事例が増加しています。  
このような取り組みは、地域の特性に応じたまちのにぎわいや都市の魅力向上等の面からも有効であることから、行政としても積極的に支援していくことが重要となっています。  
都市再生特別措置法においても、まちづくりに取り組む団体を支援する制度や、道路空間を活用してにぎわいのあるまちづくりを実現する制度等、官民連携のまちづくりを推進する制度が新しく創設されています。

[イメージ図はこちら▼](#)

### 官民連携のまちづくりを支える制度一覧

#### まちづくりの担い手を支える制度

- [都市再生整備計画▼](#)
- [都市再生推進法人▼](#)

#### まちづくりの活動場所を広げるための支援制度

- [道路占用許可の特例▼](#)
- [河川敷地占用許可の特例▼](#)
- [都市公園の占用許可の特例▼](#)
- [都市利便増進協定▼](#)
- [都市再生（整備）歩行者経路協定▼](#)
- [低未利用土地利用促進協定▼](#)

#### まちづくりの活動を支援するための予算制度

- [民間まちづくり活動促進事業▼](#)
- [都市環境維持・改善事業資金融資（エリアマネジメント融資）▼](#)

[官民連携まちづくりを進めるための制度の手引きはこちら](#)

©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## お役立ち資料集

### 官民連携まちづくりの進め方

#### ～都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き～

実務担当者がまちづくりの現場でより実践的に使えるよう、都市再生特別措置法等に基づく各種制度の内容やメリット、活用プロセス、運用実績・運用事例などを具体的に解説しています。

[本編（一括ダウンロード版）](#)

[本編（分割ダウンロード版）](#)

- [1. 総論](#)
- [2. 都市再生整備計画](#)
- [3. 都市再生推進法人](#)
- [4. 市町村都市再生協議会](#)
- [5. 道路占用許可、河川敷地占用許可、都市公園占用許可の特例](#)
- [6. 都市利便増進協定、都市再生\(整備\)歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定](#)
- [7. 関連制度等](#)
- [8. 運用実績・運用事例](#)

(付録：要綱等の例)

- [・都市再生整備計画記載例](#)
- [・都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱\(例\)](#)
- [・都市利便増進協定認定要領\(例\)](#)
- [・都市再生\(整備\)歩行者経路協定認可要領\(例\)](#)
- [・市町村都市再生協議会規約\(例\)](#)

### 自治体等による民間まちづくり支援の取組み事例の紹介

[自治体等による民間まちづくり支援の取組み事例\(2018年度版\)](#)

## 民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン

民間まちづくり活動団体の多くが、活動の持続を図る上で「財源の確保」が大きな課題となっています。一方で、その地域を見渡せば、まちづくり活動に活用できそうな財源や調達手法は多様に存在しており、地域で生み出される各種財源を集約し、地域全体で財源の過不足を調整することが有効と考えられます。

そこで、本ガイドラインでは、既存制度を組み合わせ、地域で生み出される財源を地域で効果的に活用できる枠組みとして「再配分法人」を提案（下図参照）するとともに、その税務関係を整理しました。

民間まちづくり活動団体とこれを応援する地方公共団体において、まちの魅力・活力を向上させるため、是非お役立てください。

【本ガイドラインの主な特徴】

1. 地域で生み出され、地域の民間まちづくり活動に活用できる財源を「地域まちづくり協力金」と称し、例示しました。
2. 地域まちづくり協力金を集約し、地域全体を見渡して財源の調整機能を担う法人を「再配分法人」と称し、再配分法人の業務内容や適した法人形態を明確化しました。
3. 再配分法人の法人形態や業務内容に照らし、現行税制上の法人税の課税関係を整理し、明示しました。

### 民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン〈枠組み〉 国土交通省

#### 「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン」の目的

地域の関係者の合意の下、地域で生み出される多様な財源を、**地域全体を見渡せる法人**に積み立て、幅広い民間まちづくり活動に**再配分（助成等）**する枠組みを構築



本編 [\[PDF 1.7MB\]](#)

参考資料 [\[PDF 1.0MB\]](#)

## 関連調査等

都市開発事業調査

## 関係通知等

- ・ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行について（技術的助言：H28/9/1）
- ・ 都市再生特別措置法に基づく制度の活用手続き「官民連携まちづくりの進め方」について（事務連絡 H24/1/18）
- ・ 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言：H23/10/20）
- ・ 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の円滑な運用について（技術的助言：H23/10/20）

### 【道路局関係】

- ・ 道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について（道路局通達：H25/7/1）
- ・ 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について（道路局通達：H23/10/20）
- ・ 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路占用許可の取扱いについて（道路局通達：H23/10/20）



(3) 公共的空間の活用方法

官民連携  
まちづくり  
ポータルサイト  
トップに戻る

制度を知ろう    まちを使いこなそう    条件から事例を探す    お役立ち資料集    お知らせ

道路空間を使いこなそう！

河川空間を使いこなそう！

公園を使いこなそう！

商店街を使いこなそう！

オフィス街を使いこなそう！

駅前広場を使いこなそう！

©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



## 道路空間を使いこなそう！

まちなかの道路空間（車道・歩道・地下空間等）は、「道路占用許可の特例」制度を活用して地域に応じた多様な取り組みが行われ、都市空間の質の向上に役立てられています。

### 「人が中心」の道路空間へ 多様なソフト事業で質の高い都市空間を形成

道路空間は、交通環境の維持機能だけでなく、都市空間における賑わいの連続性や大きな役割を担います。地域のまちづくり団体と行政が連携した取り組みにより、商業地域を始めとする人が多く集まるエリアでは、「人が中心」の空間へと道路空間の再配分が行われ、公共空間を活用したオープンカフェや広告事業などが展開されるケースが見られます。



丸の内仲通り  
大手町・丸の内・有楽町ちくまづくり協議会  
+ NPO法人 大丸有エリアマネジメント協会



歩道に設置された防犯カメラ  
一般社団法人グランフロント大阪TMO

さらにその収益を利用して、道路の美化・清掃活動や防犯カメラの設置など安心な空間づくり、利用者の利便性を向上させるサイクルポートの設置と管理など、都市空間の質の向上に役立てる仕組みが活用されています。

#### 道路空間を活用している団体

- 一般社団法人大手町丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
- 一般社団法人グランフロント大阪TMO
- 一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会
- 一般社団法人美園タウンマネジメント
- 株式会社まちづくり大津
- 一般社団法人TCCM
- 株式会社キャッセン大船渡
- 一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント
- 株式会社 まちみとラボ
- 一般社団法人 草薙カルテッド
- 一般社団法人新虎通りエリアマネジメント
- 栄ミナミまちづくり株式会社
- NPO法人 大丸有エリアマネジメント協会
- 札幌大通まちづくり株式会社
- 新宿駅前商店街振興組合
- 株式会社金沢商業活性化センター
- 佐賀市まちなか再生会議
- 一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター
- 浜松まちなかマネジメント株式会社
- 札幌駅前通まちづくり株式会社
- 株式会社紀州まちづくり舎
- 特定非営利活動法人いいだ応援ネットイデア
- 一般社団法人日比谷エリアマネジメント
- 特定非営利活動法人砂山/バンマツリ
- 株式会社真田堀家守舎
- 株式会社宿坊クリエイティブ
- 株式会社まちづくり川越
- まちづくり福井株式会社
- 秋葉原タウンマネジメント株式会社
- 一般財団法人柏市まちづくり公社
- 一般社団法人有楽町駅周辺まちづくり協議会
- 一般社団法人みんとしよ
- 株式会社まちづくり東海
- 高崎まちなかオープンカフェ推進協議会
- 高崎まちなかコミュニティ推進協議会
- 新鳥取駅前地区商店街振興組合
- 高岡市・(公社) 高岡市観光協会
- 株式会社まちづくり真野
- 特定非営利活動法人 I-DO
- サイカパーキング(株)
- 千葉銀座商店街振興組合
- 千葉市中心市街地まちづくり協議会
- ウエストリオテナント会
- パラソルギャラリー実行委員会
- 栄町通り商店街振興組合
- 千葉都心イルミネーション実行委員会
- (公社) 千葉県観光物産協会
- センシティビルディング管理組合
- NPO法人 宇都宮まちづくり推進機構Or-223
- 多摩センター地区連絡協議会
- 新虎通りエリアマネジメント協議会
- 姫路市(運営主体:(株)福山JFMカト)
- 一般社団法人横浜みなとみらい2.1
- (一社) 大崎エリアマネージメント
- 株式会社まちづくり八戸
- 長浜まちづくり株式会社
- デポアインランド通り会

## 河川空間を使いこなそう！

河川空間は、「河川敷地占用許可の特例」制度を活用した水辺の飲食店等の設置や地域にうるおいをもたらす親水空間の整備等により、都市空間の質の向上に役立てられています。

### 川と街の連続性をつくる 河川空間を活用したうるおいある都市づくり

河川空間は防災対策の安全性を確保した上で、都市にうるおいを与える親水空間としての機能の活用が求められています。

「河川敷地占用許可の特例」制度を活用して、民間企業が河川敷地の包括的占有者としての許可を受け、河川空間において従来規制されてきた民間による商業的な利活用を可能とし、水辺に新たな魅力を創り出すため、民間のノウハウや活力を導入したオープンカフェを実施している事例もあります。



北浜テラス  
北浜水辺協議会

また、河川管理者が河川空間を親水空間として遊歩道や美しい景観整備を行い、地域住民や地域の団体が河川敷地を活用したイベント開催等を行いつつ、河川空間の管理についても官民で役割分担をして進めている事例が見られます。



京橋川のオープンカフェ  
水の都ひろしま推進協議会

### 河川空間を活用している団体

- 株式会社キャッセン大船渡
- 北浜水辺協議会
- 株式会社金沢商業活性化センター
- 佐賀市まちなか再生会議
- 一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター
- 株式会社紀州まちづくり舎
- 特定非営利活動法人砂山パンマツリ
- 株式会社宿坊クリエイティブ
- NPO法人 宇都宮まちづくり推進機構
- （一社）大崎エリアマネージメント
- 水の都ひろしま推進協議会

## 公園を使いこなそう！

公園は、「都市公園法」の改正や「都市公園占用許可の特例」制度により、地域にふさわしい公園のあり方に応じた多様な取り組みが行われ、都市空間の質の向上に役立てられています。

### エリアの価値を高める 公園空間の新しい使い方

公園は、都市における緑を伴うオープンスペースであり、公園の多様な機能は地域の状況に応じて最大限に活用されることが求められています。

公園の全面改修にあわせて地域貢献に高い意欲をもつカフェ運営事業者が選定され、地域住民やカフェ事業者らと行政が協力し、新しいスタイルでの運営を行っている公園があります。



南池袋公園  
南池袋公園をよくする会



てんしば（天王寺公園）  
近鉄不動産株式会社

また、官民の協働により公園施設の一部を改修整備し、公園内の芝生広場を中心に子どもの遊び場やカフェ、フットサルコートなど多彩な店舗を設置し、イベントの開催など民間が管理運営を行っている公園があります。

こうした事例を踏まえ、平成29年度に都市公園法の一部が改正され、今後も官民ボーダーレスによる新しい公園の空間づくりが推進されます。

### 公園を活用している団体

- 一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会
- 株式会社まちづくり大津
- 一般社団法人TCCM
- 株式会社 まちみとラボ
- 一般社団法人竹芝エリアマネジメント
- 一般社団法人荒井タウンマネジメント
- 栄ミナミまちづくり株式会社
- 南池袋公園をよくする会
- 株式会社金沢商業活性化センター
- 佐賀市まちなか再生会議
- 株式会社ワカヤママヨリ舎
- ユタカ交通株式会社
- まちづくり福井株式会社
- 草津まちづくり株式会社
- 一般財団法人柏市みどりの基金
- 株式会社飯田まちづくりカンパニー
- 一般社団法人みんとしよ
- 千葉市中心市街地まちづくり協議会
- 千葉都心イルミネーション実行委員会
- 姫路市（運営主体：(株)福山JG&M)
- 一般社団法人横浜みなとみらい2.1
- (一社)大崎エリアマネジメント



## 商店街を使いこなそう！

商店街の中の空き店舗のリノベーションや空き地の活用等、  
民有地を活用して商店街のにぎわいを取り戻す多様な取り組みが行われています。

### 官民パートナーズで取り組む 地域に応じた新たな空間資源の創出

商店街は、民有地でありながら官民パートナーズの取り組みにより、民有地に留まらないエリア全体の再生や活性化につながる事例が増えています。

遊休不動産の更新等にあたり、民間と公共の不動産再生を通じてまちをリノベーションする都市再生手法を実践する取り組みも全国で行われています。



和歌山中心部  
株式会社紀州まちづくり舎+株式会社ワカヤマヤモ



油津商店街  
油津まちづくり会館+油津商店街振興会  
+株式会社油津応援団+日南まちづくり株式会社他

商店街に関わることを市民が面白く、楽しいと感じるためのコトづくりからスタート。地域の市民を巻き込んでいき、空き店舗のリノベーションや空き地の活用など様々な事業へと発展していくことで、多様な民間主体と行政との緊密な連携が生まれます。シャッター商店街と言われた場所も、空き店舗解消、雇用創出、来街者数の増加などの成果を挙げている事例があります。

### 商店街を活用している団体

- 一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会
- 一般社団法人TCCM
- 株式会社キャッセン大船渡
- 株式会社 まちみとラボ
- 一般社団法人 草薙カルテッド
- 多治見市まちづくり株式会社
- 桜井まちづくり株式会社
- 株式会社金沢商業活性化センター
- 佐賀市まちなか再生会議
- 浜松まちなかマネジメント株式会社
- 特定非営利活動法人  
いいだ応援ネットイデア
- NPO法人 宇都宮まちづくり推進機構
- 長浜まちづくり株式会社
- 岐阜市にぎわいまち公社
- 堺まちづくり株式会社

## オフィス街を使いこなそう！

遊休不動産や新規事業前の空地、再開発に伴い設置された公開空地などの民有地は、「不動産を活用」に留まらずエリアの再生を目指す多様な取り組みが行われています。

公共的空間をオフィス街の供用スペースに。  
ワーカーや来街者の出会いでまちを豊かに！

オフィス街には、再開発に伴い設置された公開空地がまちの公共的空間として存在している場所があります。

こうした場所を活用して、オフィスワーカーや来街者が参加する交流イベント等を各オフィスが連携して開催するなど、民間が主体となって活動する取り組みが全国で行われています。



新宿副都心エリア  
一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会



コバルトオリ  
札幌駅前通まちづくり株式会社

低未利用地を活用してビジネス機会や交流の場を創出

新規事業化前の空地を暫定利用して、地域の魅力発信、都心部において店舗を構えていきたい事業者に向けたチャレンジ機会の提供など、まちを面白くするプレイヤーがつながりあう交流の場をつくり、エリアの魅力を高める取り組みを行っている事例があります。

再開発等により創出された公開空地は、利用が一部制限されていますが、条例により地域に応じた多様な活動を可能にし、エリア価値の向上につなげる取り組み事例もあります。

### オフィス街を活用している団体

- 一般社団法人大手町丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
- 一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会
- NPO法人 大丸有エリアマネジメント協会
- 株式会社金沢商業活性化センター
- 佐賀市まちなか再生会議
- 札幌駅前通まちづくり株式会社
- 一般社団法人日比谷エリアマネジメント
- 一般社団法人有楽町駅周辺まちづくり協議会
- 一般社団法人横浜みなとみらい21

## 駅前広場を使いこなそう！

鉄道駅前の広場・空間は、バス・タクシー・一般車両等の交通ハブの機能に加えて、まちの顔として人のアクティビティの場として活用される事例が増えています。

駅前広場はまちの玄関口。

定期的なイベント等の実施で来街者との交流を創出。

駅前広場には、車両のための空間の他に、歩行者のための空間が設けられている場所が増えています。こうした空間を活用して、定期的なイベントや賑わいづくりの取り組みが行われ、来街者との交流機会の創出や地域イメージの向上が図られています。



豊田市駅前の広場を活用したイベント  
一般社団法人 TCCM



大崎ウエルカム・ビジョン（デジタルサイネージ  
広告）  
一般社団法人 大崎エリアマネジメント

人通りの多い利点を活かして広告活動を展開。  
広告収入でまちづくりの財源を確保。

駅前広場は、地域の中で最もひとの流れの多い場所の一つであり、民間企業の広告掲載効果が期待される場所です。まちづくり団体が駅前デッキ等の指定管理を受け、こうした場所を活用した広告事業を展開し、その収益をまちづくり活動の財源とする事例が見られます。

### 駅前広場を活用している団体

- 一般社団法人グランフロント大阪TMO
- 一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会
- 一般社団法人TCCM
- 一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント
- 株式会社 まちみとラボ
- 一般社団法人 草薙カルテッド
- 多治見市まちづくり株式会社
- 一般社団法人荒井タウンマネジメント
- 佐賀市まちなか再生会議
- 浜松まちなかマネジメント株式会社
- 秋葉原タウンマネジメント株式会社
- 株式会社まちづくり東海
- ウェストリオテナント会
- 一般社団法人横浜みなとみらい21
- （一社）大崎エリアマネジメント



(4) 公共的空間活用した事例の検索

官民連携  
まちづくり  
ポータルサイト  
トップに戻る

制度を知ろう    まちを使いこなそう    条件から事例を探す    お役立ち資料集    お知らせ

### 事例の条件検索

活用している空間

- 商店街     道路
- オフィス街     河川
- 駅前広場     公園
- その他

活用している制度

※都市再生特別措置法に基づく制度

- 都市再生推進法人
- 道路占用許可の特例
- 河川敷地占用許可の特例
- 都市公園占用許可の特例
- 都市利便増進協定
- 都市再生（整備）歩行者経路協定
- 低未利用土地利用促進協定

地域

- 北海道     近畿
- 東北     中国
- 関東     四国
- 中部     九州
- 北陸     沖縄

検索結果 94件

全て選択    絞り込みを解除

Leaflet | 地理院タイル



(5) 民間まちづくり団体の取り組みに 関連する資料

官民連携  
まちづくり  
ポータルサイト  
トップに戻る

制度を知ろう    まちを使いこなそう    条件から事例を探す    **お役立ち資料集**    お知らせ

## お役立ち資料集

### 官民連携まちづくりの進め方 ～都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き～

実務担当者がまちづくりの現場でより実践的に使えるよう、都市再生特別措置法等に基づく各種制度の内容やメリット、活用プロセス、運用実績・運用事例などを具体的に解説しています。

[本編 \(一括ダウンロード版\)](#)

[本編 \(分割ダウンロード版\)](#)

- [1. 総論](#)
- [2. 都市再生整備計画](#)
- [3. 都市再生推進法人](#)
- [4. 市町村都市再生協議会](#)
- [5. 道路占用許可、河川敷地占用許可、都市公園占用許可の特例](#)
- [6. 都市利便増進協定、都市再生\(整備\)歩行者経路協定、低木利用土地利用促進協定](#)
- [7. 関連制度等](#)
- [8. 運用実績・運用事例](#)

(付録：要綱等の例)

- [・都市再生整備計画記載例](#)
- [・都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱 \(例\)](#)
- [・都市利便増進協定認定要領 \(例\)](#)
- [・都市再生 \(整備\) 歩行者経路協定認可要領 \(例\)](#)
- [・市町村都市再生協議会規約 \(例\)](#)

### 自治体等による民間まちづくり支援の取組み事例の紹介

[自治体等による民間まちづくり支援の取組み事例\(2018年度版\)](#)

## 民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン

民間まちづくり活動団体の多くが、活動の持続を図る上で「財源の確保」が大きな課題となっています。一方で、その地域を見渡せば、まちづくり活動に活用できそうな財源や調達手法は多様に存在しており、地域で生み出される各種財源を集約し、地域全体で財源の過不足を調整することが有効と考えられます。そこで、本ガイドラインでは、既存制度を組み合わせ、地域で生み出される財源を地域で効果的に活用できる枠組みとして「再配法人」を提案（下図参照）するとともに、その税務関係を整理しました。民間まちづくり活動団体とこれに応援する地方公共団体において、まちの魅力・活力を向上させるため、是非お役立てください。

【本ガイドラインの主な特徴】

1. 地域で生み出され、地域の民間まちづくり活動に活用できる財源を「地域まちづくり協力金」と称し、例示しました。
2. 地域まちづくり協力金を集約し、地域全体を見渡して財源の調整機能を担う法人を「再配法人」と称し、再配法人の業務内容や適した法人形態を明確化しました。
3. 再配法人の法人形態や業務内容に照らし、現行税制上の法人税の課税関係を整理し、明示しました。

### 民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン〈枠組み〉 国土交通省

#### 「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン」の目的

地域の関係者の合意の下、地域で生み出される多様な財源を、**地域全体を見渡せる法人**に積み立て、幅広い民間まちづくり活動に**再分配（助成等）**する枠組みを構築



本編 [\[PDF 1.7MB\]](#)

参考資料 [\[PDF 1.0MB\]](#)

---

## 関連調査等

---

都市開発事業調査

---

## 関係通知等

---

- ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行について（技術的助言：H28/9/1）
- ・都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き「官民連携まちづくりの進め方」について（事務連絡 H24/1/18）
- ・都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言：H23/10/20）
- ・都市再生特別措置法の一部を改正する法律の円滑な運用について（技術的助言：H23/10/20）

【道路局関係】

- ・道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について（道路局通達：H25/7/1）
- ・都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について（道路局通達：H23/10/20）
- ・都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路占用許可の取扱いについて（道路局通達：H23/10/20）

©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(6) お知らせ

官民連携  
まちづくり  
ポータルサイト  
トップに戻る

制度を知ろう    まちを使いこなそう    条件から事例を探す    お役立ち資料集    **お知らせ**

### 新着情報

[2019.04] ホームページをリニューアルしました。

### イベント情報

官民ボーダーレスまちづくりミーティング▼

©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## イベント情報

### 官民ボーダーレスまちづくりミーティング▼

官民ボーダーレスのまちづくりの取組を推進するため、国土交通省都市局と全国エアリアマネジメントネットワークの共催によるシンポジウム「官民ボーダーレスまちづくりミーティング」を開催しました。

#### 【開催報告】官民ボーダーレスまちづくりミーティング

案えよう！マインド  
集まれ！まちの担い手

官民ボーダーレスのまちづくりの取組を推進するため、国土交通省都市局と全国エアリアマネジメントネットワーク<sup>※1</sup>の共催によるシンポジウム「官民ボーダーレスまちづくりミーティング」を開催しました。（WEB中継による全国多地点同時開催）

- ◆日程 平成31年1月28日(月)
- ◆会場 東京メイン会場：御茶ノ水ソラシティ ソラシティホール（東京都千代田区）  
札幌サテライト会場：さっぽろ創世スクエア（北海道札幌市）  
福井サテライト会場：リノベーションダンスホール 桃原郷（福井県福井市）  
宇部サテライト会場：石若グリエティブコンテナ（山口県宇部市）
- ◆参加人数 東京会場:434名 札幌会場:29名 福井会場:41名 宇部会場:26名  
→ 計:530名

- ◆登壇者 田坂 浩明 長崎県立大学人文学部講師（アシリナー）  
（司会者） 馬場 正尊 新潟県立大学准教授 佐藤 裕久 岡山県立大学准教授  
保井 美樹 京成大学准教授 佐藤 守孝 岡山県立大学准教授

- ◆サテライト会場メインレポーター（各会場）  
札幌会場：川部 彰浩 札幌大通まちづくり推進協議会代表理事  
福井会場：若崎 正夫 まつえの福祉時代学研究所代表理事  
宇部会場：小外 剛士 山口大学大学院経済学系准教授

- ◆内容 ○全国の民間まちづくり活動の現場をWEB中継で繋ぎ、現地で活躍する団体や産民守官の有識者らで行うトークセッション  
○会場の参加者を対象にした、スマートフォン等によるリアルタイムアンケート  
○市町町村がパートナーとして指定したまちづくりの団体(都市再生推進法人)等によるポスターセッション

官と民で生み出す都市空間の現状や可能性など、これからの官民連携まちづくりについて、参加者全員が当事者となりディスカッションを行いました。

※1 全国エアリアマネジメントネットワーク：平成26年7月、全国のエアリアマネジメント団体の交流の場として設立された組織。エアリアマネジメントに関わる人々のコミュニティ構築による活動の活性化、社会への発信等の取組を目的とし、国交省とはこれまで「都市再生推進法人等会議※2」等で連携。  
※2 都市再生推進法人等会議：平成27～29年度にかけ、全国エアリアマネジメントネットワーク等と連携して開催してきた会議。本シンポジウムは、この会議の次のステップとして実施。



東京メイン会場



札幌サテライト会場



宇部サテライト会場



福井サテライト会場



参考：ファンクターが中心となる市民の力でまちづくりを推進

#### 【資料】

- ・次巻
- ・ポスターセッション資料（1／6）
- ・ポスターセッション資料（2／6）
- ・ポスターセッション資料（3／6）
- ・ポスターセッション資料（4／6）
- ・ポスターセッション資料（5／6）
- ・ポスターセッション資料（6／6）



## 第4章 とりまとめ

### 4-1 公共空間の利活用の取組に係る先進事例を紹介する場の企画・運営による知見の収集・整理について

「官民ボーダーレスまちづくりミーティング」の開催を通して、公共空間の利活用の取組に係る先進事例を紹介する場の企画・運営による知見の収集・整理について得られた知見を整理する。

#### (1) 官民ボーダーレスまちづくりミーティングの成果

- 本「官民ボーダーレスまちづくりミーティング」は、平成27年度から開催してきた都市再生推進法人等会議の次のステージとして企画をしてきたものである。
- これまでの都市再生推進法人等会議は、全国エリアマネジメントネットワークとの連携により、「エリアマネジメントシンポジウム」と前後半を分けて開催されてきており、都市再生推進法人等会議では主に新規に都市再生推進法人に指定された団体のプレゼンテーションや有識者等による基調講演、エリアマネジメントシンポジウムは関係まちづくり団体等による先進的な取組やエリアマネジメントの展開に関するトークセッション等により構成されてきた。
- 今回の企画は、これまでの都市再生推進法人等会議が果たしてきた役割（都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人指定を受けた団体がその取り組みについて事例報告する場の設置や、多様な観点からそれぞれ異なる手法等を用いて自立的・継続的な都市再生に取り組む団体等が一同に会し情報共有や意見交換を行うなどの場の創出）は踏襲しつつ、国土交通省及び全国エリアマネジメントネットワークとの共催により前後半の隔たりを無くし、また全体を通して一貫したテーマ・論点設定を行うなどにより、来場者・参加者にとってより知見を得やすい企画構成とすることを目指した。
- さらに、過去の同様企画（平成29年度開催の「官民連携まちづくり祭（和歌山市開催）」において示された「課題（移動や参加に伴う人的・費用的負担、地方都市開催の場合の参加容易性や開催規模の設定等）」の解消に資すること、また「利点（地方都市開催によるまちづくりの現場の臨場感等）」をさらに効果的にしていくことも、企画する上での重要な検討課題であった。
- これらを踏まえ、過年度に指定された団体を含め多くの都市再生推進法人に参加頂いた「ポスターセッション」、そして地方都市における参加容易性や地方間の連携を可能にした「多地点同時開催型（東京をメイン会場としつつ地方都市にサテライト会場を設置すること）」、並びに産官学民それぞれの視点から1つのテーマ（今回は「公共的空間」）について議論を深めていくトークセッションなどにより本「官民ボーダーレスまちづくりミーティング」を企画構成するに至った。

- 加えて、来場者・参加者、そして地方サテライト会場来場者等が受動的な「観客・聴衆」とならないために、リアルタイムによるアンケート調査等を導入した。
- これらの企画については、終了後アンケート結果から、ポスターセッションについては「とても満足・やや満足」が約 61%、サテライト会場からの中継レポートについては「とても満足・やや満足」が約 77%、トークセッションについては前後半共に「とても満足・やや満足」が約 85%、リアルタイムアンケートについては「とても満足・やや満足」が約 72%（全体）といった評価を得ることが出来た。
- 「シンポジウム」が一地点開催で一方的な情報提供となることが一般的に多いのに対し、多地点開催やリアルタイム（中継やアンケートなど）が果たす役割は大きく、特に民間まちづくり団体や行政職員等のように人的・費用的な負担を負うことが困難な場合において参加意欲や参加成果、参加体験を向上・獲得する上では、非常に重要な手法であったと考えられる。

## (2)今後の課題

- 多地点開催やリアルタイムは、大きな成果につながる一方で、設備的条件に左右されやすい。今回においても、東京会場・サテライト会場それぞれの設備環境、及び WEB 中継接続などネットワーク環境の整備について、入念な下準備が必要となった。このため、メイン会場及びサテライト会場において、人的・時間的負担を要した。また開催当日においても、WEB ネットワークの不具合等による音声や画像の乱れなども多少生じた。より簡易で確実な設備を整えていくことは、多地点開催・リアルタイムによるシンポジウムを円滑に運営可能にするだけでなく、来場者・参加者にとってもストレスの無い参画となる。
- 終了後アンケートでは、今後、地方サテライト会場としてとりあげてほしい地域について「九州・近畿・中部」などが多くあげられた。地方サテライト会場の選定にあたっては、多様で魅力的な取組が官民相互或いは地方間相互に横展開されるよう、都市規模や地域環境、その地域で主体となっている民間まちづくり団体の取組やその状況など、多角的な視点や選定都市のバランスなどを十分に考慮する必要がある。また、同アンケートでは「地方会場の発言時間が短かった」といった意見も少数ながらあったことから、地方サテライト会場がトークセッションにより深く関わるようなプログラムとすることも改善すべき点と考えられる。



## 4-2 公共空間の利活用に取り組む団体等の現況把握、連携促進及び普及啓発方策の検討について

---

「民間まちづくり団体及び地方公共団体の活動状況等を把握するためのアンケート調査」及び「公共空間の利活用に関する取組等を紹介する WEB サイトの構築」を通して、公共空間の利活用に取り組む団体等の現況把握、連携促進及び普及啓発方策の検討について得られた知見を整理する。

### (1) 民間まちづくり団体及び地方公共団体の活動状況等を把握するためのアンケート調査の成果

#### ①地方公共団体へのアンケート調査

- 本調査は全市区町村 1,741 市町村を対象とし、公共空間利活用に関する現況把握（制度の活用状況、取組状況）及び官民連携まちづくりに対する取り組み状況及び今後の展開の可能性等についての把握を行った。
- 市区町村にまちづくりを主な目的として活動している団体がどれだけあるかの把握をするため、平成 28 年度 3 月時点の調査票を自治体ごとに添付し、変更等があった場合は更新をして返信をしてもらう方法をとった。これにより、前回調査との比較による増減・更新状況を適切に把握することができた。
- 回答票に関してこれまでの調査では自由記述式が大半であったが、平成 27 年度及び平成 29 年度調査回答内容より選択式にすることで回答者の負担を軽減することができた。

#### ②民間まちづくり団体へのアンケート調査

- 本調査は、都市再生推進法人（50 団体）、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員（48 団体）、全国エリアマネジメントネットワーク会員（40 団体）計 138 の民間まちづくり団体を対象とし、公共空間利活用に関する現況把握（制度の活用状況、取組状況）及び官民連携まちづくりに対する取り組み状況及び今後の展開の可能性等についての把握を行った。
- 平成 29 年度の調査と同様の設問を設けることで、経年比較をしやすくした。
- 官民連携まちづくりに対する取り組み状況及び今後の展開の可能性に対し、地方自治体へのアンケート調査と同様の設問を設けることで、民と官の認識の違いを比較することができた。

## **(2) アンケート調査に係る今後の課題**

### **① アンケート調査内容の視点について**

- 今回行ったアンケートでは、「1.民間まちづくり団体の活動状況把握」、「2.都市再生特別措置法に基づく制度活用状況の把握」、「3.公共空間の利活用状況の把握」、「4.官民連携まちづくりに関する意向把握」、「5.その他各種制度・事業の活用状況の把握」と、5つの視点から調査を行った。
- 1、2、3、5などの、経年で把握する必要がある状況の把握に関する項目については、設問を固定化し毎年調査を行っていく事が必要である。
- 2などの、今後の意向を把握する項目については、社会課題解決に向けた潮流などを踏まえて設定しその都度必要な項目について調査を行い、今後の制度設計・普及啓発等に役立てていく事が望まれる。
- 今回その他（自由回答記述）が多かった項目については、さらに類型化し選択式にすることで回答者の負担の軽減が望まれる。

## **(3) 公共空間の利活用に関する取組等を紹介する WEB サイトの構築の成果**

### **① まちづくり活動の普及啓発方策について**

- 本調査は、公共的空間の利活用に関するまちづくり活動の普及啓発を図る既存のツールを比較検討し、各ツールの課題を補完する効果的な方策の検討を行った。
- インターネットを通じた普及啓発ツールとして、基本的な情報プラットフォームとなるホームページを構築する必要性があり、新たな機能を付加して、既存の国土交通省『官民連携関連施策』のホームページを刷新することとした。

### **② まちづくり活動等の情報収集及び整理について**

- 本調査で作成するホームページに公開することを目的とした事例の収集を行った。
- ホームページは、公共的空間の利活用を促進し、支援制度と合わせて普及啓発を図ることを目的とするため、対象団体は、都市再生特別措置法に基づく制度を活用している団体やこれまでの普及啓発ツールを通じて紹介実績のある団体、本調査における「民間まちづくり団体の活動状況等を把握するためのアンケート調査」の対象団体とした。
- 調査にあたっては、ホームページに掲載する内容（「基礎情報（団体名・位置・連絡先・ホームページ）」「活用空間」「活用制度」「地域」）について把握した。

### **③ ホームページの作成について**

- 本調査で作成するホームページは、公共的空間を利活用したまちづくりの取組

みや支援制度について、わかりやすく情報発信し、普及啓発を図ることを目的として作成した。

- 既存の国土交通省『官民連携関連施策』のページに代わるものとして、これまでのコンテンツを引き継ぎ、新たにまちづくり活動のキーワード・効果や事例の検索機能を付加した。

#### **(4) WEB サイトの構築に係る今後の課題**

##### **①各種普及啓発方策の連携について**

- 本調査においては、インターネットを通じた普及啓発ツールとして、基本的な情報プラットフォームとなるホームページを構築することが必要であると結論づけたが、ホームページが刷新された後は、ホームページだけでなく、インターネットを通じたその他の媒体（SNSや動画サイト等）をシームレスに取り込み、複合的な情報発信を行う事も効果的である。
- さらに、まちづくり活動の普及啓発にあたっては、国土交通省から発信だけでなく、まちづくり活動を行う団体同士の横のつながりを創出し、情報交換・交流を促進するプラットフォームの構築することも普及啓発に向けて効果的である。

##### **②まちづくり活動等の情報収集及び整理について**

- 本調査の対象とした団体は、ホームページの刷新にあたって、都市再生特別措置法に基づく制度を活用している団体や過去に紹介実績のある団体等に限定したが、各自治体の条例を活用して活動している団体や制度に依らないまちづくり活動に取り組む団体等、まちづくり活動の普及啓発に向けてさらに調査対象団体を広げていくことが求められる。
- 本調査では、調査項目について、マッピングを前提として基礎情報と制度、活用場所等に限定して調査を行ったが、過年度作成のパンフレット等で行ってきた情報発信同様、まちづくり団体の活動詳細や汎用性のある活動を行っているまちづくり団体について、新たなホームページ通じて紹介するための調査が望まれる。

##### **③ホームページの更新について**

- 本調査で作成したホームページは、制度の改正・まちづくり活動の変化に合わせて、更新が容易に行えることが必要である。更新が容易に行える内容と更新に専門的な技術を要する項目は以下の通りである。

###### **<更新が容易に行える項目>**

- トップページの記載内容
- まちづくり支援制度の紹介内容
- 公共的空間の活用方法の記載内容

マッピングされている団体の追加・削除・修正

お役立ち資料集に関連する資料の記載内容

お知らせの記載内容

<更新に専門技術を要する項目>

団体のマッピングにおける検索項目の変更、検索システムの変更

新たなページの追加

デザインの変更

CGI や JavaScript を用いた効果の付加

- 今後、支援制度の追加等に伴い、マッピングシステムの変更等が想定される。その際は、ホームページの作成に関する専門技術が必要となることに留意する。



公共空間の利活用による都市の魅力増進に向けた  
官民連携の現況及び普及・横展開に関する調査・検討業務

報告書

平成 31 年 3 月

発 行 国土交通省 都市局 まちづくり推進課

連絡先 〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

電 話 03-5253-8111 (代表)

FAX 03-5253-1589

調査受託機関 昭和株式会社